

令和7年度 強度行動障害支援者養成<基礎>研修 2日目テキスト

研修資料

	ページ
⑥ 【講義】 行動障害と制度・虐待防止	1
⑦ 【演習】 基本的な情報収集 —行動を見る視点	66
⑧ 【演習】 特性の分析 —特性の把握と適切な対応	88
⑨ 【講義】 親の願い	資料なし
⑩ 【講義】 チームプレイの基本 —チームプレイの必要性	130
⑪ 【演習】 チームプレイの基本 —支援手順書に基づく支援と記録の方法	184

⑥ 【講義】 行動障害と制度・虐待防止

1

行動障害と制度 障害者虐待防止

和歌山県障害福祉課

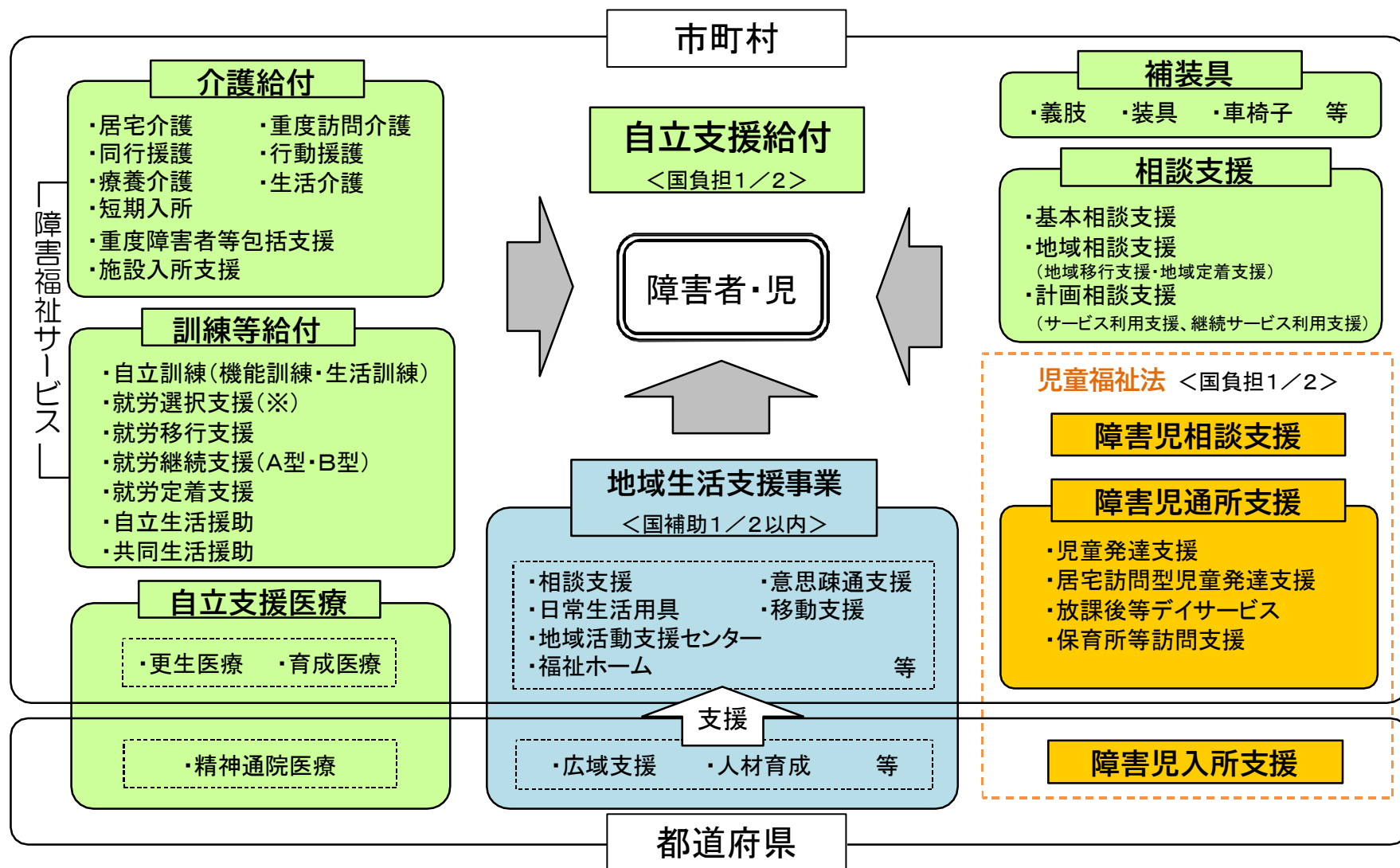
※本資料は、令和7年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修（指導者研修））の資料を基に作成しています。

講義の内容

1. 行動障害と障害福祉制度について
2. 障害者虐待防止について
 - ①令和5年度虐待対応状況調査結果について
 - ②障害者虐待防止対策について

1. 行動障害と障害福祉制度 について

障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	211,902	22,570
		重度訪問介護 者	13,754	7,615
		同行援護 者 児	27,517	5,750
		行動援護 者 児	16,519	2,337
		重度障害者等包括支援 者 児	41	11
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児	65,167	6,572
		療養介護 者	21,202	259
		生活介護 者	305,262	12,958
施設系		施設入所支援 者	122,144	2,526
居住支援系		自立生活援助 者	1,200	272
		共同生活援助 者	198,092	14,148
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,192	183
		自立訓練（生活訓練） 者	15,462	1,380
		就労移行支援 者	37,467	2,849
		就労継続支援（A型） 者	84,997	4,382
		就労継続支援（B型） 者	379,100	18,313
		就労定着支援 者	18,247	1,696

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 62.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 11 月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 センター 児	194,164	13,440
		センター以外 児		
	訪問系	放課後等デイサービス	374,540	22,487
		居宅訪問型児童発達支援	378	134
入所系	障害児入所系	保育所等訪問支援	28,629	2,425
		福祉型障害児入所施設	1,260	183
	入所系	医療型障害児入所施設	1,742	200
		計画相談支援	242,241	10,509
相談支援系	相談支援に係る給付	障害児相談支援	89,276	6,815
		地域移行支援	726	380
		地域定着支援	4,586	549
		【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨		

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。2.利用者数及び施設・事業所数は、令和6年11月サービス提供分（国連データ）

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

共生社会の
実現

障害者基本法
(心身障害者対策基本法
として昭和45年制定)

【S56】

【H5】

心身障害者対策基本法
から障害者基本法へ

【H23】

障害者基本法
の一部改正

3障害
共通の制度

地域社会に
おける共生の実現

国際障害者年
”完全参加と平等“

身体障害者福祉法
(昭和24年制定)

利用者が
サービスを選択
できる仕組み

【H15】

支援費制度の施行

【H18】

障害者自立支援法施行

【H24.4】

障害者自立支援法・
児童福祉法の一部改正法施行

【H25.4】

障害者総合支援法施行

【H30.4】

改正法の施行・報酬改定

【R6.4】

改正法の施行・報酬改定

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法
として昭和35年制定)

【H10】

精神薄弱者福
祉法から知的障
害者福祉法へ

【S62】

精神衛生
法から精神保
健法へ

【H7】

精神保健法か
ら精神保健福
祉法へ

地域生活
を支援

難病等を
対象に

相談支援の充実、障害児
支援の強化など

「生活」と「就労」に
関する支援の充実など

精神保健福祉法
(精神衛生法として
昭和25年制定)

強度行動障害の施策の経過

昭和55年

令和3年

施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

利用者 施設数	H23.4 2432人 308施設	H24.4 8667人 638施設	R1.12 19,670人 892施設	R2.12 21,054人 939施設
------------	-------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------

- 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ)(研修義務付 体制加算+個人加算)

平成25年 平成26年 平成27年 平成30年 令和3年

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
重度障害者支援加算見直し(研修義務づけ)
重度障害者支援加算見直し・新加算創設
重度障害者支援加算見直し・新加算創設

在宅・地域サービス

利用者 事業所数	H19.11 3204人 739事業所	H20.4 3296人 901事業所	H22.1 4528人 1,787事業所	R1.12 11,824人 1,811事業所	R2.12 11,159人 1,811事業所
-------------	---------------------------	--------------------------	----------------------------	------------------------------	------------------------------

- 平成5年 知的障害者ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月 行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月 行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月 行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月 重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月 重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

短期入所 共同生活援助	H23.4 780人 113人	H24.4 1164人 399人	R1.12 5,407人 3,316人	R2.12 4,584人 3,818人
----------------	-----------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------

- 平成18年10月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月 日中サービス支援型グループホームの創設

- 令和3年4月(主なもの)
重度障害者支援加算(Ⅱ) アセスメント期間の見直し
90日間+700単位 → 180日間+500単位
グループホーム 区分6以上 → 区分4以上
生活介護 施設入所支援の外部通所者に算定可
障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

専門的
拠点

平成14年
自閉症・発達障害
支援センター創設



平成17年
発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	生活介護・施設入所支援	短期入所	共同生活援助		生活介護・施設入所支援	短期入所	共同生活援助	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行） 407単位 →（見直し後） 437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行） 1,940単位 →（見直し後） 1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害児支援における強度行動障害を有する児への支援の充実

第45回（R8.2.6）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料より抜粋

児童発達支援・放課後等デイサービス

- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別サポート加算（Ⅰ）》**【現行】**100単位/日
※著しく重度（食事・排泄・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

【改定後】ケアニーズの高い障害児に支援 90単位/日
同 基礎研修修了者を配置し支援 **120単位/日**
著しく重度の障害児に支援 **120単位/日**
（主として重症児除く）

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》**【現行】**155単位/日
※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

【改定後】（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位/日
（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位/日（※放デイのみ）
加算開始から90日間は+500単位/日
※実践研修修了者（Ⅱは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）も創設

保育所等訪問支援

- 強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

新設《強度行動障害児支援加算》200単位/日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

障害児相談支援

- 強度行動障害を有する児へ相談支援を行った場合に評価

《行動障害支援体制加算》**【現行】**35単位/月
実践研修を終了している相談支援専門員を配置し公表

【改定後】（Ⅰ）6.0単位/月
強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して指定障害児相談支援を実施
（Ⅱ）3.0単位/月
現行通り

障害児入所施設

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》**【現行】**781単位/日
加算開始から90日間は+700単位/日

【改定後】（Ⅰ）（児基準20点以上）390単位/日
（Ⅱ）（児基準30点以上）781単位/日 ※90日間+700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月4回まで）
（Ⅱ）他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも3月以内）も創設

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。

国立のぞみの園



都道府県



障害福祉サービス等事業所

サービス管理責任者クラスの職員



平成26年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) 講義＋演習(12時間)

支援現場の職員



平成25年度～ 強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) 講義＋演習(12時間)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(実践研修)の位置づけ

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)

①アセスメント

行動観察・情報収集
障害特性の理解

行動の
分析
理解

・本人が困っていること
・本人ができる事、強み
・本人の特性
の把握

②支援の計画 (支援の手順書)

- A. 本人の困難を軽減したり取り除く
B. 本人ができること、強みを活用する
- ※ 支援計画は場面ごと、工程ごとに丁寧に作る必要がある。

A, Bを組み合わせた具体的な
ツールの作成や構造化、環境調
整などの支援計画の立案
支援の方向性は基本に忠実に
具体策やツールは個別化する

支援の結果等のフィードバック

③支援

・障害特性の理解 ・支援の手順書に基づく支援 ・日々の記録等

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)

中核的人材について

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材の育成が必要

中核的人材

【役割】

標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行い、強度行動障害を有する児者の受入体制の強化を行う。

【求められるスキル】

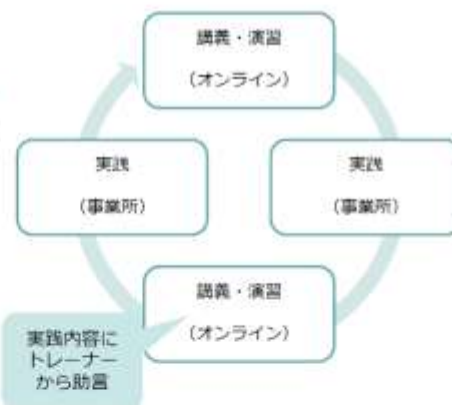
- ・標準的な支援
- ・チーム支援
- ・環境調整のアセスメント、計画立案、実施
- ・機能的アセスメントに基づく支援計画立案、実施
- ・QOL向上に向けた支援

参加

中核的人材養成研修

- 講義を受講後、学んだ内容を事業所に持ち帰って実践することを繰り返しながら中核的人材に求められるスキルを学ぶ体験型研修。
- 研修指導者（トレーナー）、補助指導者（サブ・トレーナー）が演習の中で取り組んだ実践に助言を行い実践力の向上を図るとともに、顔の見える関係を作り支援者ネットワーク構築を推進する。

体験型研（イメージ）



研修カリキュラム

標準的な支援の講義	1.5h
環境調整のアセスメントの演習	
チーム支援の講義	2.5h
アセスメントの振り返りの演習	
環境調整のプロセスの講義	2.5h
アセスメントの演習	
環境調整に係る計画の策定の講義	2.5h
環境調整の実践の振り返りの演習	2.5h
機能的アセスメントの講義	2.5h
個別支援計画の作成の演習	
生活の質の向上の講義	
実践の振り返りの演習	3h

障害者支援	【重度障害者支援加算】 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合に加算する。
障害児支援	【強度行動障害児支援加算等】 放課後等デイサービス・障害児入所施設（福祉型・医療型）において、児基準30点以上の児に対して、中核的人材の助言を受けて実践研修修了者が作成する支援計画シート等に基づく支援を行った場合に加算する。

今後の中核的人材の育成について

- 点数が非常に高い強度行動障害を有する児者を受け入れている事業所が1,500ヶ所程度と推計されている
- 質の担保し適切な人材養成のため、令和8年度までは国立のぞみの園が主体となって実施し、令和9年以降は引き続き検討していく

令和6年度

令和7年度

令和8年度

のぞみの園で研修実施し全都道府県に修了者を配置

のぞみの園が新たに複数地域で研修実施（予定）

のぞみの園が複数地域で研修実施（予定）

養成数を順次拡大

和歌山県強度行動障害支援施設職員養成研修（連続研修）について

<目的>

行動障害を有する方を支援する施設等を対象に、講義、事例による実践研修を行うことを通じて、施設内での行動障害を有する方への虐待及び不適切な支援の防止並びに行動障害の軽減を図る方法の検討等を行い、もって、行動障害を有する方を支援する職員を養成することを目的とする

<受講対象>

- 和歌山県内で行動障害を有する方を支援する施設等で、2名程度
- 受講者のうち、少なくとも1名は強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修を受講済であることもう1名についても基礎研修は受講済であること

<研修内容> *より実践向きの研修

- 行動障害を有する方を自施設で支援する中で、実際に困っている事例について、検討を行う
- 研修の中で、実際に支援計画を立て、現場に持ち帰って実践。その成果を記録に取り、次の研修会でさらに検討を重ねる
- 支援計画の立案や行動記録に役立つ考え方やツールを紹介（ABC分析、ストラテジーシート、「行動・状況」分析シート、スキャターシートなど）

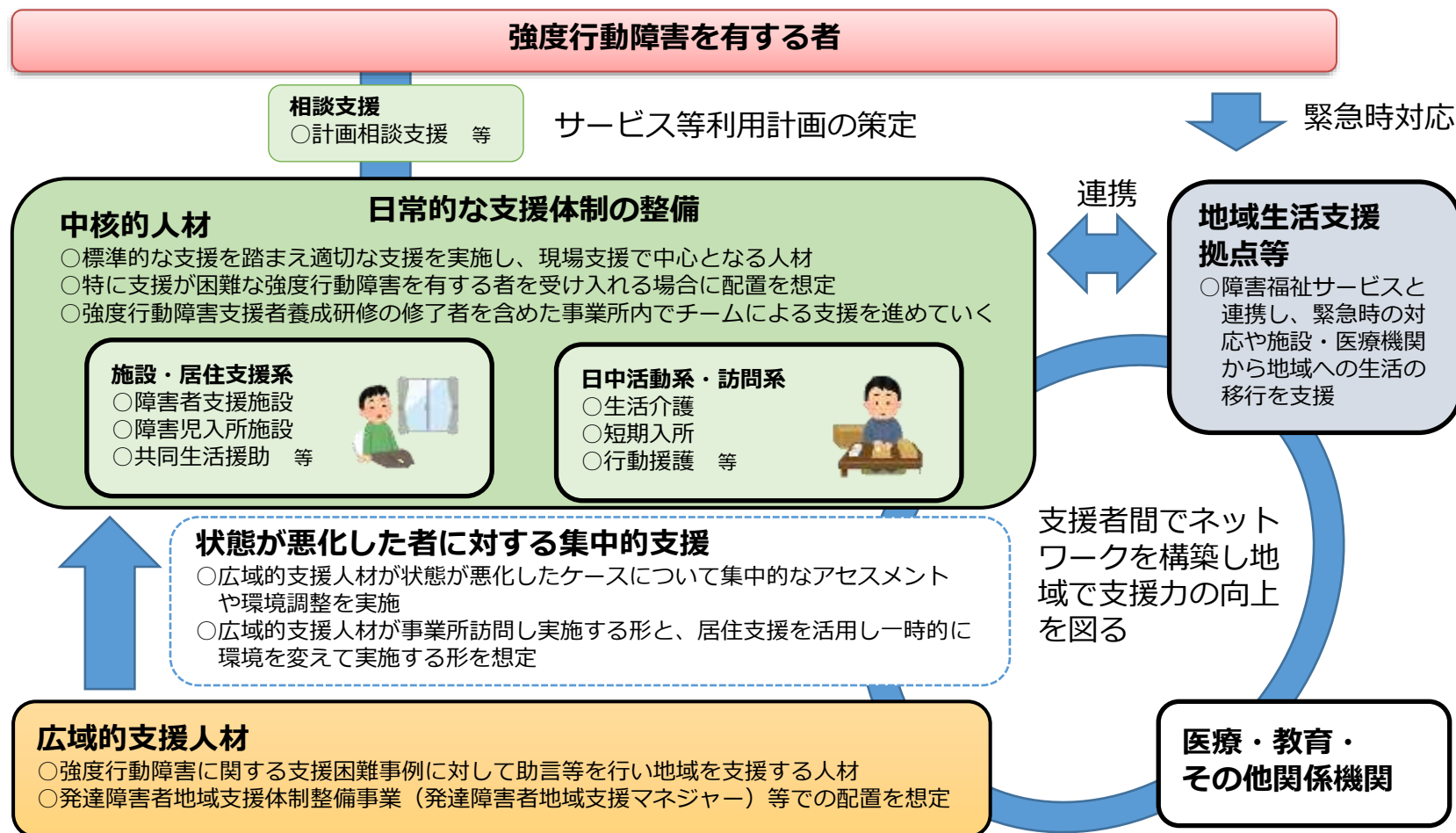
<研修日程>



<現場での支援の実施>

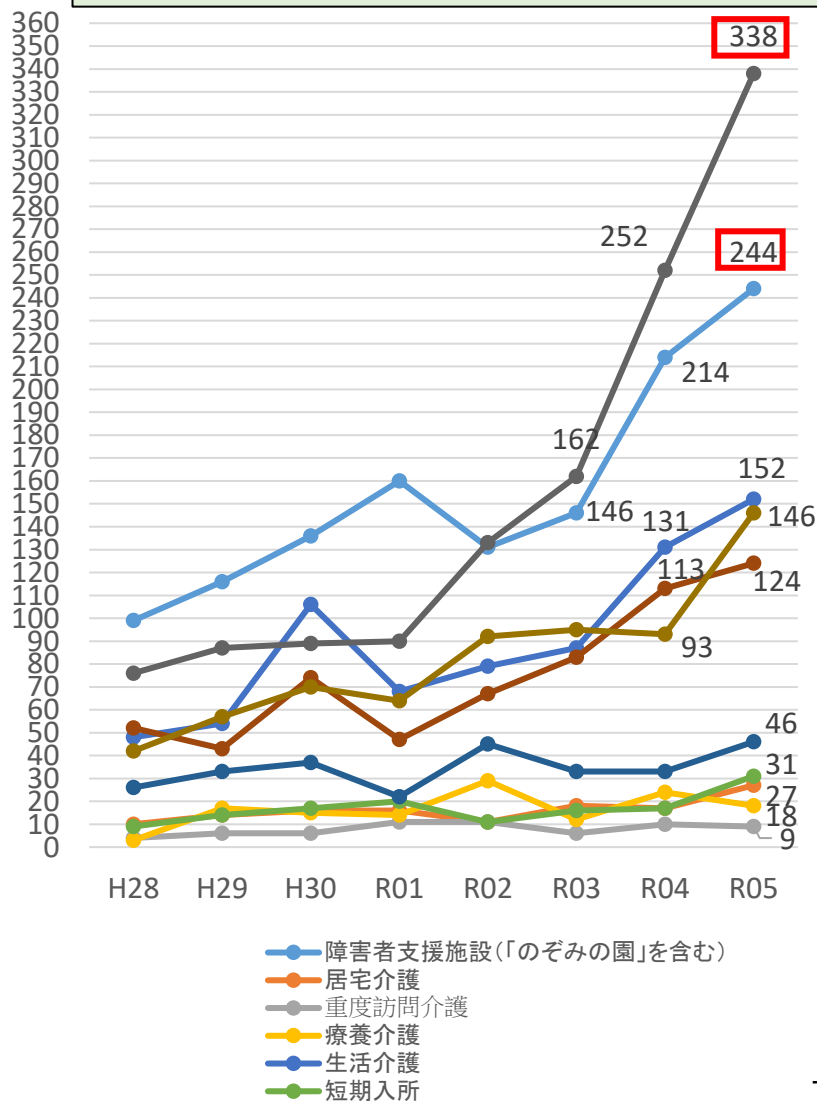
強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



行動障害があると虐待のリスクは高まる？

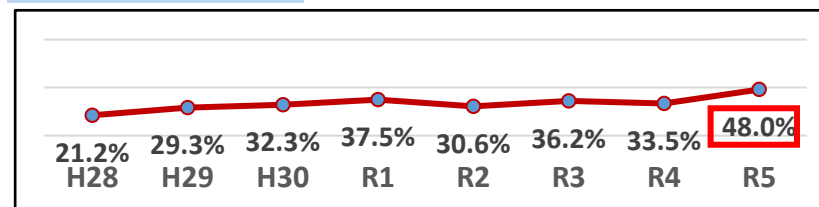
障害者虐待対応状況調査 ＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%
R4	20.9%	72.6%	15.8%	3.1%	0.4%
R5	18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	R1	R2	R3	R4	R5
教育・知識・介護技術等に関する問題	59.8%	71.0%	64.5%	73.6%	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%	55.6%
倫理観や理念の欠如	53.6%	56.1%	50.0%	58.1%	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	16.2%	22.6%	22.0%	31.8%	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%	27.3%

強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと (施設・事業所向け手引き＊)

- 行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度(著しい場合は、強度行動障害)で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。
- 行動障害の状態になりやすいタイプとしては、コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない利用者、他の人は気にならない感覚(明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など)に過敏で不快感を持ちやすい人、過去のイヤな記憶を思い出してしまいやすい人などがあります。
- 利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがあります。そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。
- もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、**普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、行動障害が起こらないような支援を行うことが大前提**になります。

2. 障害者虐待防止について

①令和5年度虐待対応状況 調査結果について

法施行後の状況

令和5年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待	(参考) 使用者による障害者虐待 (都道府県労働局の対応)
市区町村等への 相談・通報件数	9,972件 (8,650件)	5,618件 (4,104件)	1,512事業所 (1,230事業所)
市区町村等によ る虐待判断件数	2,283件 (2,123件)	1,194件 (956件)	447件 (430件)
被虐待者数	2,285人 (2,130人)	2,356人 (1,352人)	761人 (656人)

(注1) 上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)のもの。

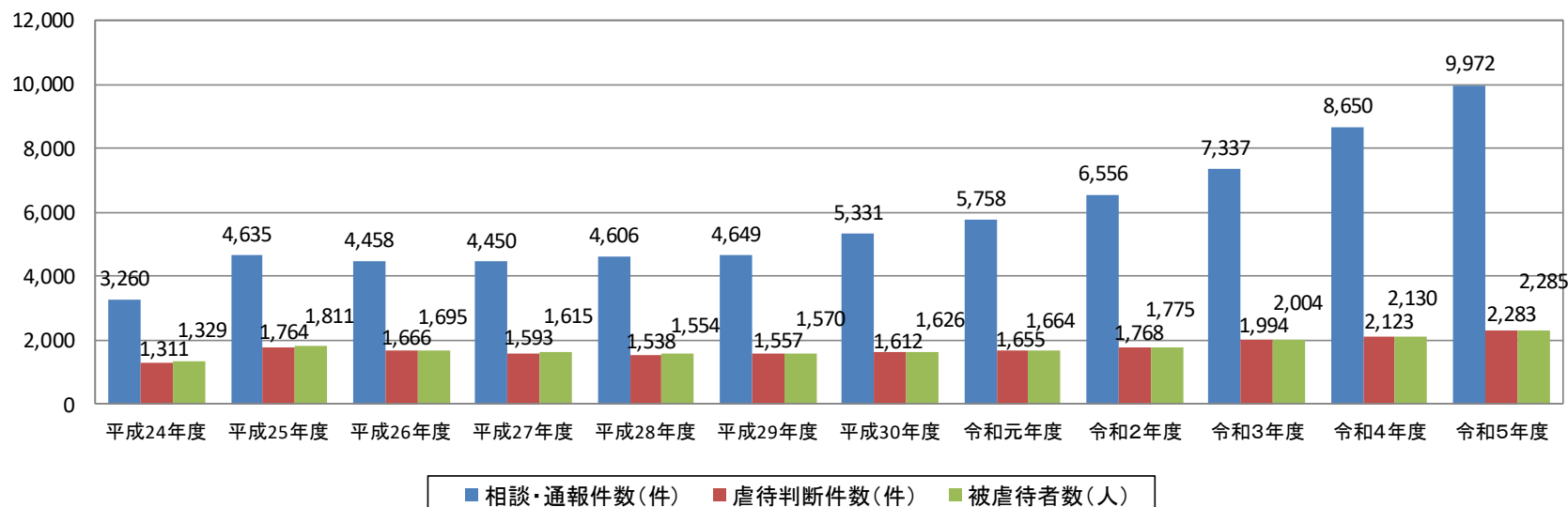
(注2) 都道府県労働局の対応については、令和6年9月4日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「市区町村等への相談・通報件数」は「都道府県労働局へ通報・届出のあった事業所数」、「市区町村等による虐待判断件数」は「都道府県労働局による虐待が認められた事業所数」と読み替え。)

1. 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞ 経年グラフ

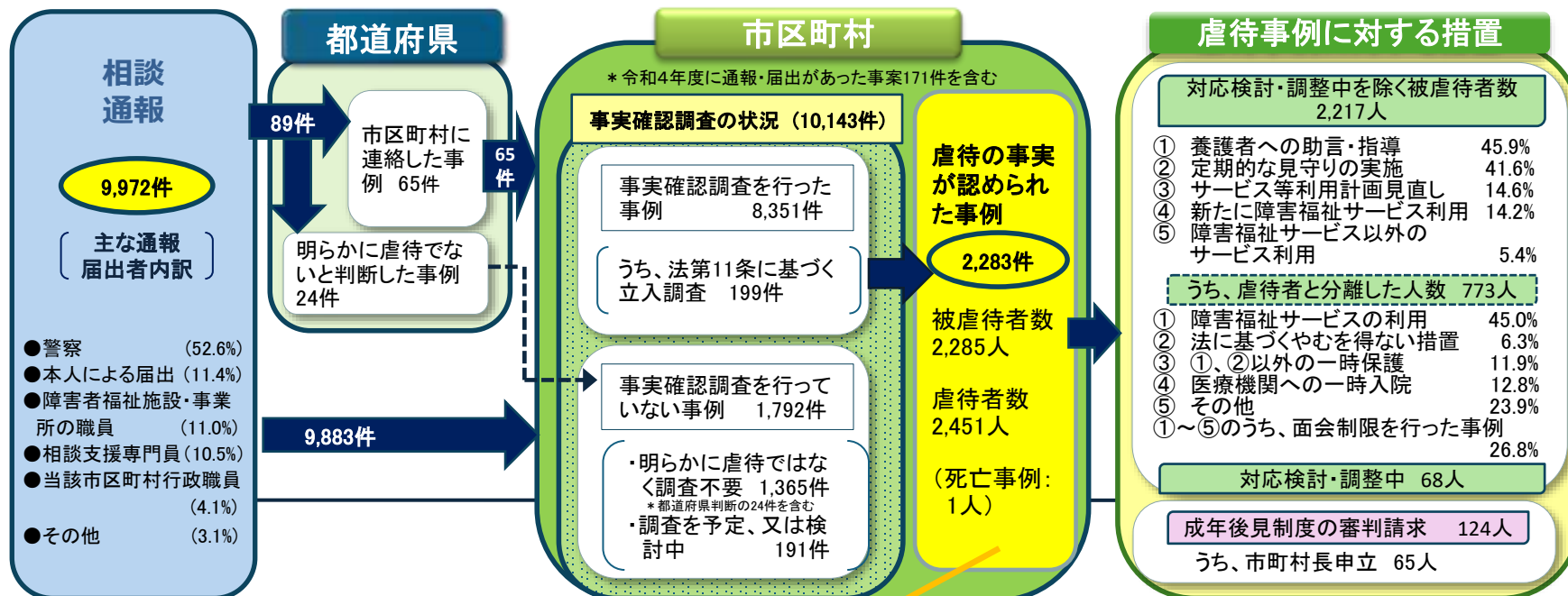
- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285

養護者による障害者虐待



令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



虐待者(2,451人)

- 性別
男性(62.2%)、女性(37.7%)
- 年齢
60歳以上(39.8%)、50～59歳(27.7%)
40～49歳(15.6%)
- 続柄
母(24.8%)、父(23.7%)、夫(16.1%)
兄弟(11.2%)、その他(9.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性(36.1%)、女性(63.9%) ※性別不明:1名
- 年齢
50～59歳(24.2%)、20～29歳(22.5%)
40～49歳(19.3%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.8%	45.7%	44.4%	3.5%	2.1%

- 障害支援区分のある者 (50.0%)
- 行動障害がある者 (27.0%)
- 虐待者と同居 (84.5%)
- 世帯構成
両親(13.5%)、その他(13.2%)、配偶者(12.6%)、
両親・兄弟姉妹(11.9%)、単身(9.1%)、母(9.3%)

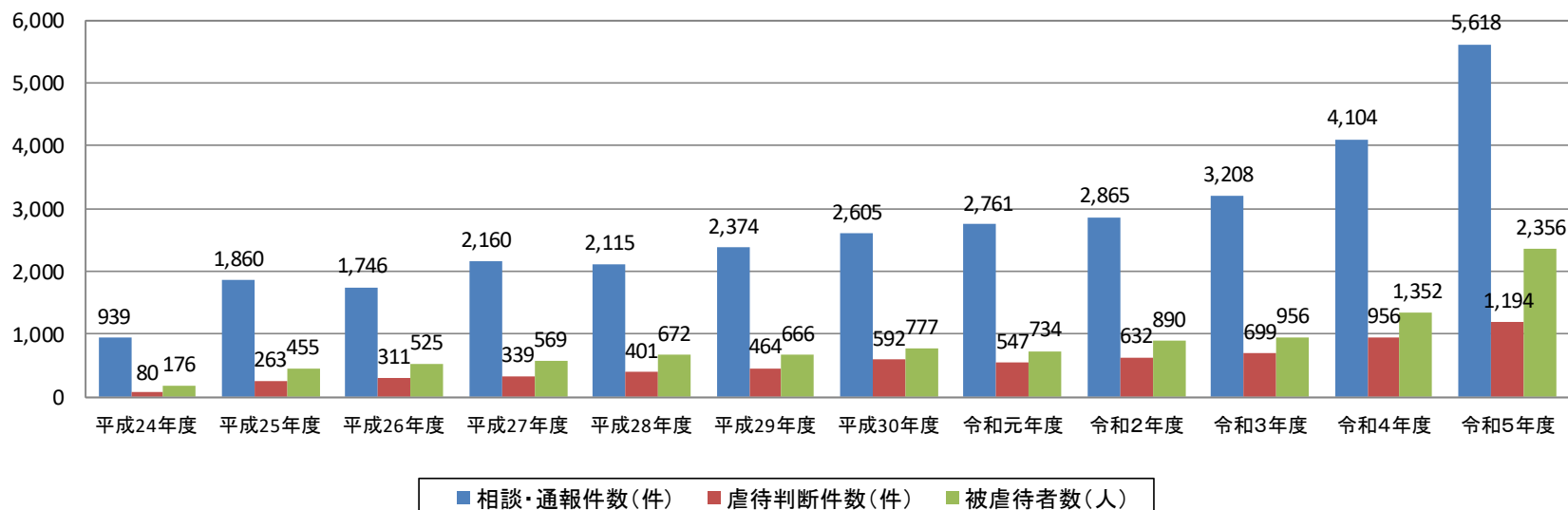
2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

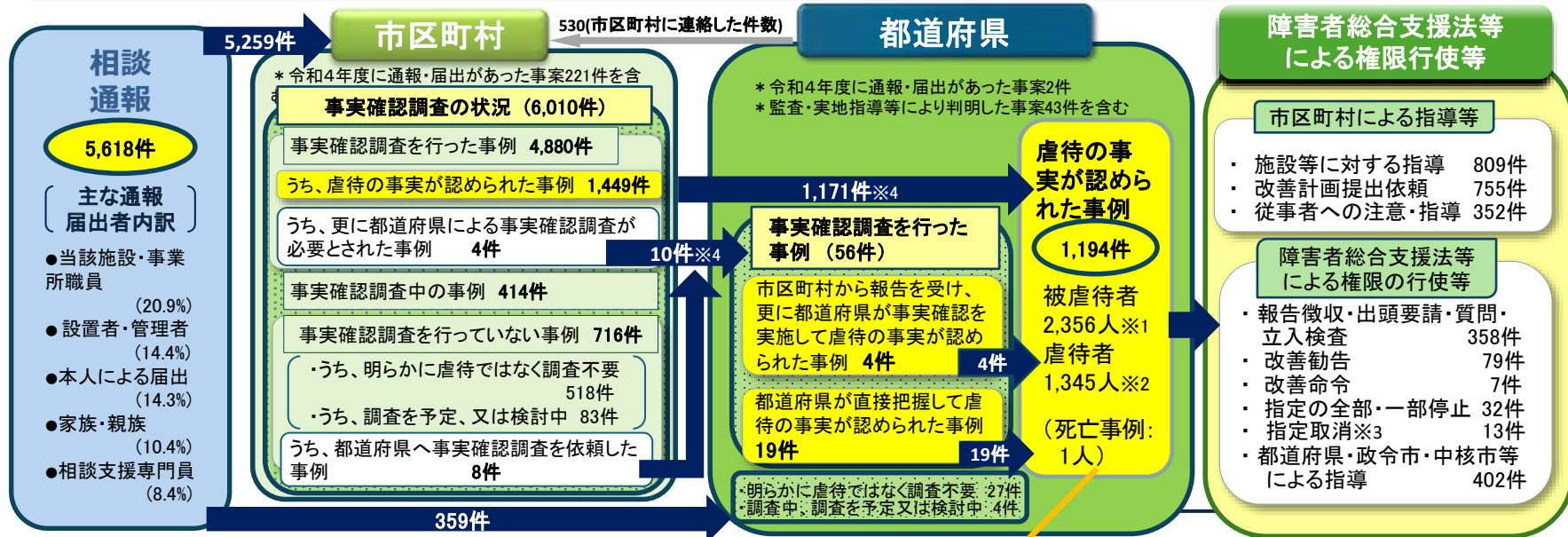
障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



虐待者(1,345人) ※2

- 性別
男性(68.3%)、女性(31.7%)
- 年齢
60歳以上(18.8%)、50～59歳(17.4%)、30～39歳(16.1%)
- 職種
生活支援員(41.8%)、管理者(10.9%)、世話人(10.1%)、サービス管理責任者(6.8%)、その他従事者(6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
重度訪問介護	9	0.8%
同行支援	2	0.2%
行動支援	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労家族支援A型	46	3.9%
就労家族支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被害者(2,356人) ※1

- 性別
男性(66.6%)、女性(33.4%)
- 年齢
20～29歳(20.4%)、50～59歳(17.9%)、30～39歳(16.8%)、40～49歳(16.8%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため被害者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

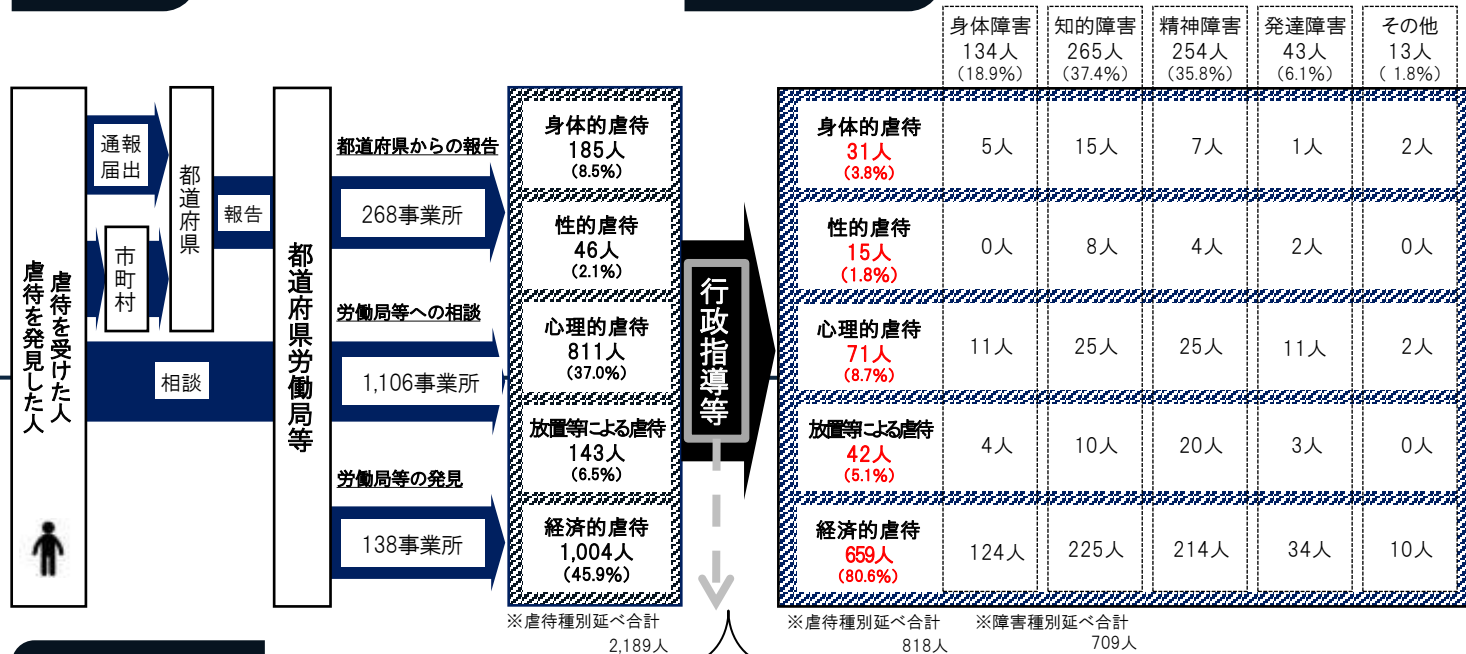
令和5年度における使用者による障害者虐待の状況等

通報・届出

○通報・届出が寄せられた事業所 **1,512事業所**
○通報・届出対象の障害者 **1,854人**

虐待が認められた事業

○虐待が認められた事業所 **447事業所**
○虐待が認められた障害者 **761人**



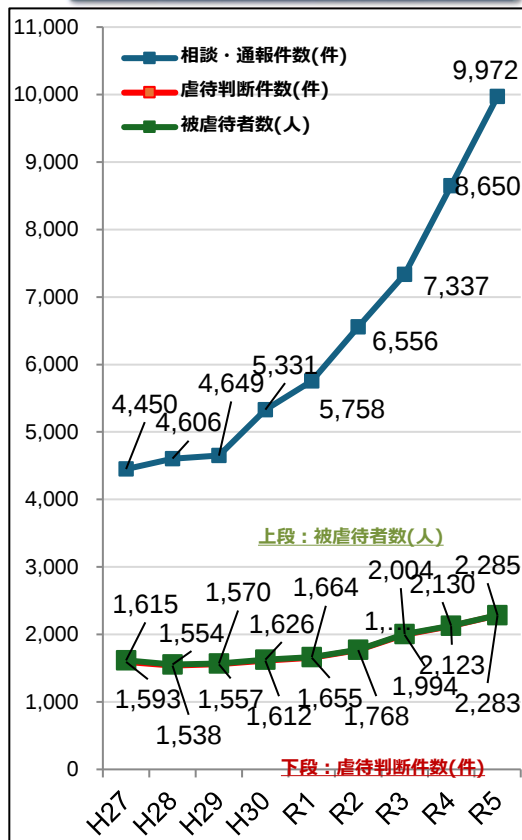
労働局での対応

○労働局で行った措置 **867件**

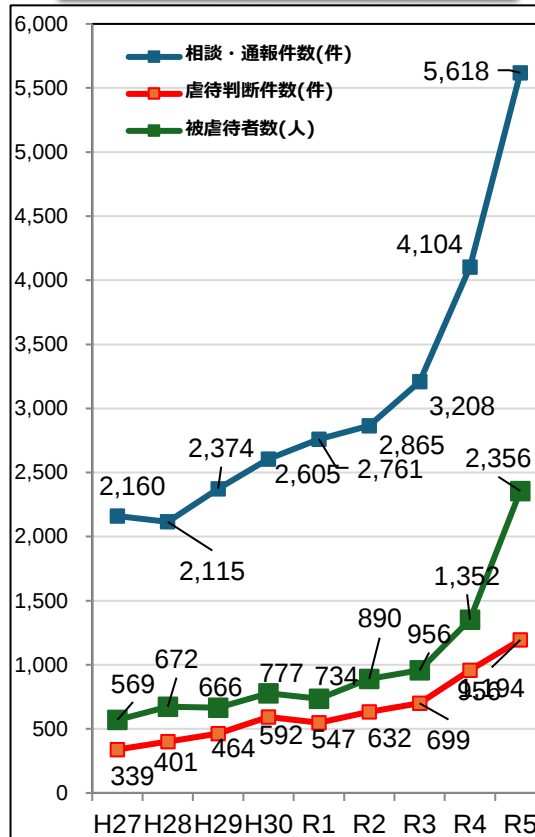
労働基準監督署	公共職業安定所	労働局 雇用環境・均等部(室)		
労働基準関係法令 に基づく指導等(賃金未払等) 743件(85.7%) 〔うち最低賃金法関係 231件(26.6%)〕	障害者雇用促進法 に基づく助言・指導等 76件(8.8%) (いじめ、嫌がらせ等)	男女雇用機会均等法 に基づく助言・指導等 13件(1.5%) (セクシャルハラスメント等)	労働施策総合推進法 に基づく助言・指導等 27件(3.1%) (パワーハラスメント等)	個別労働紛争解決促進法 に基づく助言・指導等 8件(0.9%) (その他)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

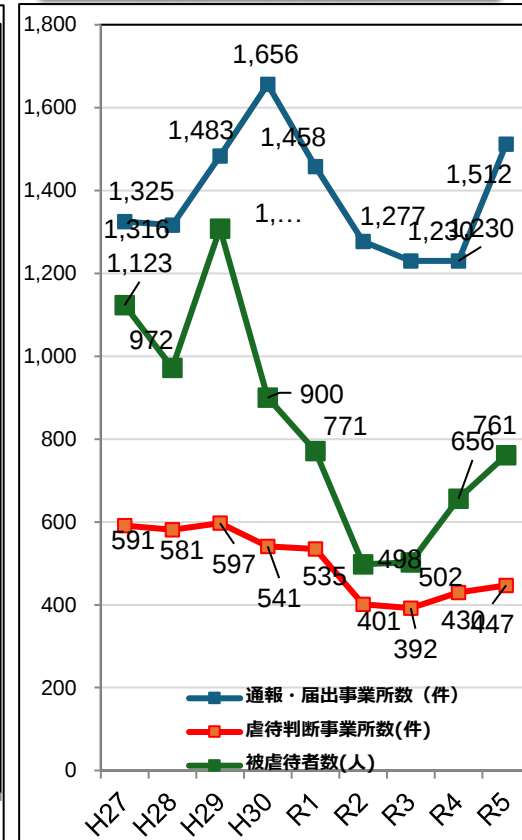
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



令和5年度の和歌山県内の状況

通報等・認定等の件数

和歌山県	養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待
相談・通報件数	54件 (62件)	35件 (31件)	22件 (22件)
虐待判断件数	34件 (43件)	4件 (7件)	7件 (6件)
被虐待者数	34人 (43人)	4人 (15人)	7人 (6人)

※カッコ内の数値は、令和4年度実績

和歌山県における施設従事者等による利用者虐待の近年の事例（R6）

事例1（身体的虐待及び心理的虐待）

- ・おやつとトイレへの誘導時の車椅子への移乗にあたり、嫌がる利用者に暴言を吐きながら強引に移乗させようとした際に、擦り傷が発生

背景

- ・利用者の体がこわばり拒否反応を示しているのに、職員がムキになり、力づくで車椅子に移乗させようとした。
- ・職員は、以前から他の利用者に不適切な支援をしていた。

和歌山県における施設従事者等による利用者虐待の近年の事例（R6）

事例2（身体的虐待及び放棄・放置）

- ・入浴中に大声を出し、頭をかきむしるなど不穏状態になった利用者の口を職員が手でふさいだ。
- ・多飲水の性質をもつ同利用者の入浴中、ほぼ見守りを放置（90分間）

背景

- ・ひとりよがりの支援（「口を手でふさがないと落ち着かない」）
- ・入浴時の支援方法が共有されていない

和歌山県における施設従事者等による利用者虐待の近年の事例（R5）

事例3（性的虐待）

- ・職員が利用者を私的にLINEで呼び出し、車中で不適切行為
- ・職員が利用者にLINEで卑わいなメッセージを送信

背景

- ・職員が利用者より上で、職員の言うことは聞くだらうという優越的意識
- ・障害者だから拒否や告白できないし、ばれないだらうという意識
- ・職員と利用者間のLINEやメールの使用の是非について、ルールがなかった

虐待の発生要因

○市町村職員が判断した虐待の発生要因(R5厚労省調査より)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情のコントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%

→施設長、サービス管理責任者にあっては、一般職員への虐待防止研修・身体拘束等適正化研修だけでなく風通しのよい職場になっているかストレスを抱える職員へのフォローが行き届いているか点検・確認してください。

虐待が発生しやすい事業所の問題点

- ① チームワークの欠如
(意見が言い合えない、支援方針に基づかないひとりよがりの対応)
- ② 管理監督者による風通しのよい職場づくりの意識欠如
- ③ 利用者一人ひとりの特性等への理解不足
- ④ 施設職員としての自覚・倫理観の欠如
- ⑤ 専門的知識、支援技術・スキルの不足
- ⑥ 職員の精神状態(疲弊感、無力感)
- ⑦ 不適切と「思われる」支援に対して見て見ぬふり
- ⑧ 閉鎖的な事業所運営

2. 障害者虐待防止について

②障害者虐待防止対策について

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	① 暴力的行為 【具体的な例】 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】 ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。など ③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】 ・車いすやベッドなどに縛り付ける ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける ・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

区 分	内 容 と 具 体 例
放棄・放置 (ネグレクト)	① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。など ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】 ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】 ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

区 分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 【具体的な例】 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など ② 侮辱的な発言、態度 【具体的な例】 ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】 ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等は無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など

区 分	内 容 と 具 体 例
心理的虐待	④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為 【具体的な例】 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など ⑤ 交換条件の提示 【具体的な例】 ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。 ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為 【具体的な例】 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動 【具体的な例】 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など

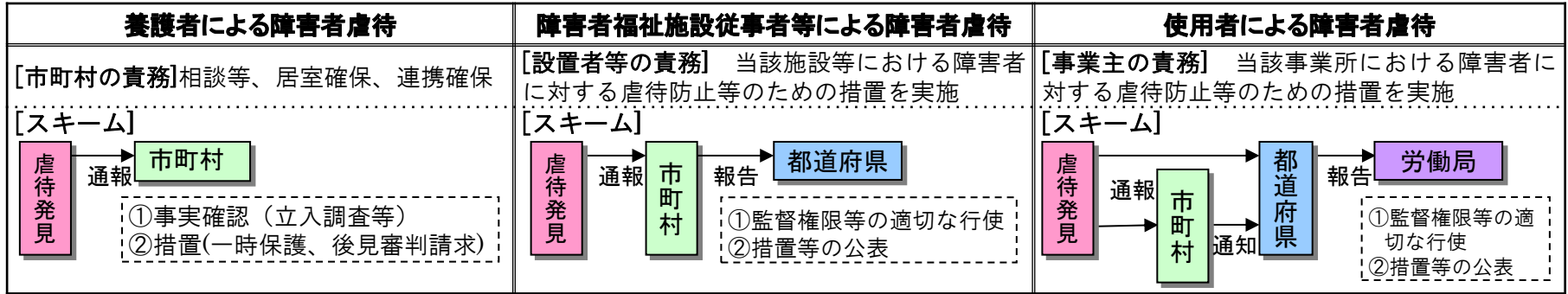
「障害者虐待の防止と対応の手引き」障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型(例)より

区 分	内 容 と 具 体 例
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【具体的な例】 ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場면을のぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

区 分	内 容 と 具 体 例
経済的虐待	○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。) ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「**障害者虐待**」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「**市町村障害者虐待防止センター**」・「**都道府県障害者権利擁護センター**」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、**成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置**等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		<障害者総合支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>				
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含)	一般相談支援事業所 又は 特定相談支援事業所	高齢者施設等 (入所系、通所系、訪問系、居住系等含)	障害児通所支援事業所 (児童発達支援、放課後等デイ等)	障害児入所施設等 (※3)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) (※1)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)		障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長・管理者) (※5)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)				【20歳まで】 障害者虐待防止法(省令) ・適切な権限行使 都道府県市町村 (※2)	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県) (※4)			
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 (特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。 ・適切な権限行使 都道府県市町村)					

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

※5 令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待については精神保健福祉法の対象となっている。

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務



相談

サービス管理
責任者



通報義務



相談

施設長
管理者



通報義務

市町村障害者虐待防止センター

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、虐待にあたると判断した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。

知的障害者施設で傷害、入所男性が重傷

起訴状によると、入所者の男性の腰付近を複数回蹴るなどして6ヶ月の重傷を負わせた、とされる。

検察側は冒頭陳述で、14年3月から生活支援員をしていた被告が「口頭で注意するよりも暴力を振るったほうが手っ取り早い」と考え、15年頃から言うことを聞かない入所者に平手打ちなどの暴力を振るっていたと主張した。

立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則規定

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処することができると規定（障害者総合支援法第110条、第111条）。

身体障害者の支援施設の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気づいた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったと考えられる。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うこと。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

虐待による死亡事例が起きた施設の第三者検証委員会最終報告書 (26年8月:抜粋)

「施設においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置するなど、形の上では虐待防止体制を整備していた。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかった。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を採ろうとする意識が欠けていた。」

「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。」「一部幹部は虐待や疑義について『なるべく相談・報告しないようにしよう』という雰囲気を蔓延させるなど、虐待防止体制が機能不全に陥ったと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である。」

「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」



組織的な虐待防止の取組が不可欠

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための計画づくり」

- ・虐待防止の研修
- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・掲示物等ツールの作成と掲示 等の年間計画、実施計画を作成する

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

考えられる研修の種類	例示
①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修	• 基本的な職業倫理 • 倫理綱領、行動指針、掲示物の周知（虐待防止の委員会で検討された内容を含めて） • 障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解 • 障害当事者や家族の思いを聞くための講演会 • 過去の虐待事件の事例を知る等 • 職場内研修用冊子の活用 https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf
②職員のメンタルヘルスのための研修	怒りの感情への対処法を身につけるための研修としての「アンガーコントロール」
③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修	• 障害や精神的な疾患等の正しい理解 • 行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法 • 自閉症の支援手法（視覚化、構造化等） • 身体拘束、行動制限の廃止 • 服薬調整 • 他の障害者福祉施設等の見学や経験交流等 • コンサルテーションの導入
④事例検討	• 障害者のニーズを汲み取るための視点の保持 • 個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得 • 個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等
⑤利用者や家族等を対象にした研修	「わかりやすい 虐待防止法パンフレット」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

身体拘束がもたらす多くの弊害

○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの身体的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

○精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

○社会的弊害

- ・ 職員等のモチベーションの低下や支援技術の低下を招くこと。また、福祉施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による障害者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、**運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加**するとともに、**減算要件の追加**を行う。
 ※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、**「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
 ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

(身体拘束廃止未実施減算の取扱い)

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 1 %を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を 5 単位から所定単位数の 10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を 5 単位から所定単位数の 1 %に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

虐待を防止するための取組について

風通しの良い職場環境づくり

虐待が行われる背景については、密室の環境下で行われるとともに、組織の閉塞性、閉鎖性がもたらすという指摘があります。虐待報道事例にあった障害者福祉施設等の検証委員会報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設（寮）内で、あるいは施設（寮）を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える。」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気がついたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合っ全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心がけ、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しの良い環境を整備することが必要となります。

また職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望めます。職場でのストレスを把握するために、「職業性ストレス簡易調査票」等を活用すること等が考えられます。

虐待防止のための具体的な環境整備

① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握(アセスメント)に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価(モニタリング)が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価(チェックリストによる評価)が有用となります。

② 苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めること等に加えて、虐待防止対策のツールの一つでもあります。そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示する他、障害者福祉施設等の会報誌に掲載する等、積極的に周知を図ることが必要となります。

特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声をかけて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。

③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。

④ ボランティアや実習生の受入れと地域との交流

多くの目で見利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや実習生の受け入れ体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気づき、予防する機会が増えることにもつながります。

⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

自ら権利を擁護する事に困難を抱える障害者については、成年後見制度の活用等を通して権利擁護を行っていくことが重要です。

	改善 不要	改善 必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか		
休憩する時間と場所が確保されているか		
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか		
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか		
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か（遅番の後の早番はないか等）		
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか		
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか		
指示命令系統は明確になっているか		
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか		

「チェック項目」	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	☐ できている ☐ できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	☐ できている ☐ できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	☐ できている ☐ できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	☐ できている ☐ できていない
10.利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	☐ できている ☐ できていない
11.ある 特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまう ことがある。	☐ はい ☐ いいえ
12.ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	☐ はい ☐ いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	☐ はい ☐ いいえ

14.上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ はい ☐ いいえ
15.職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ はい ☐ いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	☐ はい ☐ いいえ
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場면을容認したこと（注意できなかったこと）がある。	☐ はい ☐ いいえ
18.最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。	☐ はい ☐ いいえ
19.最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	☐ はい ☐ いいえ
20.最近、特に体調がすぐれないと感ずることがある。	☐ はい ☐ いいえ

「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

のP45「参考資料」に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。

職場のストレスに気づくためのツール

5分でできる職場のストレスチェック

5分でできる職場の ストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所用時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性

女性



このコンテンツは、厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票フィードバックプログラム」に基づいて、制作致しました。

こころの耳



<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

厚生労働省HP

通知・事務連絡

障害者虐待防止法に関するQ&Aについて

障害者虐待の防止と対応の手引き

→パンフレット、職場内虐待防止研修用冊子

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞
障害者虐待防止法が施行されました＞通知・関連資料等

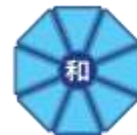
⑦ 【演習】 基本的な情報収集
—行動を見る視点

66

基本的な情報収集

行動を見る視点

(11:15~12:15)



社会福祉法人
和歌山県福祉事業団
Wakayama Social Welfare Corporation

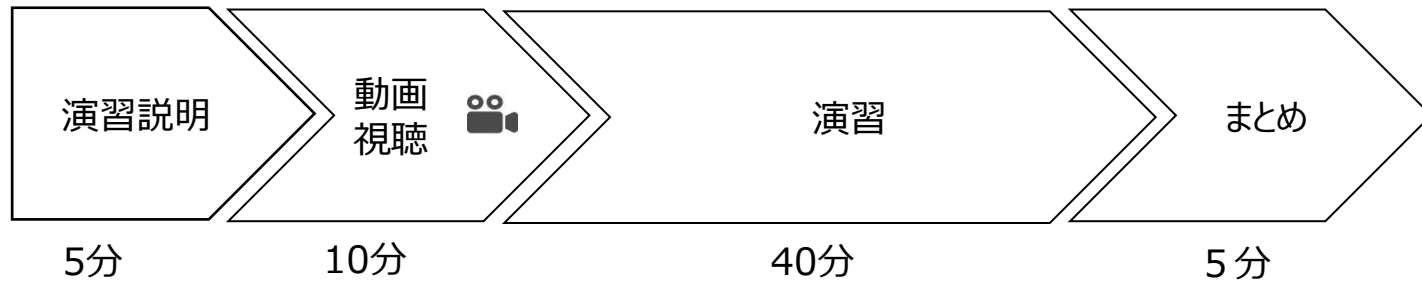
児童デイサービス ふわり 柏木 幸廣



この時間で学ぶこと

- 強度行動障害で困っている人の行動は、立場や状況によって様々な定義をすることができます。
- 本当に困っているのは本人であることを確認します。
- 本人の困難感には障害特性が関連しており、関連する行動に注目して情報収集することで本人の情報処理のつまずきに気づくことが出来ることを確認します。
- 本人の特性を把握し、適切な環境を提案することが有効な支援のヒントになります。

この時間の流れ



- 動画を見ながら、講師と一緒にどのような行動に注目すべきかを確認していきます。
- 行動チェックシートの使い方を学びます。

行動を見る視点の大切さ

- ここまでの講義で、強度行動障害の状態にある人たちは、自分の気持ちをうまく訴えられない特性があることを学びました。
- うまく訴えられない人たちのことを理解するためには、行動が手がかりになります。
- 行動をきちんと観察することで、本人の訴えたいことだけでなく、障害の特性を理解することにもつながります。
- ここでは、具体的な行動をどんな視点で観察したらよいかを学んでいきます。

田中さんの事例

- 田中さんの基本情報の確認
- 動画の視聴 

演習 | 行動に注目する

「行動チェックシート（アセスメント演習用）」を使って、行動の注目の仕方について学んでいきましょう。

行動チェックシート（アセスメント演習用）

		例	✓	本人の具体的な行動
社会性	人や集団との関係に難しさがある	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人との間が一方的であることが多い		
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを真まきにして一人であって行く
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	周囲の安全を気にしていない様子がない
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	()
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示しても行動できない	✓	ヘルパーの声がけだけでは反応が得られない
		ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが叫ぶと驚いてもやめられない
		コ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコーリア）	✓	()
	発信が難しい	コ: 行動や仕草などで自分の気持ちを伝えず	✓	(公園の柵や水道を見ると即行動に移す)
		サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
		シ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない		
	やりとりが難しい	ス: やりとりがうまくいかない		
		セ: やりとりが頻かない	✓	ヘルパーの声がけにはエコーリアで答えるだけ
想像力	自分で予定を立てることが難しい	ソ: 将来に思い描いたり、察り込むことがある		
		チ: やるべきでないことにウロウロしている、しっどしている		
		チ: 自分から動くことができない	✓	柵につかまり倒れる、水道口などを自分ですらで次の活動に移ることができない
	変化への対応が難しい	リ: 予定の変更と混乱することが多い		
		テ: 自分のルールを覚えることが難しい		
		ト: 目標が変更されると混乱することが多い		
	物や一人に対する強い興味	ナ: 活動の途中ですら、変更することができない	✓	()
		ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	水へのこだわりがある
		ヌ: 自分の興味があるもの以外に関心を示すことができない		
感覚	感覚が敏感または鈍感	ノ: 何となく、特定の音を嫌がる、特定の音を大音量にする、などの行動がある	✓	()
		ハ: 触れ、匂いを嫌がる、蛍光灯を嫌がる、キラキラに反応する、などの行動がある	✓	キラキラした刺激が好き（華やかさより）
		ヒ: 特定の刺激に反応する、極端に嫌がる、または嫌がっていないような行動がある	✓	(公園の柵や水道を見ると即行動に移す)
		フ: 強い偏食、刺激の強いものを好む、同じものをよく食べる、などの行動がある		
		ヘ: 特定の臭い、味、温度に敏感に嫌がる、臭いを入れない場所がある、などの行動がある		
		ホ: クールな部屋、ロッキングが多い、高い場所が好き、不規則な、身体が動かし方に特徴がある	✓	活動の途中公園の柵につかまり倒れていた

社会性の特徴

社会性の特徴について、どのような行動をさすのか一緒に確認していきましょう

	例	✓	本人の具体的な行動
社会性	人や集団との関係に難しさがある	ア: 視線が合わない	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人との関わりが一方的であることが多い	
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する	
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	ヘルパーを置き去りにして一人で走って行く
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	

	例	✓	本人の具体的な行動
社会性	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
	イ: 人との関わりが一方的であることが多い		
	ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	
	オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	
コミュニケーション	カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	ヘルパーを置き去りにして一人で走って行く 周囲の安全を気にしている様子がない
	キ: 言葉で指示しても行動できない	✓	
	ク: 言葉で指示されたことを行うことができない	✓	
	コ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコーリア）	✓	
	コ: 行動や言葉などで自分の気持ちを表わす	✓	
	サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
	シ: 言葉はあるが自分の気持ちを行動に伝えることができない		
	ス: やりとりが合わない		
	セ: やりとりが難しい	✓	
	ソ: 言葉に反応し、めんどくさい、黙らなさいと返すことがある		
想像力	チ: やるべきでないときにうろたえている、しどいている		構に構は構は構、水遊びなども自分で次の活動に移ることができる
	チ: 自分から動くことができない	✓	
	チ: 予定の要領に遅延することが多い		
	チ: 自分のルールを覚えることが難しい		
	ト: 目標が達成されると満足することが多い		
	ナ: 活動途中でやめたり、変更することができない	✓	
	ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	
感覚	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		水へのこだわりがある
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
	ニ: 特定の場所があるものに強い関心を示すことができない		
感覚	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	構に構は構は構、水遊びなども自分で次の活動に移ることができる
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
感覚	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	構に構は構は構、水遊びなども自分で次の活動に移ることができる
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	
	ハ: 物を触る、特定の物を触る、特定の物を触る	✓	

例えば このような行動に注目します

		例	✓	本人の具体的な行動
社会性	人や集団との関係に難しさがある	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人との関わりが一方的であることが多い		
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを置き去りにして一人で走って行く
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	周囲の安全を気にしている様子がない
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	()

社会性の特徴

- 動画を見てみましょう 

コミュニケーションの特性

コミュニケーションの特性について、どのような行動をさすのか一緒に確認していきましょう

	例	✓	本人の具体的な行動
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示をしても行動できない	✓ ヘルパーの声かけだけでは次の行動に移れない
		ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓ ヘルパーが終わりと書いてもやめられない
		ケ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコーリア）	✓ ()
	発信が難しい	コ: 行動や仕草などで自分の気持ちを現わす	✓ ()
		サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない	
		シ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない	
	やりとりが難しい	ス: やりとりが噛み合わない	
		セ: やりとりが続かない	✓ ヘルパーの声かけにはエコーリアで答えるだけ
		リ: 勝手に話し始めたり、黙り込むことがある	

	例	✓	本人の具体的な行動
社会性	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
	イ: 人との関わりが一方的であることが多い		
	ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを真まきだして一人で走って行く
	オ: 周囲の状況に対して関心を示さない	✓	周囲の安全を気にしている様子がない
	カ: 年齢や性別、社会のルールに関係なく行動する	✓	()
コミュニケーション	キ: 言葉で指示をしても行動できない	✓	ヘルパーの声かけだけでは次の行動に移れない
	ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが終わりと書いてもやめられない
	ケ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコーリア）	✓	()
	コ: 行動や仕草などで自分の気持ちを現わす	✓	公園の池や水道を見る→即行動に移す
	サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
	シ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない		
	ス: やりとりが噛み合わない		
	セ: やりとりが続かない	✓	ヘルパーの声かけにはエコーリアで答えるだけ
	リ: 勝手に話し始めたり、黙り込むことがある		
想像力	カ: やる気がないで何もしない、口を開いている、じっとしている		
	キ: 自分から動くことができない	✓	構いつまみ寝る、水道などを自分ですべて次の活動に移ることができない
	ク: 予定の範囲に制限することが多い		
	ケ: 自分のルールを定ると変更することが多い		
	コ: 目標が変更されると混乱することが多い		
	サ: 活動途中でやめたり、変更することができない	✓	()
物への関心	コ: 特定の物などにのみ関心がある	✓	水への関心がある
	ク: 特定の物などがあるものにのみ関心があることができない		
	ケ: 特定の物などがあるものにならなくても関心があることができない		
	コ: 特定の物などがあるものにならなくても関心があることができない		
	サ: 特定の物などがあるものにならなくても関心があることができない		
	シ: 特定の物などがあるものにならなくても関心があることができない		
感覚	ア: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	()
	イ: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	特定の物などがあるものにのみ関心がある
	ウ: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	特定の物などがあるものにのみ関心がある
	エ: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	特定の物などがあるものにのみ関心がある
	オ: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	特定の物などがあるものにのみ関心がある
	カ: 特定の物などがあるものにのみ関心がある	✓	特定の物などがあるものにのみ関心がある

例えば このような行動に注目します

		例	✓	本人の具体的な行動
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示をしても行動できない	✓	ヘルパーの声かけだけでは次の行動に移れない
		ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが終わりと言ってもやめられない
		ケ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコラリア）	✓	（ ）
	発信が難しい	コ: 行動や仕草などで自分の気持ちを現わす	✓	（公園の柵や水道を見ると即行動に移す）
		サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
		シ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない		
	やりとりが難しい	ス: やりとりがかみ合わない		
		セ: やりとりが続かない	✓	ヘルパーの声かけにはエコラリアで答えるだけ
		ソ: 唐突に話し始めたり、黙り込むことがある		

コミュニケーションの特性

- 動画を見てみましょう 

想像力の特性

想像力の特性について、どのような行動をさすのか一緒に確認していきましょう

		例	✓	本人の具体的な行動	
想像力	自分で予定を立てることが難しい	タ: やることがないときにウロウロしている、じっとしている		柵につかり揺れる、水遊びなどを自分でやめて次の活動に移ることができない	
		チ: 自分から動くことができない	✓		
		ツ: 予定の変更に混乱することが多い			
	変化への対応が難しい	テ: 自分のルールを変えると混乱することが多い			
		ト: 日課が変更されると混乱することが多い			
		ナ: 活動を途中でやめたり、変更することができない	✓		()
	物の一部に対する強い興味	ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓		水へのこだわりがある
		ヌ: 自分の興味があるもの以外に関心を示すことができない			
		ネ: 細かいことが気になってやるべきことができないことがある			

		例	✓	本人の自発的な行動
社会性	人や集団との関係に難しがる	ア: 関係が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人と人の関わりが一方であることが多い		
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを真直ぐにして一人で遊んでいく
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	道路の安全を気にして、様子がない
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	()
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示しても行動できない	✓	ヘルパーの声かけだけでは自分の行動に理解しない
		ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが嫌われないことをやめられない
		コ: 相手の言葉をそのまま繰り返す(エコーボイス)	✓	()
	発話が難しい	コ: 行動や仕事などで自分の気持ちを伝える	✓	(公園の池の水や道を見える→即行動に移す)
		サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
		シ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない		
	やり取りが難しい	ス: やり取りが合わない		
		セ: やり取りが通じない	✓	ヘルパーの声かけにはエコーボイスで答えるだけ
		ソ: 言葉に誤り、勘違い、断り込むことがある		
想像力	自分で予定を立てることが難しい	タ: 予定を立てても実行できず予定どおりにならない		
		チ: 自分から動くことができない	✓	構えが崩れる。水遊びでも自分だけで水遊びの活動に移ることができない
		ツ: 予定の変更にも混乱することが多い		
		テ: 自分のルールを覚えることが難しい		
		ト: 目標が達成されると混乱することが多い		
	他の人に対する強い興味	ナ: 活動や途中でやり取り、変更することができない	✓	()
		ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	水へのこだわりがある
		ネ: 自分の興味があるもの以外に関心を示すことができない		
		ノ: 場所やことに関心になってもやるべきことができないことがある		
		ハ: 何にも、特定の物を調べる、特定の音や大音量に敏感ななど、行動がある	✓	()
作業が継続または困難	ヒ: 見る、聞く、触る、感じる、使えたり聞けたり、キラキラに反応する、など行動がある	✓	キラキラに刺激が好き(基本情報より)	
	ヘ: 特定の活動に没頭する、目標に達する、または達成しないなど行動がある	✓	(公園の池の水や道を見える→即行動に移す)	
	ホ: 強い衝動、刺激の求め、味を好む、同じもののやり取りなど行動がある			
	ヘ: 特定の歌、言葉を調べる、目標に達する、聞いて入るなど行動がある、など行動がある			
	ヘ: 強い衝動、味や匂いが多い、触る、場所が好きなど行動がある	✓	活動の途中公園の池につまり投げたいた	
	ホ: 特定の歌、言葉を調べる、目標に達する、聞いて入るなど行動がある			

例えば このような行動に注目します

		例	✓	本人の具体的な行動
想像力	自分で予定を立てることが難しい	タ: やることがないときにウロウロしている、じっとしている		()
		チ: 自分から動くことができない	✓	
		ツ: 予定の変更に混乱することが多い		
	変化への対応が難しい	テ: 自分のルールを変えると混乱することが多い		
		ト: 日課が変更されると混乱することが多い		
		ナ: 活動を途中でやめたり、変更することができない	✓	
	物の一部に対する強い興味	ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	
		ヌ: 自分の興味があるもの以外に関心を示すことができない		
		ネ: 細かいことが気になってやるべきことができないことがある		

想像力の特徴

- 動画を見てみましょう 

感覚の特性

感覚の特性について、どのような行動をさすのか一緒に確認していきましょう

	例	✓	本人の具体的な行動
感覚	ノ: 耳を塞ぐ、特定の音を嫌がる、特定の音を大音量にする、などの行動がある	✓	()
	ハ: 眩しがる、目を閉じる、蛍光灯を嫌がる、キラキラに没頭する、などの行動がある	✓	キラキラした刺激が好き (基本情報より)
	ヒ: 特定の感触に没頭する、極端に嫌がる、または感じていないような行動がある	✓	(公園の柵や水道を見るなど行動に移す)
	フ: 著しい偏食、刺激の強い味を好む、同じものばかり食べる、などの行動がある		
	ヘ: 特定の臭いを嗅ぎたがる、極端に嫌がる、臭いで入れない場所がある、などの行動がある		
	ホ: クルクル回る、ロッキングが多い、高い場所が好き、不器用等、身体の動かし方に特徴がある	✓	活動の途中公園の柵につかり揺れていた

	例	✓	本人の具体的な行動
社会性	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
	イ: 人との関わりが一方的であることが多い		
	ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	エ: 関わりを求めて行動できない	✓	ヘルパーを振り回して一人で遊んでいく
	オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	周囲の安全を気にしていない様子がない
コミュニケーション	カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	()
	キ: 言葉で指示しても行動できない	✓	ヘルパーの声かけだけでは次の行動に移れない
	ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが叫びたてて来てもおどかない
	コ: 相手の言葉とそのまねを繰り返す (エコーする)	✓	()
	コ: 行動や仕事などで自分の気持ちを表わす	✓	()
想像力	ケ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
	ケ: 言葉はあるが自分の気持ちを正確に伝えることができない		
	ス: やり方が合わない		
	セ: やり方が合わない	✓	ヘルパーの声かけにはエコーで返すだけ
	ソ: 真向に顔に向いたり、振り回すことがある		
想像力	サ: やるべきでないことに気がついて、止めている		
	チ: 自分から断ることができない	✓	柵につかり揺れる、手遊びなどを自分だけで次の活動に移ることができない
	リ: 予定の変更に対応することが多い		
	リ: 自分ルールを覚えることが難しい		
	ロ: 言葉が通じないことを覚えることが難しい		
感覚	ナ: 活動の途中でもやめたり、変更することができない	✓	()
	ニ: 特定の音などへのこだわりや執着がある	✓	水へのこだわりがある
	フ: 特定の音などに没頭する、極端に嫌がる、または感じていないような行動がある	✓	キラキラした刺激が好き (基本情報より)
	フ: 著しい偏食、刺激の強い味を好む、同じものばかり食べる、などの行動がある	✓	公園の柵や水道を見るなど行動に移す
	ヘ: 特定の臭いを嗅ぎたがる、極端に嫌がる、臭いで入れない場所がある、などの行動がある		
感覚	ホ: クルクル回る、ロッキングが多い、高い場所が好き、不器用等、身体の動かし方に特徴がある	✓	活動の途中公園の柵につかり揺れていた

例えば このような行動に注目します

		例	✓	本人の具体的な行動
感覚	感覚が敏感または鈍感	ノ: 耳を塞ぐ、特定の音を嫌がる、特定の音を大音量にする、などの行動がある	✓	()
		ハ: 眩しがる、目を閉じる、蛍光灯を嫌がる、キラキラに没頭する、などの行動がある	✓	キラキラした刺激が好き（基本情報より）
		ヒ: 特定の感触に没頭する、極端に嫌がる、または感じていないような行動がある	✓	(公園の柵や水道を見ると即行動に移す)
		フ: 著しい偏食、刺激の強い味を好む、同じものばかり食べる、など行動がある		
		ヘ: 特定の臭いを嗅ぎたがる、極端に嫌がる、臭いで入れない場所がある、などの行動がある		
		ホ: クルクル回る、ロッキングが多い、高い場所が好き、不器用等、身体の動かし方に特徴がある	✓	活動の途中公園の柵につかまり揺れていた

感覚の特性

- 動画を見てみましょう 

演習 | グループワーク

ブレイクアウトセッションを使って
グループの中で
本人の具体的な行動を
共有してみましょう。

行動チェックシート（アセスメント演習用）

		例	✓	本人の具体的な行動
社会性	人や集団との関係に難しさがあ	ア: 親類が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人との関わりが一方向であることが多い		
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを順番通りにして一人を座って行く
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	道路の安全を気にしている様子がない
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	()
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示しても行動できない	✓	ヘルパーの声かけだけでは行動に移れない
		ク: 言葉で指示されたこと通うことをする	✓	ヘルパーが叫ぶと驚いてもやめられない
		ケ: 相手の言葉をそのまま繰り返す (エコーリ)	✓	()
	発信が難しい	コ: 行動や仕草などで自分の気持ちを表わす	✓	(公園の橋や水道を見ても即行動に移す)
		サ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
		シ: 言葉はあるが自分の気持ちを正確に伝えることができない		
	やりとりが難しい	ス: やりとりがうまくいかない		
		セ: やりとりが納かない	✓	ヘルパーの声かけにはエコーリで答えるだけ
		ソ: 質問に返し、相対り、断り込むことがある		
		タ: 言葉に返す、相対り、断り込むことがある		
想像力	自分で予定を立てることが難しい	チ: やる気がないときやうつろっている、しんどい		
		テ: 自分から動くことができない	✓	橋にこもり隠れる、水道(り)などを自分だけでやめて次の活動に移ることができない
		ツ: 予定の変更に対応できないことが多い		
	変化への対応が難しい	テ: 自分のルールを変えると混乱することが多い		
		ト: 日曜が変更されると混乱することが多い		
		ナ: 活動の途中でやめたり、変更することができない	✓	()
	物の一部に対する強い感情	ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	水へのこだわりがある
		ヌ: 自分の興味があるものに以外に関心を示すことができない		
		ネ: 嫌いなことが強くなってやるべきことができないことがある		
		ノ: 嫌いなことを強くなってやるべきことができないことがある		
感覚	感覚が敏感または鈍感	ハ: 何を着て、特定の音を嫌がる、特定の音や光を大音量にすると、などの行動がある	✓	()
		ニ: 眠い、目を閉じる、実光灯を嫌がる、キラキラに反射すると、などの行動がある	✓	キラキラした刺激が好き (服は襟巻より)
		ホ: 特定の食物や味を嫌がる、極端に嫌がる、または嫌いでないという行動がある	✓	(公園の橋や水道を見ても即行動に移す)
		フ: 強い痛み、刺激の強さ、味を好み、同じものを繰り返し食べる、などの行動がある		
		ヘ: 特定の臭い、味を嫌がる、極端に嫌がる、嗅いで入れない場所がある、などの行動がある		
		ホ: クールな部屋、ロッキングが多い、寒い場所が好き、不潔な場所、身体が数か所方に接触がある	✓	活動の途中公園の橋にこもり隠れていた

行動に注目すること

- この後の演習では、「水遊びを止められて自傷をする」という田中さんの行動について、その背景を探っていき、必要なサポートを整理します。
- しかし、水遊びや自傷だけに注目するのではなく、田中さんがさまざまな苦手さをもっていることに気がつきましたか。
- 検討すべき行動を探すためだけではなく、特性に気づくためにも客観的な観察が必要です。

まとめ

本人の行動は「困っている」サインかもしれません

- 本人の行動をヒントに
- 特性に気づき
- 適切な支援を組み立てていくことで



支援も本人の活動も成功しやすくなります

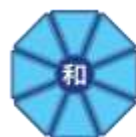
⑧	【演習】特性の分析 —特性の把握と適切な対応
---	---------------------------

88

特性の分析

特性の把握と適切な対応

(13 : 00～14:30)



社会福祉法人
和歌山県福祉事業団
Wakayama Social Welfare Corporation



児童デイサービス ふわり
柏木 幸廣

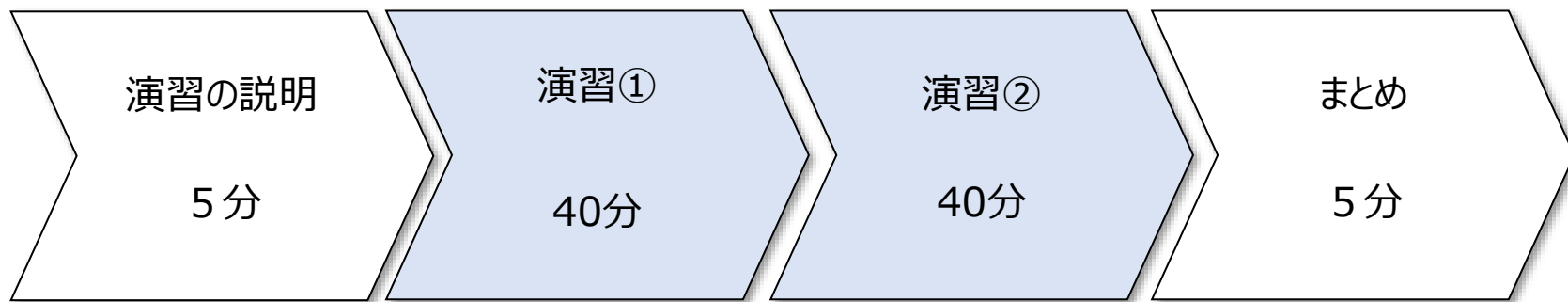
この時間で学ぶこと

- ・ 本人が表す行動について、支援者がその行動の背景にある理由が分からないため、自分なりの解釈をし、その結果として誤った対応を行ってしまうことがあります。
この時間は、行動の背景について考え、行動が起きている理由を整理する考え方を学びます。

【ポイント】

- ①補助シートを使い冰山モデルシートの使い方を学びましょう
- ②行動の背景にある【本人の特性】と【環境・状況】の相互作用を確認しましょう

この時間の流れ



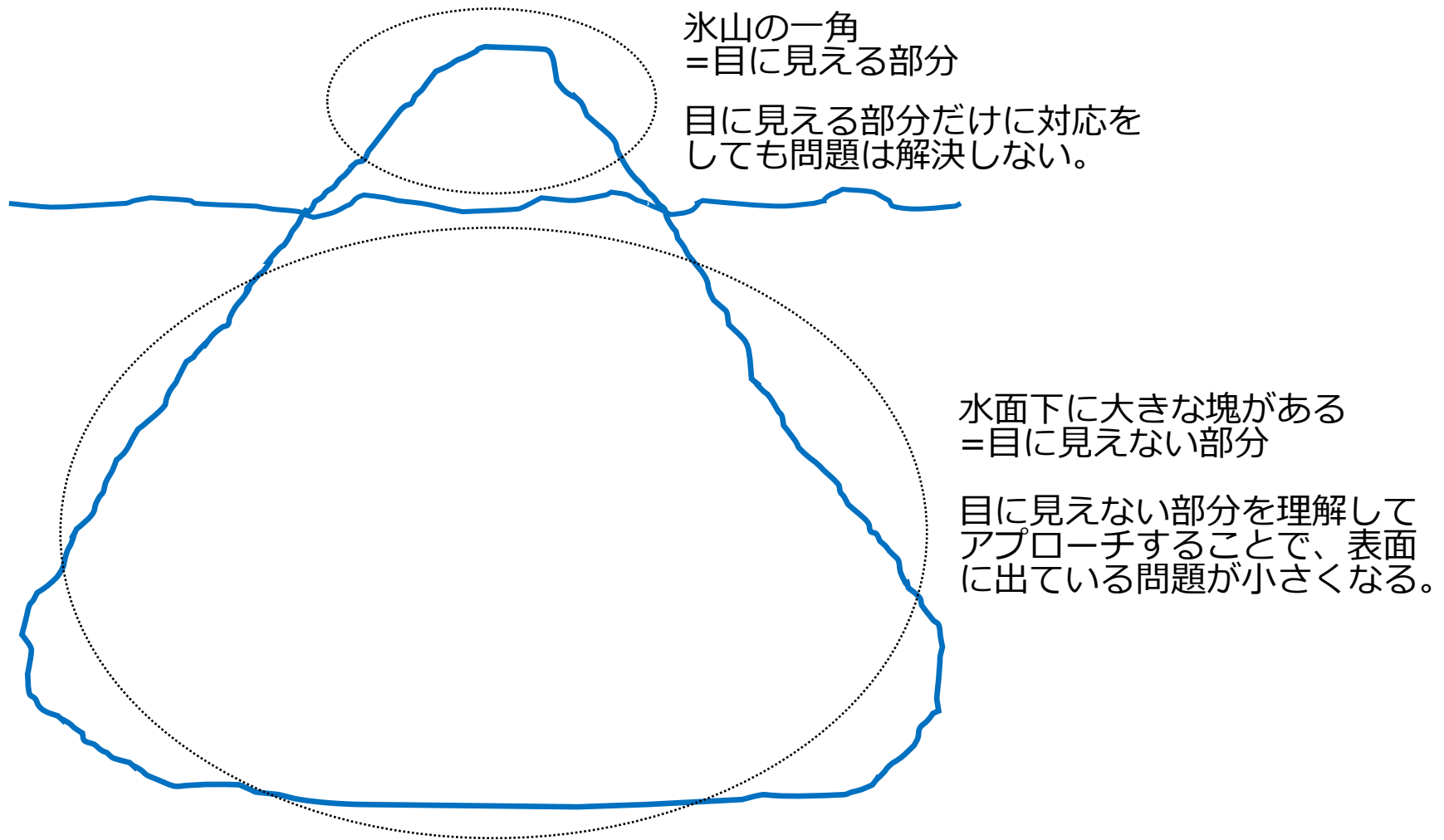
演習①：事例対象者の行動の背景を障害特性や環境から講師の解説とともに、個人ワークで学びます。

演習②：事例対象者の支援のアイデアを根拠をもとに整理する方法を個人・グループワークで学びます。

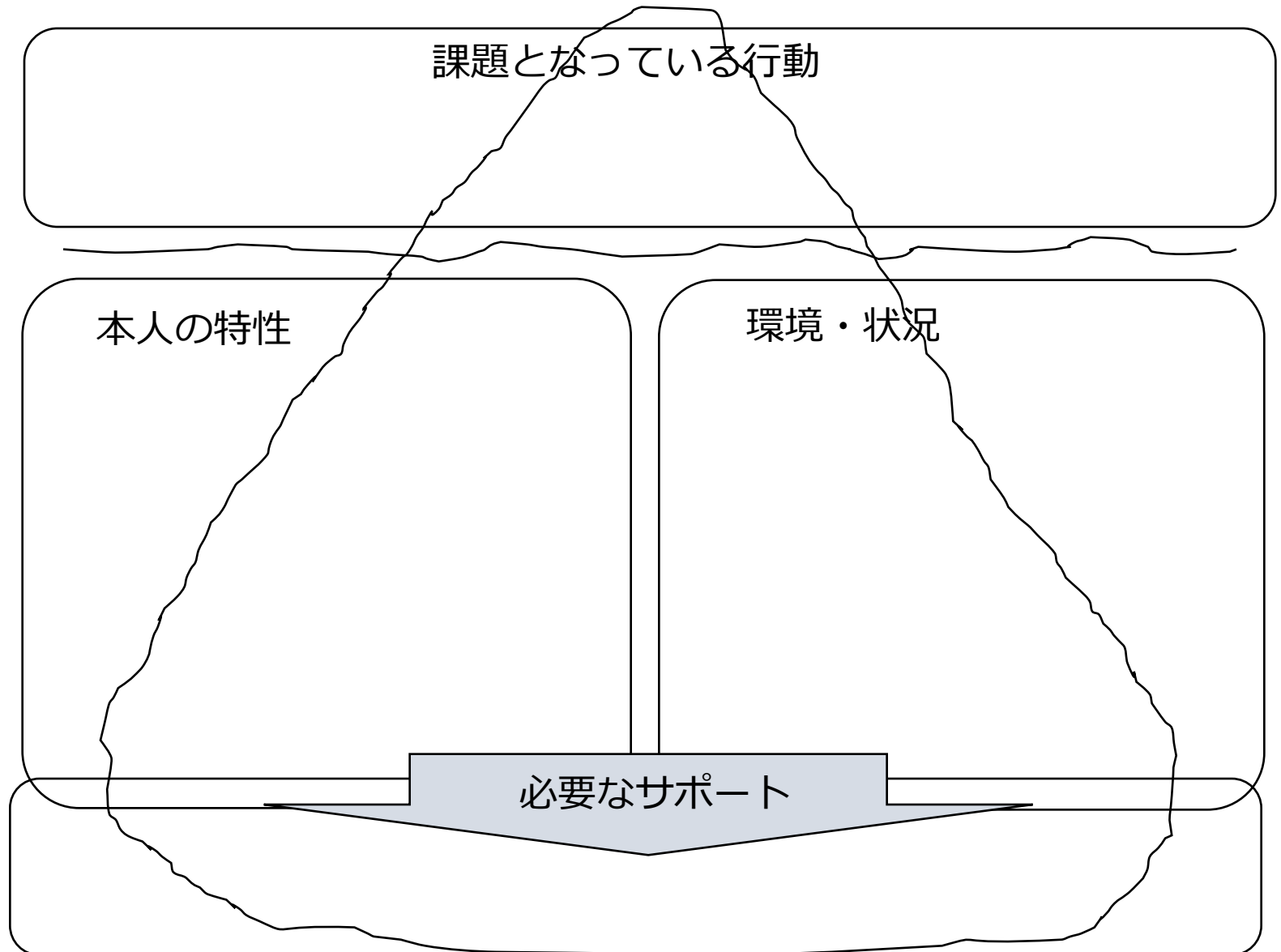
冰山って知ってますか？



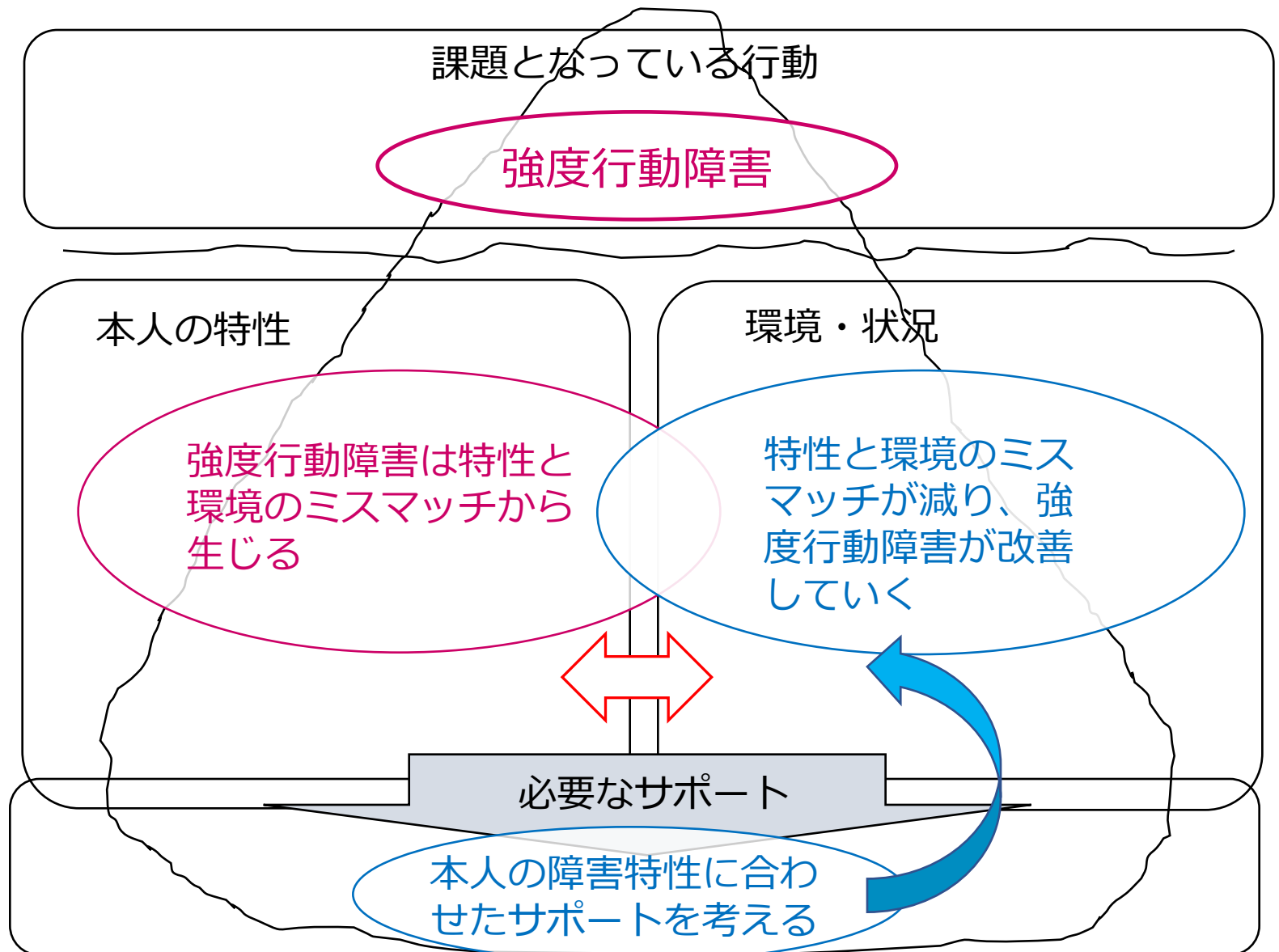
行動の背景を知るための「冰山モデル」



氷山モデルシート



氷山モデルシート



氷山モデルシートと 補足シートの関係

項目	内容	本人の理解と行動
人	1. 人間関係の重要性を認識する	
	2. 人と関わる際の姿勢を学ぶ	
	3. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学ぶ	
	4. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学ぶ	
物	5. 物の価値を認識する	
	6. 物の価値を認識する	
	7. 物の価値を認識する	
	8. 物の価値を認識する	
場	9. 場の価値を認識する	
	10. 場の価値を認識する	
	11. 場の価値を認識する	
	12. 場の価値を認識する	
時間	13. 時間の価値を認識する	
	14. 時間の価値を認識する	
	15. 時間の価値を認識する	
	16. 時間の価値を認識する	
お金	17. お金の価値を認識する	
	18. お金の価値を認識する	
	19. お金の価値を認識する	
	20. お金の価値を認識する	
その他	21. 環境の価値を認識する	
	22. 環境の価値を認識する	
	23. 環境の価値を認識する	
	24. 環境の価値を認識する	

項目	確認内容	確認結果
人	1. 人間関係の重要性を認識しているか	
	2. 人と関わる際の姿勢を学んでいるか	
	3. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
	4. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
物	5. 物の価値を認識しているか	
	6. 物の価値を認識しているか	
	7. 物の価値を認識しているか	
	8. 物の価値を認識しているか	
場	9. 場の価値を認識しているか	
	10. 場の価値を認識しているか	
	11. 場の価値を認識しているか	
	12. 場の価値を認識しているか	
時間	13. 時間の価値を認識しているか	
	14. 時間の価値を認識しているか	
	15. 時間の価値を認識しているか	
	16. 時間の価値を認識しているか	
お金	17. お金の価値を認識しているか	
	18. お金の価値を認識しているか	
	19. お金の価値を認識しているか	
	20. お金の価値を認識しているか	
その他	21. 環境の価値を認識しているか	
	22. 環境の価値を認識しているか	
	23. 環境の価値を認識しているか	
	24. 環境の価値を認識しているか	

項目	確認内容	確認結果
人	1. 人間関係の重要性を認識しているか	
	2. 人と関わる際の姿勢を学んでいるか	
	3. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
	4. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
物	5. 物の価値を認識しているか	
	6. 物の価値を認識しているか	
	7. 物の価値を認識しているか	
	8. 物の価値を認識しているか	
場	9. 場の価値を認識しているか	
	10. 場の価値を認識しているか	
	11. 場の価値を認識しているか	
	12. 場の価値を認識しているか	
時間	13. 時間の価値を認識しているか	
	14. 時間の価値を認識しているか	
	15. 時間の価値を認識しているか	
	16. 時間の価値を認識しているか	
お金	17. お金の価値を認識しているか	
	18. お金の価値を認識しているか	
	19. お金の価値を認識しているか	
	20. お金の価値を認識しているか	
その他	21. 環境の価値を認識しているか	
	22. 環境の価値を認識しているか	
	23. 環境の価値を認識しているか	
	24. 環境の価値を認識しているか	

項目	確認内容	確認結果
人	1. 人間関係の重要性を認識しているか	
	2. 人と関わる際の姿勢を学んでいるか	
	3. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
	4. 相手の気持ちに寄り添う姿勢を学んでいるか	
物	5. 物の価値を認識しているか	
	6. 物の価値を認識しているか	
	7. 物の価値を認識しているか	
	8. 物の価値を認識しているか	
場	9. 場の価値を認識しているか	
	10. 場の価値を認識しているか	
	11. 場の価値を認識しているか	
	12. 場の価値を認識しているか	
時間	13. 時間の価値を認識しているか	
	14. 時間の価値を認識しているか	
	15. 時間の価値を認識しているか	
	16. 時間の価値を認識しているか	
お金	17. お金の価値を認識しているか	
	18. お金の価値を認識しているか	
	19. お金の価値を認識しているか	
	20. お金の価値を認識しているか	
その他	21. 環境の価値を認識しているか	
	22. 環境の価値を認識しているか	
	23. 環境の価値を認識しているか	
	24. 環境の価値を認識しているか	

行動チェックシート

特性確認シート

環境確認シート

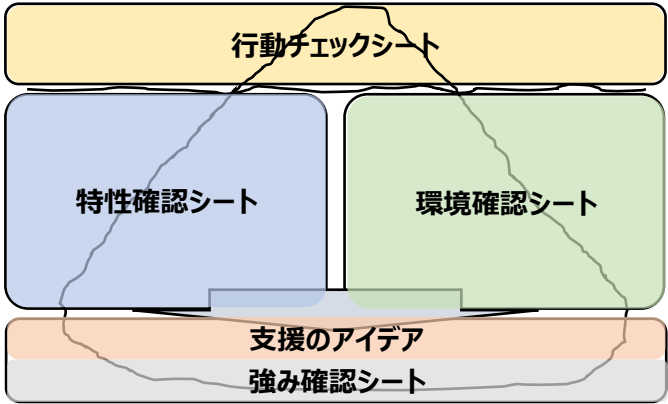
強み確認シート

支援のアイデア

氷山モデルシートと補足シートの関係

行動チェックシート	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...

特性確認シート	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...

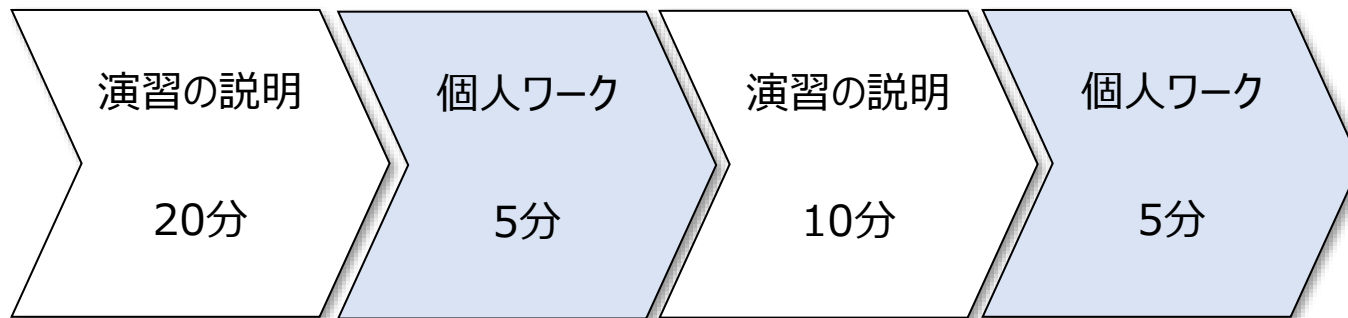


環境確認シート	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...

強み確認シート	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...
10	...
11	...
12	...
13	...
14	...
15	...
16	...
17	...
18	...
19	...
20	...
21	...
22	...
23	...
24	...
25	...
26	...
27	...
28	...
29	...
30	...
31	...
32	...
33	...
34	...
35	...
36	...
37	...
38	...
39	...
40	...
41	...
42	...
43	...
44	...
45	...
46	...
47	...
48	...
49	...
50	...

演習① | 行動の背景を考える

- 行動チェックシートと冰山モデルシートを使用します
- 特性確認シートと冰山モデルシートを使用します
- 環境確認シートと冰山モデルシートを使用します



田中さんの公園での水遊び

検討したい行動を見てみましょう

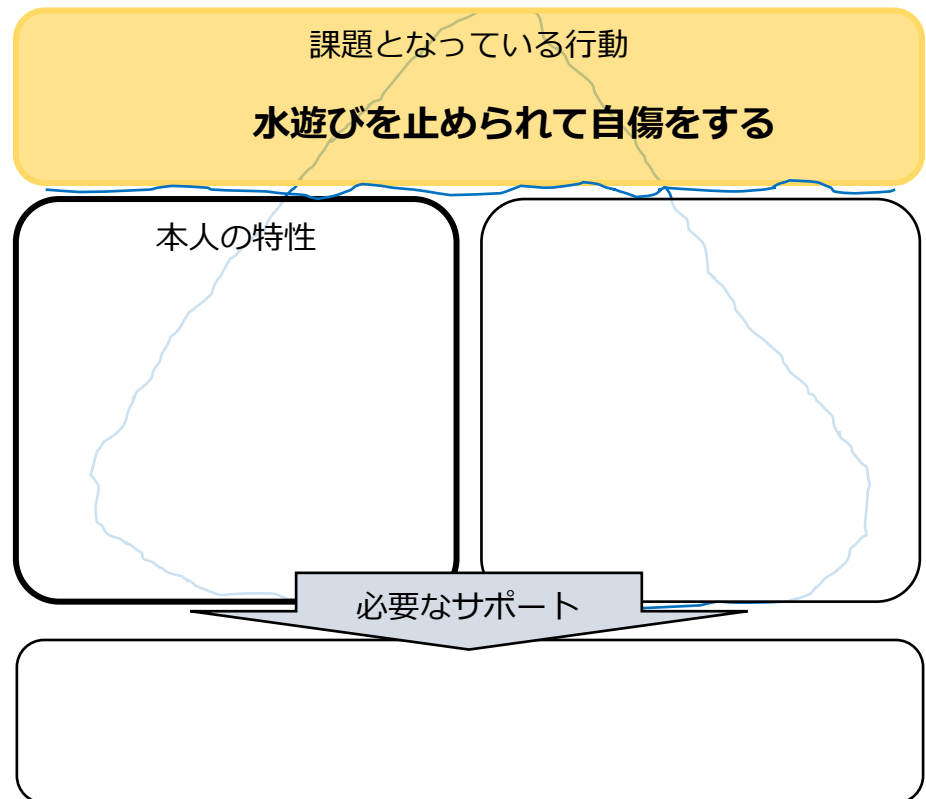


まず「行動チェックシート（氷山演習用）」と「氷山モデルシート」を使います

行動チェックシート(冰山演習用)

		例	✓	本人の団体的な行動
社会性	人と集団との関係に意識している	① 異議を唱えない	✓	ヘルパーが話し掛けてヘルパーの方を判断しない
		② 人と人に関わりを一方的で終わらせない		
		③ 相手の気持ちに意識して行動する		
	状況の把握が早い	④ 異議を唱えて行動できない	✓	ヘルパーを聞き流して一人で進んで行く
		⑤ 周囲の状況に対して情報をとらない	✓	関係者の安全を気にしていない様子が見える
		⑥ 広域での活動、社会的にも活動ができる		⑦ 関係者や地域を積極的に活用できる
コミュニケーション力	理解力が高い	① 言葉や態度から相手の気持ちを読み取る	✓	ヘルパーの気持ちから自分の行動に結びつける
		② 言葉や態度から自分の気持ちを読み取る	✓	ヘルパーの気持ちから自分の行動に結びつける
		③ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを読み取る	✓	④ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを読み取る
	発信力が高い	④ 行動の仕方や言動で自分の気持ちを伝える	✓	⑤ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを読み取る
		⑤ 言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑥ 言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
	状況の把握が早い	⑦ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑧ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑨ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
	想像力	予測力が高い	① 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える	✓
② 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える				
③ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える				
自分の考えを伝えることができる		④ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える	✓	⑤ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える
		⑤ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑥ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
自分の考えを伝えることができる		⑦ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑧ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑨ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
想像力		自分の考えを伝えることができる	① 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える	✓
	② 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える			
	③ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える			
	自分の考えを伝えることができる	④ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑤ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑥ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
	自分の考えを伝えることができる	⑦ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑧ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		
		⑨ 相手の言葉や態度から自分の気持ちを伝える		

氷山モデルシート



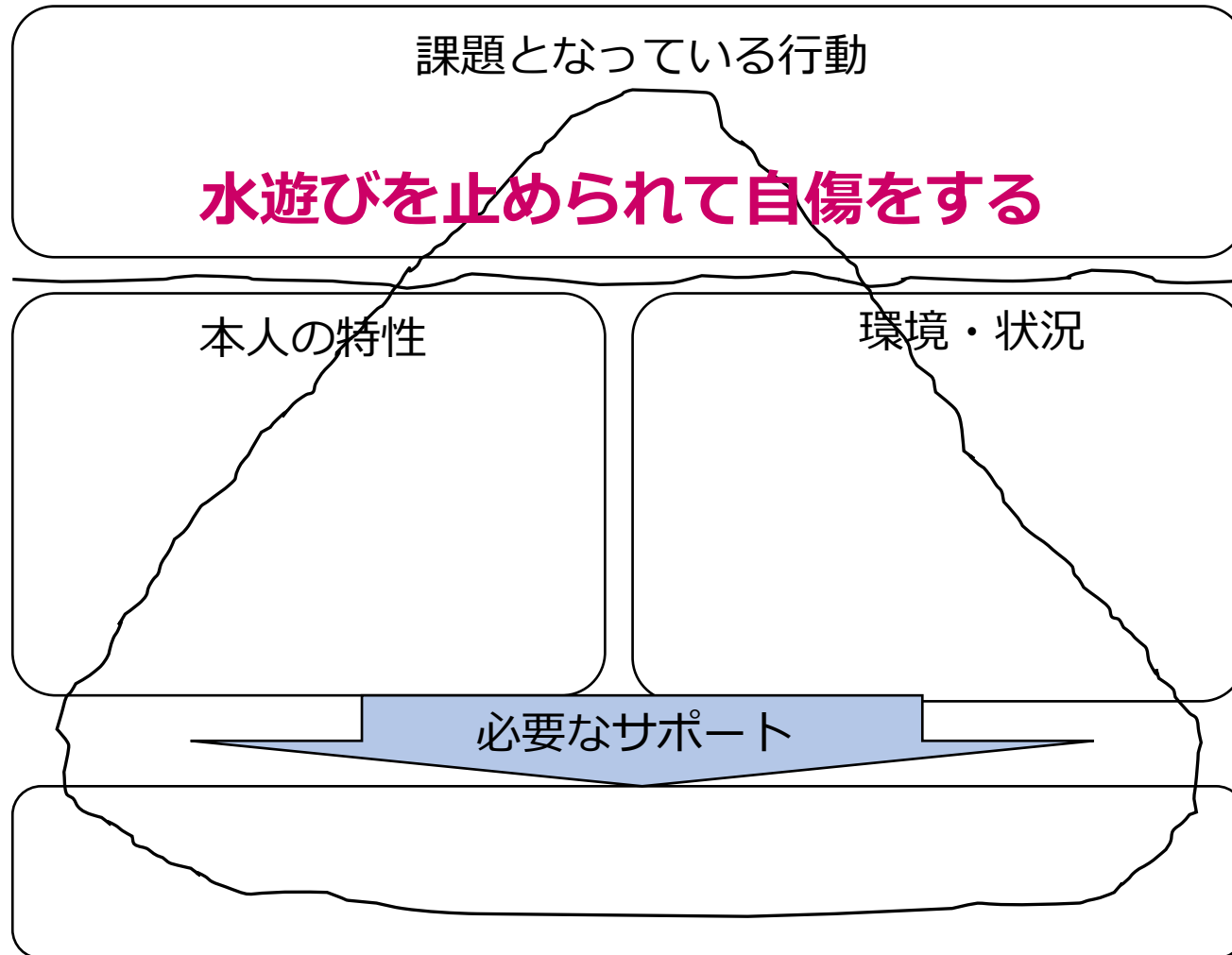
田中さんの気になる行動の中から検討する行動を決めます

		例	✓	本人の具体的な行動
社会性	人や集団との関係に興味が薄い	ア: 視線が合わない	✓	ヘルパーが話しかけてもヘルパーの方を向かない
		イ: 人との関係が一方的であることが多い		
		ウ: 相手の気持ちに関係なく行動する		
	状況の理解が難しい	エ: 周囲に合わせて行動できない	✓	ヘルパーを置き去りにして一人で歩く
		オ: 周囲の状況に対して興味を示さない	✓	周囲の安全を気にしている様子がない
		カ: 危険や迷惑、社会のルールに関係なく行動する	✓	周囲の安全を気にしていない様子 公園の水遊び場に行く→水遊び場を止められ自傷をする
コミュニケーション	理解が難しい	キ: 言葉で指示を受けても行動できない	✓	ヘルパーの声を聞かずに次の行動に移らない
		ク: 言葉で指示されたことと違うことをする	✓	ヘルパーが怒られてもやめられない
		コ: 相手の言葉をそのまま繰り返す（エコー）	✓	「行きましょっか」「行きましょっか」と繰り返す
	発信が難しい	ク: 行動や仕草などで自分の気持ちを表現する	✓	公園の柵や水遊び場を見たら公園に移す
		ケ: 言葉で自分の気持ちを伝えることができない		
		コ: 言葉はあるが自分の気持ちを的確に伝えることができない		
想像力	自分や予定を立てることが難しい	カ: やることがない、何をしたらいいかわからない、じっとしている		
		キ: 自分が動くことができない	✓	柵につかまり留まる、水遊び場を自分でやめて次の活動に移ることができない
		ク: 予定の順番に混乱することが多い		
	変化への対応が難しい	デ: 自分のルールを変えると混乱することが多い		
		ト: 日課が変更されると混乱することが多い		
		ナ: 活動途中でやめたり、変更することができない	✓	水遊び場をやるべきではないと止められて自傷をする
感覚	物の一部に対する強い興味	ニ: 特定の物などへのこだわりや執着がある	✓	水へのこだわりがある
		ホ: 自分の興味があるものを例外に断ることを示すことができない		
		ヘ: 触れたいものがあってやめられない、やめられないことがある		
	感覚が敏感または鈍感	ロ: 音を聴く、特定の音を嫌がる、特定の音を大音量にする、などの行動がある	✓	常に耳を塞いでいる
		ハ: 触れる、目を覚ます、蛍光灯を嫌がる、ろうきんに没頭する、などの行動がある	✓	キラキラした刺激が好き
		ヒ: 特定の感覚に没頭する、極端に嫌がる、または感じないような行動がある	✓	水を触れたがる
生活		ニ: 好きな食べ物、刺激の強い味を好み、同じものを繰り返す、などの行動がある		
		ヘ: 特定の臭いを嫌がる、極端に嫌がる、臭いを入れない場所がある、などの行動がある		
		ホ: クルクル回る、パズルが多い、高い場所が好き、不器用さ、身体の前向きに特徴がある	✓	活動の途中公園の柵につかまり居残っている

➡ 水遊びを止められて自傷をする

今回は、この行動について検討していくことにします

冰山モデルを使って田中さんの行動を整理します



課題となっている行動

1. 自分自身の生命あるいは健康に著しい危険を与える行動
2. 周囲の人あるいは状況に著しい危険ないし混乱を与える行動
3. 自分自身の意味ある活動への参加や学習を著しく妨げる行動

以上3つの条件のうち少なくともひとつに該当する行動と言われる。

参考文献『発達障害児の問題行動その理解と対応マニュアル』志賀利一

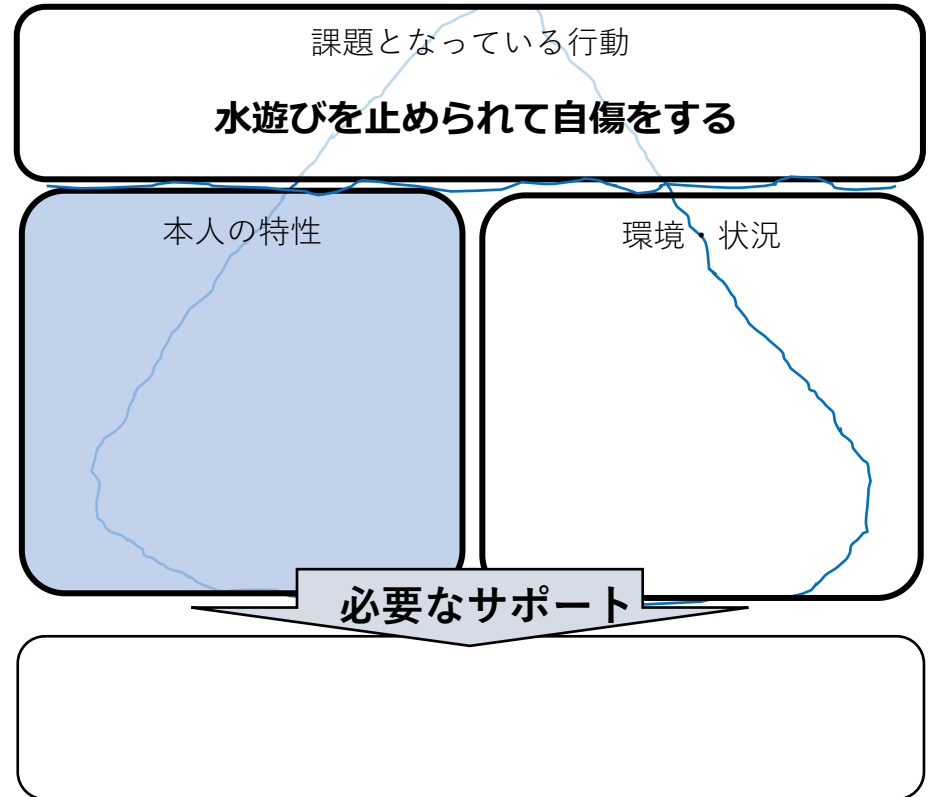
1. 自分自身の生命あるいは健康に著しい危険を与える行動
→自傷で田中さんがケガをするかもしれない
2. 周囲の人あるいは状況に著しい危険ないし混乱を与える行動
→大声を聞いた周囲の人が恐怖を感じるかもしれない
→支援者も恐怖を感じるかもしれない
3. 自分自身の意味ある活動への参加や学習を著しく妨げる行動
→次の活動場所に移れないかもしれない

次に「特性確認シート（冰山演習用）」を使って 本人の特性を整理します

特性確認シート（冰山演習用）

課題となっている行動（本人が困っている行動）『 』		支援のアイデア	
	障害となる特性		
社会性 (状況の理解が難しい)	1) 相手への関心が薄い	✓	A) 汲み取ってもらい、察してもらわずに、具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの視点）
	2) 相手から期待されていることを理解するのが難しい		B) 誰にどう伝えたらよいかを具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの視点）
	3) 相手が思っているものを見て相手の考えを察することが難しい		C) 「いつ」「どこで」「何を」の情報を覚えてわかるように伝える（方法の視点・やりとりの視点）
	4) 周りで起きていることへの関心が薄い	✓	
	5) 周語の様子から期待されていることを理解することが難しい	✓	
	6) 見えにくいものの理解が難しい	✓	
コミュニケーション (理解が難しい)	7) 話し言葉の理解が難しい	✓	D) 本人が理解できる見える情報（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）で伝える（やりとりの視点・見え方の視点）
	8) 一度にたくさんのかんことを理解するのが難しい		
	9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい		
	10) 話し言葉で伝えることが難しい		E) 本人が発信しやすいツールを（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）提供する（やりとりの視点・見え方の視点）
	11) どのようにして伝えたらいいかわからない	✓	
	12) 誰に伝えていいかわからない		
想像力 (状況の理解が難しい)	13) 場面や状況に合わせてコミュニケーションが難しい		F) 視覚的なツールでやりとりができるようにする（やりとりの視点・見え方の視点）
	14) 表情や視線などの非言語コミュニケーションが難しい		
	15) やりとりの場が多いと処理が難しい		
	16) 指物や身体動作に反応することが難しい		G) 本人に分かりやすく予定や変更を伝える（時間の視点）
	17) なんとなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい		H) 始まりや終わりを分かりやすいようにする（時間の視点・場所の視点）
	18) 今やることを自分で判断することが難しい		I) 運動に意味や目的を持つことができる工夫をする（方法の視点）
想像力 (変化への対応が難しい)	19) 先の予測をすることが難しい		J) 最初から正しい方法で行うことができるように
	20) 目標設定に判断することが難しい		
	21) 自分のやり方から抜け出すことが難しい		
	22) 興味関心が狭くて強い		
	23) 繊細が気になり過剰に敏感		
	24) 少しのことで大きな不安を感じる		
感覚 (感覚が敏感または鈍感)	25) 聴覚の過敏や鈍感がある	✓	K) 苦手な刺激を少なくするための配慮をする（場所の視点）
	26) 視覚の過敏や鈍感がある		
	27) 触覚の過敏や鈍感がある	✓	L) 好きな刺激、必要な刺激は保障する（場所の視点）
	28) 嗅覚の過敏や鈍感がある		
	29) 味覚の過敏や鈍感がある		
	30) 高敏感の特有の感覚がある		

冰山モデルシート



田中さんが水遊びを止められない理由や止められて自傷をする理由を考えます

課題となっている行動（本人が困っている行動）『 』				文章のアイデア
		困難となる特性		
社会性	人や集団との関係に難し さがある 状況が理解が難しい	1) 相手への関心が薄い	✓	4) 読み取ってもらう、察してもらうではなく、 具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの 視点）
		2) 相手が期待されていることを理解するのが難しい		
		3) 相手が持っているものを見て相手の考えを察することが難しい		
		4) 周囲で起きていることへの関心が薄い		8) 誰にどう伝えたらよいかを具体的に伝える （見え方の視点・やりとりの視点）
		5) 周囲の様子から察知されていることを理解することが難しい	✓	
		6) 見えないものの理解が難しい	✓	『いつ』『どこで』『何を』の情報を見てわか るように伝える（方法の視点・やりとりの視 点）
コミュニケーション	理解が難しい 言葉が難しい やりとりが難しい	7) 話し言葉の理解が難しい	✓	本人が理解できる見える情報（文章、 語、絵、写真、シンボル、具体物など）で 伝える（やりとりの視点・見え方の視点）
		8) 一度にたくさんのことを理解するのが難しい		
		9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい		
		10) 話し言葉で伝えることが難しい		本人が発達しやすいツールを（文章、 語、絵、写真、シンボル、具体物など）提 供する（やりとりの視点・見え方の視点）
		11) どのようにして伝えたいのかわからない	✓	
		12) 目に伝えていないのかわからない		
想像力	自分で予定を立てることが 難しい 変化への対応が難しい 物の一部に対する強い 興味	13) 場面や状況に合わせてコミュニケーションが難しい		7) 視覚的なツールでやりとりができるように する（やりとりの視点・見え方の視点）
		14) 表情や視線などの非言語コミュニケーションが難しい		
		15) やりとり量が多いと処理が難しい		
		16) 段取りを頭脳に組み込むことが難しい		5) 本人に分かりやすく予定や変更を伝える （時間の視点）
		17) なんともなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい		
		18) 今やることを自分で判断することが難しい		4) 始まりや終わりを分かりやすいようにする （時間の視点・場所の視点）
想像力	変化への対応が難しい 物の一部に対する強い 興味	19) 先の予測をすることが難しい		
		20) 臨機応変に判断することが難しい		活動に興味や目的を持つことができる工夫 をする（方法の視点）
		21) 自分のやり方から抜け出すことが難しい		2) 工夫 をする（方法の視点）
		22) 興味関心が狭くて強い		3) 最初から正しい方法で行うことができるよ うに
		23) 細部が気になり過剰に敏感		
		24) 少しの違いで大きな不安を感じる		
想像力	感覚が敏感または鈍感	25) 聴覚の過敏や鈍麻がある	✓	4) 苦手な刺激を少なくするための配慮をする （場所の視点）
		26) 視覚の過敏や鈍麻がある		
		27) 聴覚の過敏や鈍麻がある	✓	好きな刺激、必要な刺激は保障する （場所の視点）
		28) 味覚の過敏や鈍麻がある		
		29) 味覚の過敏や鈍麻がある		
		30) 触覚の過敏や鈍麻がある		

田中さんが水遊びを止められない理由や止められて自傷をする理由を考えます

課題となっている行動（本人が困っている行動）『水遊びを止められて自傷をする』				
		背景となる特性		支援のアイデア
社会性	人や集団との関係に難しさがある	1) 相手への関心が薄い	✓	A) 具体的に伝える(見え方の視点・やりとりの視点)
		2) 相手から期待されていることを理解するのが難しい		
		3) 相手が見ているものを見て相手の考えを察することが難しい		B) 誰にどう伝えたらよいかを具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの視点）
	状況の理解が難しい	4) 周囲で起こっていることへの関心が薄い		
		5) 周囲の様子から期待されていることを理解することが難しい	✓	C) ように伝える（方法の視点・やりとりの視点）
		6) 見えないものの理解が難しい	✓	

＜次のような仮説を立てながらチェックを入れます。＞

「相手への関心が薄い」**ので**、
「支援者の指示に注目しにくかった」**かもしれない**。

田中さんが水遊びを止められない理由や 止められて自傷をする理由を考えます

課題となっている行動（本人が困っている行動）『水遊びを止められて自傷をする』			
		背景となる特性	支援のアイデア
コミュニケーション	理解が難しい	7) 話し言葉の理解が難しい	D) 本人が理解できる見える情報（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）で伝える（やりとりの視点・見え方の視点）
		8) 一度にたくさんのかことを理解するのが難しい	
		9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい	
	発信が難しい	10) 話し言葉で伝えることが難しい	E) 本人が発信しやすいツールを（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）提供する（やりとりの視点・見え方の視点）
		11) どのようにして伝えたらいいかわからない	
		12) 誰に伝えていいかわからない	
	やりとりが難しい	13) 場面や状況に合わせたコミュニケーションが難しい	F) 視覚的なツールでやりとりができるようにする（やりとりの視点・見え方の視点）
		14) 表情や視線などの非言語コミュニケーションが難しい	
		15) やりとりの量が多いと処理が難しい	

田中さんが水遊びを止められない理由や 止められて自傷をする理由を考えてみましょう

課題となっている行動（本人が困っている行動）『水遊びを止められて自傷をする』				
		背景となる特性		支援のアイデア
想像力	自分で予定を立てることが難しい	16) 段取りを適切に組むことが難しい		G) 本人に分かりやすく予定や変更を伝える （時間の視点）
		17) なんとなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい		
		18) 今やることを自分で判断することが難しい		
	変化への対応が難しい	19) 先の予測をすることが難しい		H) 始まりや終わりを分かりやすいようにする （時間の視点・場所の視点）
		20) 臨機応変に判断することが難しい		
		21) 自分のやり方から抜け出すことが難しい		
	物の一部に対する強い興味	22) 興味関心が狭くて強い		I) 活動に意味や目的を持つことができる 工夫をする（方法の視点）
		23) 細部が気になり違いに敏感		
		24) 少しの違いで大きな不安を感じる		

背景となる特性をチェックするにあたって、次のような仮説を立てて説明できるようにしてください。

(背景となる特性)

(本人の具体的な行動)

「 」ので、「 」かもしれない。

「 」ので、「 」かもしれない。

「 」ので、「 」かもしれない。

田中さんが水遊びを止められない理由や止められて自傷をする理由を考えます

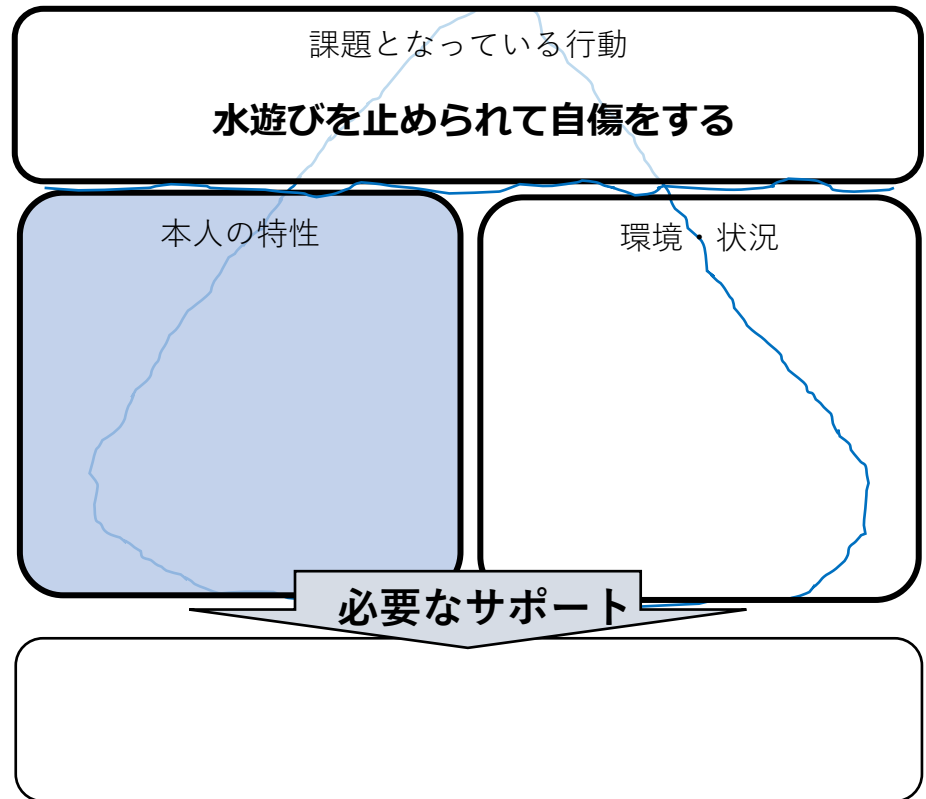
課題となっている行動（本人が困っている行動）『水遊びを止められて自傷をする』				
		背景となる特性		支援のアイデア
感覚	感覚が敏感または鈍感	25) 聴覚の過敏や鈍麻がある	✓	K) 苦手な刺激を少なくするための配慮をする （場所の視点） L) 好きな刺激、必要な刺激は保障する （場所の視点）
		26) 視覚の過敏や鈍麻がある		
		27) 触覚の過敏や鈍麻がある	✓	
		28) 嗅覚の過敏や鈍麻がある		
		29) 味覚の過敏や鈍麻がある		
		30) 前庭覚の特有の感覚がある		

確認した特性を「冰山モデルシート」に記入しましょう

特性確認シート（冰山演習用）

課題となっている行動（本人が困っている行動）『 』		支援のアイデア	
	特性となる特性		
社会性	人々集団との関係に難しさがある	1) 相手への関心が高い	✓
		2) 相手から期待されていることを理解するのが難しい	✓
		3) 相手が思っているものを見て相手の考えを察することが難しい	✓
	状況の理解が難しい	4) 周りで起こっていることへの関心が高い	✓
		5) 周語の様子から期待されていることを理解することが難しい	✓
		6) 見えないものの理解が難しい	✓
コミュニケーション	理解が難しい	7) 話し言葉の理解が難しい	✓
		8) 一度にたくさん入ることを理解するのが難しい	✓
		9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい	✓
	発音が難しい	10) 話し言葉で伝えることが難しい	✓
		11) どのようにして伝えたらいいかわからない	✓
		12) 誰に話しているかわからない	✓
想像力	やりとりが難しい	13) 場面や状況に合わせたコミュニケーションが難しい	✓
		14) 表情や視線などの非言語コミュニケーションが難しい	✓
		15) やりとりの量が多いと処理が難しい	✓
	自分で予定を立てることが難しい	16) 段取りを頭の中に組み立てることが難しい	✓
		17) なんとなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい	✓
	変化への対応が難しい	18) 今やることを自分で判断することが難しい	✓
感覚		19) 先の予測をすることが難しい	✓
		20) 目標設定に判断することが難しい	✓
		21) 自分のやり方から抜け出すことが難しい	✓
	物の一面に対する強い興味	22) 興味関心が狭くて強い	✓
		23) 細部が気になり遠くに感	✓
		24) 少しのことで大きな不安を感じる	✓
感覚	感覚が敏感または鈍感	25) 聴覚の過敏や鈍感がある	✓
		26) 視覚の過敏や鈍感がある	✓
		27) 触覚の過敏や鈍感がある	✓
		28) 嗅覚の過敏や鈍感がある	✓
		29) 味覚の過敏や鈍感がある	✓
		30) 前触覚の特有の感覚がある	✓

冰山モデルシート



課題となっている行動

水遊びを止められて自傷をする

本人の特性

環境・状況

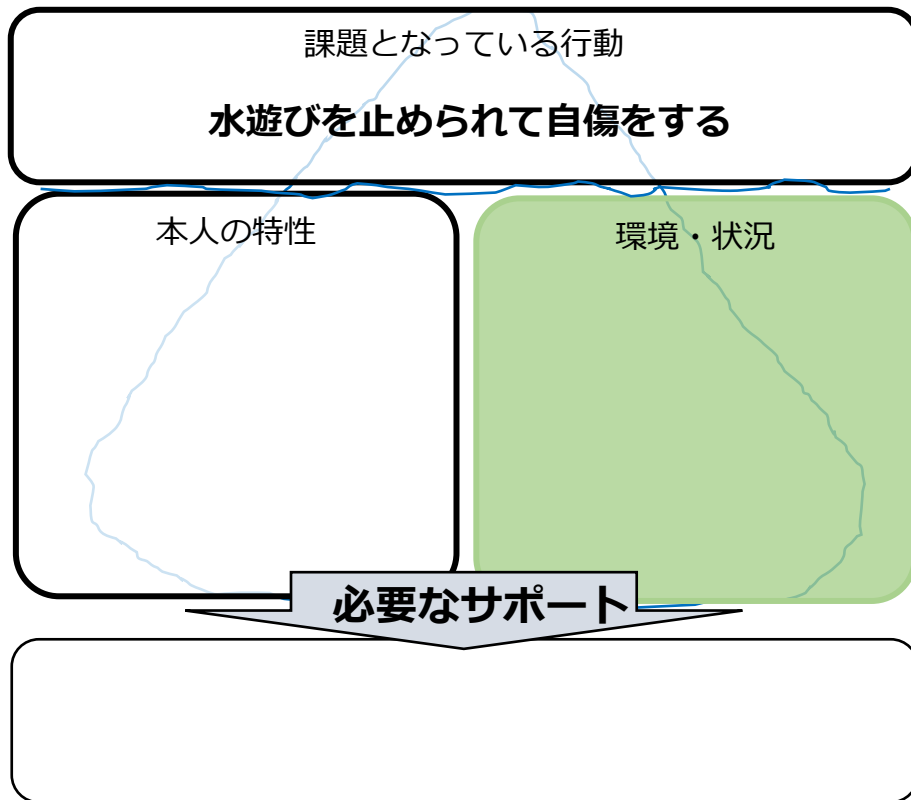
必要なサポート

次に「環境確認シート（冰山演習用）」を使って、行動に影響を与えている環境や状況を整理します

環境確認シート（冰山演習用）

冰山モデルシート

項目	環境確認の視点	具体的な環境
人	指示は何で出していますか（言葉・動き・実物・紙に書いて等） 指示の量は適切ですか 指示のタイミングは適切ですか 支援をするときの立ち位置は適切ですか その他	
物	見ると勘違いするような物がありますか 見えると気づくような物が見えていますか 物の量で気づいたことはありませんか その他	水遊びが見えやすい
場所	何をすべき場所なのか見ればわかるようになっていますか 同じ場所でも複数の目的の活動をしていますか 整理整頓はできていますか 気が散りやすい環境になっていませんか その他	公園での目的は「橋で歩ける道」 「水道で遊ぶ」に見えていた
状況	本人の体調はいつもと比べてどうですか その活動の前に気になるできごとはありませんでしたか その活動の内容に本人の苦手な動作や特徴などが含まれていませんか その活動の目的（どうするのか、どうなったら終わるのかなど）は理解できていますか その他	どうなったら終わるのか分かりにくい 公園に何処に行ったのか分からない
音	その場所にはどんな音がしていましたか その中に本人が苦手なものがありますか	
気温	その場所の気温は何程くらいでしたか（あるいは暑かった・寒かった等） その気温は本人にとって快適なものですか	
湿度	その場所の湿度は何程くらいでしたか（あるいは蒸していた・乾燥していた等） その湿度は本人にとって快適なものですか	
臭い	その場所にはどんな臭いしていましたか その中に本人が苦手なものがありますか	
その他	その他本人が不安定になる要因になるかもしれないもの	



次のような項目を点検していきます

環境確認シート（氷山演習用）

項目	環境確認の視点	具体的な環境
人	指示は何で出していますか（言葉・指さし・実物・紙に書いて等） 指示の量は適切ですか 指示のタイミングは適切ですか 支援をするときの立ち位置は適切ですか その他	
物	見ると勘違いするような物がありますか 見ると気になるような物が見えていますか 物の量で気づいたことはありますか その他	水道が見えやすい
場所	何をすべき場所なのか見ればわかるようになっていますか 同じ場所で複数の目的の活動をしていますか 整理整頓はできていますか 気が散りやすい環境になっていませんか その他	公園での目的は「柵でゆれる」か、 「水道で遊ぶ」に見えていた
状況	本人の体調はいつもと比べてどうですか その活動の前に気になるできごとはありませんでしたか その活動の内容に本人の苦手な動作や感触などが含まれていませんか その活動の目的（どうするのか、どうしたら終わるのかなど）は理解できていますか その他	どうなったら終わりがかわかりにくい 公園に何をしに行ったのかわからない

次のような項目を点検していきます

環境確認シート（氷山演習用）

項目	環境確認の視点	具体的な環境
音	その場所にはどんな音がしていましたか その中に本人が苦手そうなものはありますか	
気温	その場所の気温は何度くらいでしたか（あるいは暑かった・寒かった等） その気温は本人にとって快適なものですか	
湿度	その場所の湿度は何%くらいでしたか（あるいは蒸していた・乾燥していた等） その湿度は本人にとって快適なものですか	
臭い	その場所にはどんな臭いがしていましたか その中に本人が苦手そうなものはありますか	
その他	その他本人が不安定になる要因になるかもしれないもの	

「人」について気づいたことを記入してみましょう

環境確認シート（氷山演習用）

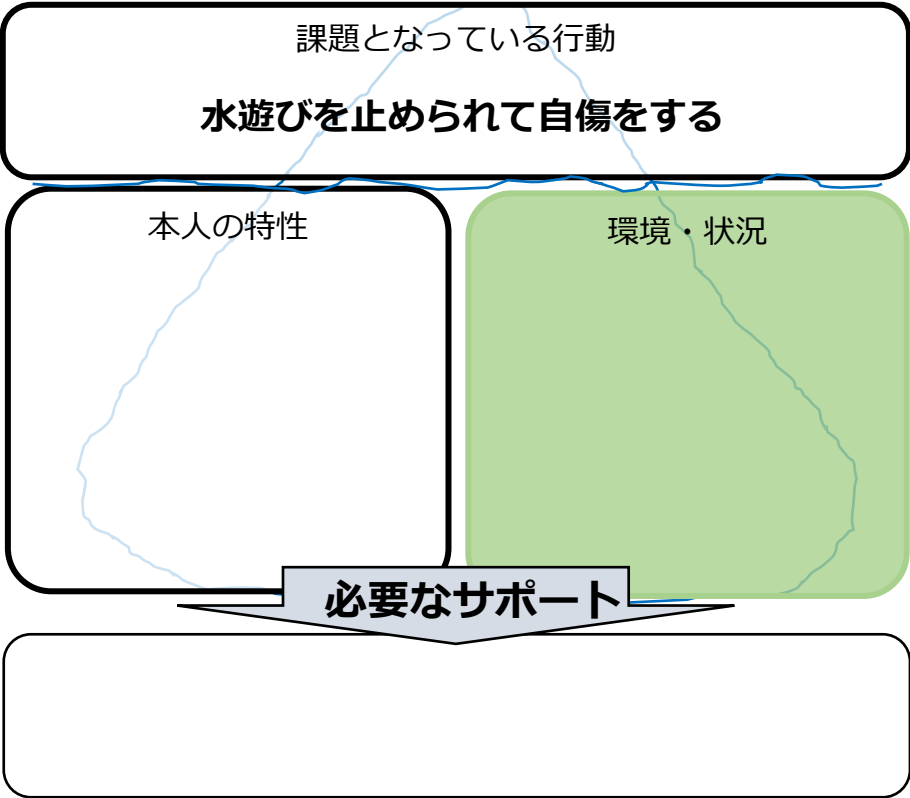
項目	環境確認の視点	具体的な環境
人	指示は何で出していますか（言葉・指さし・実物・紙に書いて等） 指示の量は適切ですか 指示のタイミングは適切ですか 支援をするときの立ち位置は適切ですか その他	
物	見ると勘違いするような物がありますか 見ると気になるような物が見えていますか 物の量で気づいたことはありますか その他	水道が見えやすい
場所	何をすべき場所なのか見ればわかるようになっていきますか 同じ場所で複数の目的の活動をしていますか 整理整頓はできていますか 気が散りやすい環境になっていませんか その他	公園での目的は「柵でゆれる」か、 「水道で遊ぶ」に見えていた
状況	本人の体調はいつもと比べてどうですか その活動の前に気になるできごとはありませんでしたか その活動の内容に本人の苦手な動作や感触などが含まれていませんか その活動の目的（どうするのか、どうなったら終わるのかなど）は理解できていますか その他	どうなったら終わりがかわかりにくい 公園に何をしに行ったのかわからない

確認した環境を「冰山モデルシート」に記入しましょう

環境確認シート（冰山演習用）

項目	環境確認の視点	具体的な環境
人	指示は何で出していますか（言葉・動き・実物・紙に書いて等） 指示の量は適切ですか 指示のタイミングは適切ですか 支援をするときの立ち位置は適切ですか その他	
物	見ると勘違いするような物はありませんか 見えると気づくような物が見えていますか 物の量で気づいたことはありませんか その他	水遊びが見えやすい
場所	何をすべき場所なのか見ればわかるようになっていますか 同じ場所でも複数の目的の活動をしていますか 整理整頓はできていますか 気が散りやすい環境になっていませんか その他	公園での目的は「暑さをしのぐ」が、「水道で遊ぶ」に見えていた
状況	本人の体調はいつもと比べてどうですか その活動の前に気になることはありますか その活動の内容に本人の苦手な動作や特徴などが含まれていませんか その活動の目的（どうするのか、どうしたら終わるのかなど）は理解できていますか その他	どうしたら終わるかわかりにくい 公園に何処に行ったのかわからない
音	その場所にはどんな音がしていましたか その中に本人が苦手なものがありますか	
気温	その場所の気温は何℃くらいでしたか（あるいは暑かった・寒かった等） その気温は本人にとって快適なものですか	
湿度	その場所の湿度は何%くらいでしたか（あるいは蒸していた・乾燥していた等） その湿度は本人にとって快適なものですか	
臭い	その場所にはどんな臭いがありましたか その中に本人が苦手なものがありますか	
その他	その他本人が不安定になる要因になるかもしれないもの	

冰山モデルシート



課題となっている行動

水遊びを止められて自傷をする

本人の特性

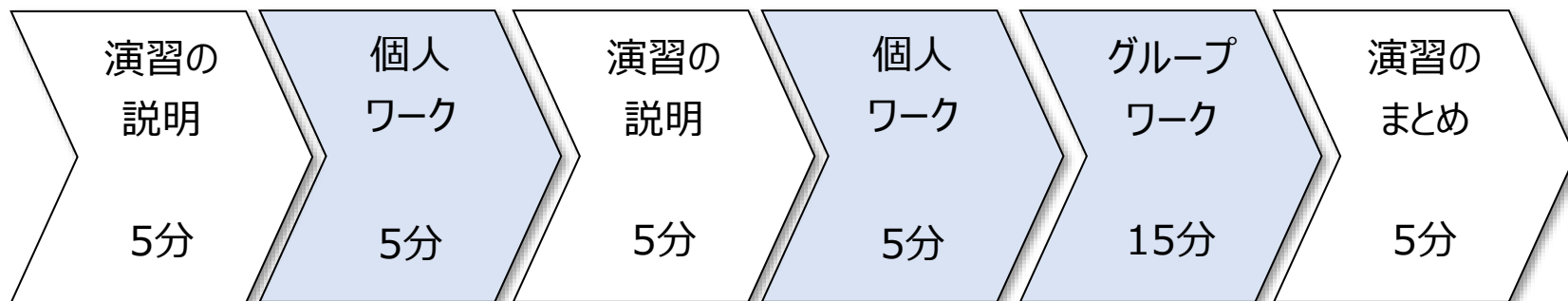
環境・状況

必要なサポート

演習② | 支援のアイデアを考える

- 特性確認シートと冰山モデルシートを使用します
- 強み確認シートと冰山モデルシートを使用します

【演習の流れ】

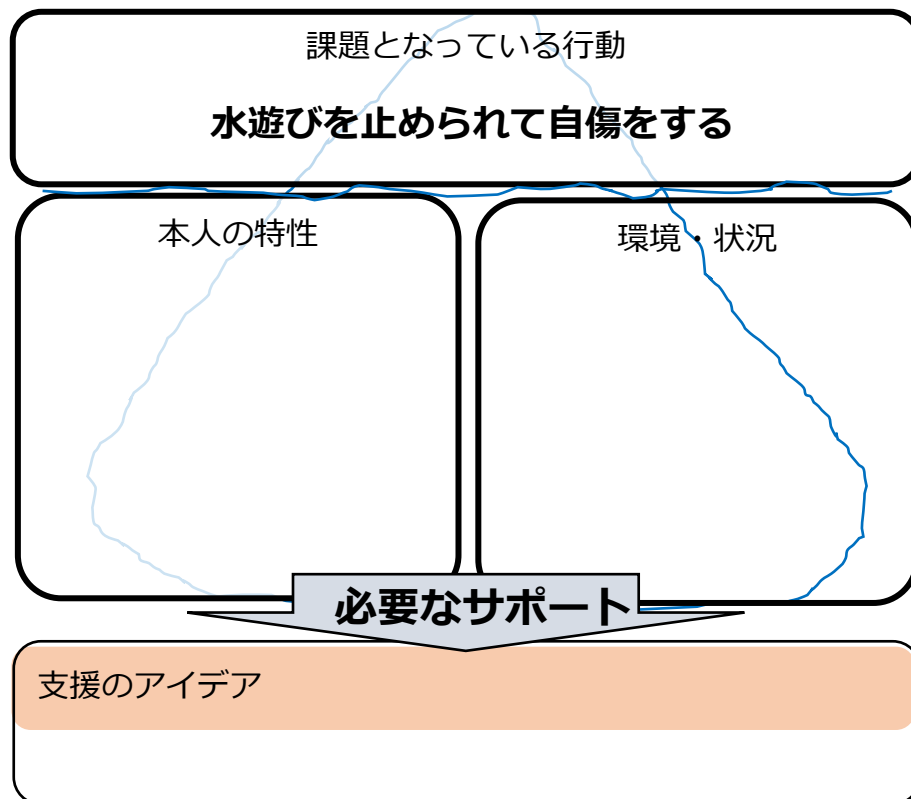


次に必要なサポートを、「特性確認シート（氷山演習用）の支援のアイデア」を使って整理します

特性確認シート(氷山演習用)

課題となっている行動（本人が困っている行動）『』			
	背景となる特性		支援のアイデア
社会性	人々や集団との関係に難しさがある	1) 相手の関心が薄い 2) 相手から期待されていることを理解するのが難しい 3) 相手が見ているものを見て相手の考えを察することが難しい 4) 集団で起こっていることへの関心が薄い	A) 読み取ってもらう、照してもらうではなく、具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの視点） B) 誰にどう伝えたらよいかを具体的に伝える（見え方の視点・やりとりの視点）
	状況の理解が難しい	5) 周縁の様子から期待されていることを理解することが難しい 6) 見えないものの理解が難しい	C) 「いつ」「どこで」「何を」の情報を覚えてわかるように伝える（方法の視点・やりとりの視点）
	理解が難しい	7) 話し言葉の理解が難しい 8) 一度にたくさんのかんことを理解するのが難しい 9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい	D) 本人が理解できる見える情報（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）で伝える（やりとりの視点・見え方の視点）
	発話が難しい	10) 話し言葉で伝えることが難しい 11) どうやって伝えるかよく分からない 12) 誰に伝えていくか分からない	E) 本人が発出しやすいツール（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）を提供する（やりとりの視点・見え方の視点）
	やりとりが難しい	13) 場面や状況に合わせてコミュニケーションが難しい 14) 表情や視線などの非言語コミュニケーションが難しい 15) やりとりの量が多いと処理が難しい	F) 視覚的なツールでやりとりができるようにする（やりとりの視点・見え方の視点）
	自分で予定を立てることが難しい	16) 行動の順序を把握することが難しい 17) なんともなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい 18) 今やることを自分で判断することが難しい 19) 先の予測をすることが難しい	G) 本人に分かりやすく予定や変更を伝える（時間の視点） H) 始まりや終わりを分かりやすいようにする（時間の視点・場所の視点）
想像力	変化への対応が難しい	20) 環境の変化に判断することが難しい 21) 自分のやり方から抜け出すことが難しい 22) 興味関心が狭くて強い 23) 継続が長くなり過ぎに陥る 24) 少しの違いで大きな不安を感じる	I) 活動に興味や目的を持つことができる工夫をする（方法の視点） J) 最初から正しい方法で行うことができるように
	物や一部に対する強い興味		
感覚	感覚が敏感または鈍感	25) 視覚の過敏や鈍感がある 26) 聴覚の過敏や鈍感がある 27) 触覚の過敏や鈍感がある 28) 嗅覚の過敏や鈍感がある 29) 味覚の過敏や鈍感がある 30) 前庭覚の特有の感覚がある	K) 苦手な刺激を少なくするための配慮をする（場所の視点） L) 好きな刺激、必要な刺激は保障する（場所の視点）

氷山モデルシート



個人ワーク | 支援のアイデアを選ぶ

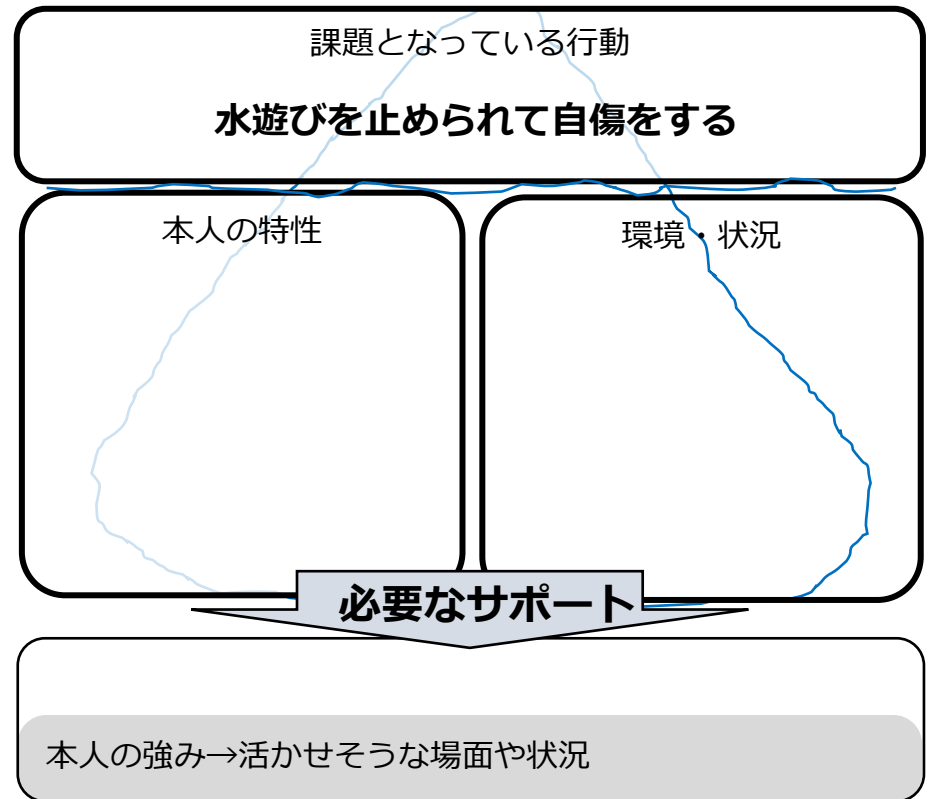
1. 特性確認シート（冰山演習用）の支援のアイデアから、田中さんの支援に使えるようなものを2～3項目選びます。
2. 冰山モデルシートの必要なサポート欄に転記します。

さらに「強み(ストレングス) 確認シート」を使って 具体化します

強み(ストレングス) 確認シート (冰山演習用)

本人の強み (ストレングス)	活かせそうな場面や状況
わかること・できること 例) なくなったら終わり、ペットボトルのふたを開ける ハサミを使うのが上手 など ・長い距離でも歩くことができる ・お茶を見せるとベンチに座って飲むことがわかる ・絵本の「くるま」を見て「外出」するのだと理解したことがある	
好きなこと (遊び方、過ごし方、キャラクターなど) やりたがること 例) ハンモックで揺れる ○○のキャラクター ビットリはまる 色を合わせる ・キラキラするものが好き ・静かな部屋で一人で過ごす ・同じマークを見つけると垂ねている ・ゆれる感覚に没頭することがある	・マークを使って活動の理解ができないか ・ゆれる感覚で適切な遊びを提供できないか
得意なこと (これには助けられているなど) 見方を変えれば得意かもしれないこと 例) 目的がわかれば待つことができる 変更は苦手だがいつもと同じことはできる ・こちらの意図がわかれば素直に応じてくれる ・人には関心がないが物には注目できることが多い	・物を使ってルールを伝えることはできないか ・タイマーで終わりを伝えられないか
その他	

冰山モデルシート



強み（ストレングス）を活用します

本人の強み（ストレングス）	活かせそうな場面や状況
わかること・できること 例）なくなったら終わり、ペットボトルのふたを開ける ハサミを使うのが上手 など ・長い距離でも歩くことができる ・お茶を見せるとベンチに座って飲むことがわかる ・絵本の「くるま」を見て「外出」するのだと理解したことがある	
好きなこと（遊び方、過ごし方、キャラクターなど） やりたがること 例）ハンモックで揺れる ○○のキャラクター ビッタリはまる 色を合わせる ・キラキラするものが好き ・静かな部屋で一人で過ごす ・同じマークを見つけると重ねている ・ゆれる感覚に没頭することがある	・マークを使って活動の理解ができないか ・ゆれる感覚で適切な遊びを提供できないか
得意なこと（これには助けられているなど） 見方を変えれば得意かもしれないこと 例）目的がわかれば待つことができる 変更は苦手だがいつもと同じことはできる ・こちらの意図がわかれば素直に応じてくれる ・人には関心がないが物には注目できることが多い	・物を使ってルールを伝えることはできないか ・タイマーで終わりを伝えられないか
その他	

個人ワーク | 活かせそうな強みと場面

1. 強み確認シート**の強みを見ながら、支援に活か
せそうな場面や状況を考えます。**
2. 氷山モデルシート**の必要なサポート欄に支援に
活かせそうな強みと活かせそうな場面を転記し
ます。**

グループワーク | 活かせそうな強みと場面

1. 司会・記録を決めます

2. 選んだアイデアをグループで共有します

※ワークシート⑥「冰山モデルシート（グループ用）」に記入

3. 活かせそうな場면을グループで共有します

※ワークシート⑥「冰山モデルシート（グループ用）」に記入

氷山モデルシートが完成しました

課題となっている行動
水遊びを止められて自傷をする

本人の特性

環境・状況

必要なサポート

(支援のアイデア)

(本人の強み→活かせるような場面や状況)

演習のまとめ | 行動の背景と捉え方

- 課題となる行動には、障害特性に起因する何らかの理由がある
- 「冰山モデル」を使った行動の背景を捉える考え方が有効
- 「本人の特性」と「環境や状況」を整理し課題となっている要因を明らかにする事が根拠に基づいた適切な支援の第1歩
- 導き出された支援のアイデアは、本人の強みを使って具体化される

⑨ 【講義】 親の願い

資料なし

⑩	【講義】チームプレイの基本 —チームプレイの必要性
---	------------------------------

130

チームプレイの基本

- ・ チームプレイの必要性

社会福祉法人和歌山県福祉事業団
由良あかつき園 松本 透



この時間で学ぶこと

- 強度行動障害の状態にある方への支援は、本人の生活の様々な場面や、本人の人生のそれぞれのライフステージにおいて関わる支援者が、本人を中心としたチームの一員として、同じ方針に沿った統一した支援をすることが大切です。
- 支援現場で統一した支援を提供するために、サービス等利用計画や個別支援計画に基づいた「支援手順書」や「支援記録」が大切です。

この時間の流れ

講義

- ①チームで支援する必要性
- ②統一した支援をするために
- ③サービス等利用計画・個別支援計画・支援手順書
- ④支援の実施と記録
- ⑤客観的な記録
- ⑥強度行動障害の状態にある方の記録のとり方
- ⑦課題となる行動の記録と仮説の検証・振り返りの重要性

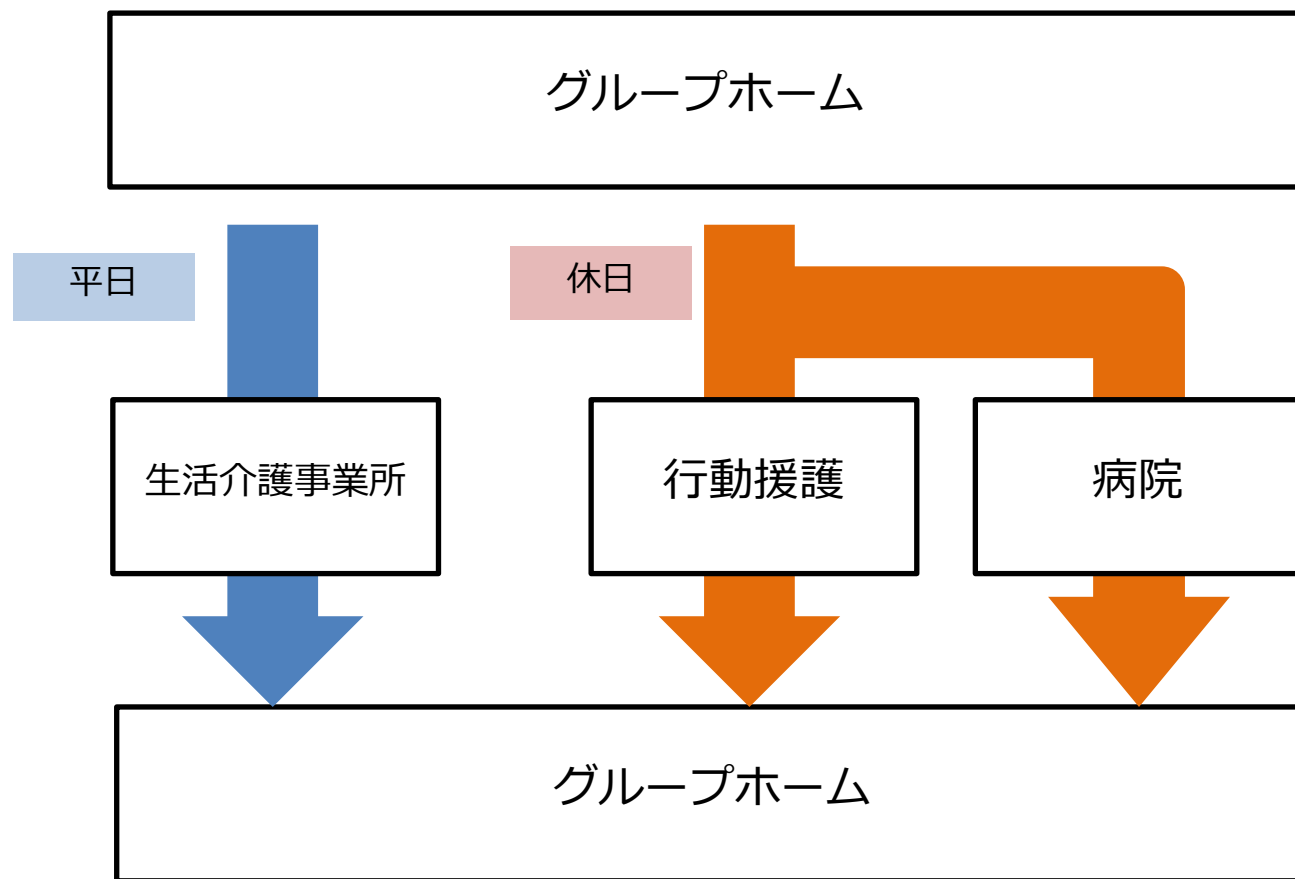
①チームで支援する必要性

一日で考えてみると、
様々な生活場面で成り立っている。

- 暮らしの場面（家庭やグループホームなど）
- 日中活動の場面（保育園や学校、福祉事業所など）
- 外出の場面（家族や行動援護など）

→それぞれの場面に関わる関係者がちがう。

田中さんの一日



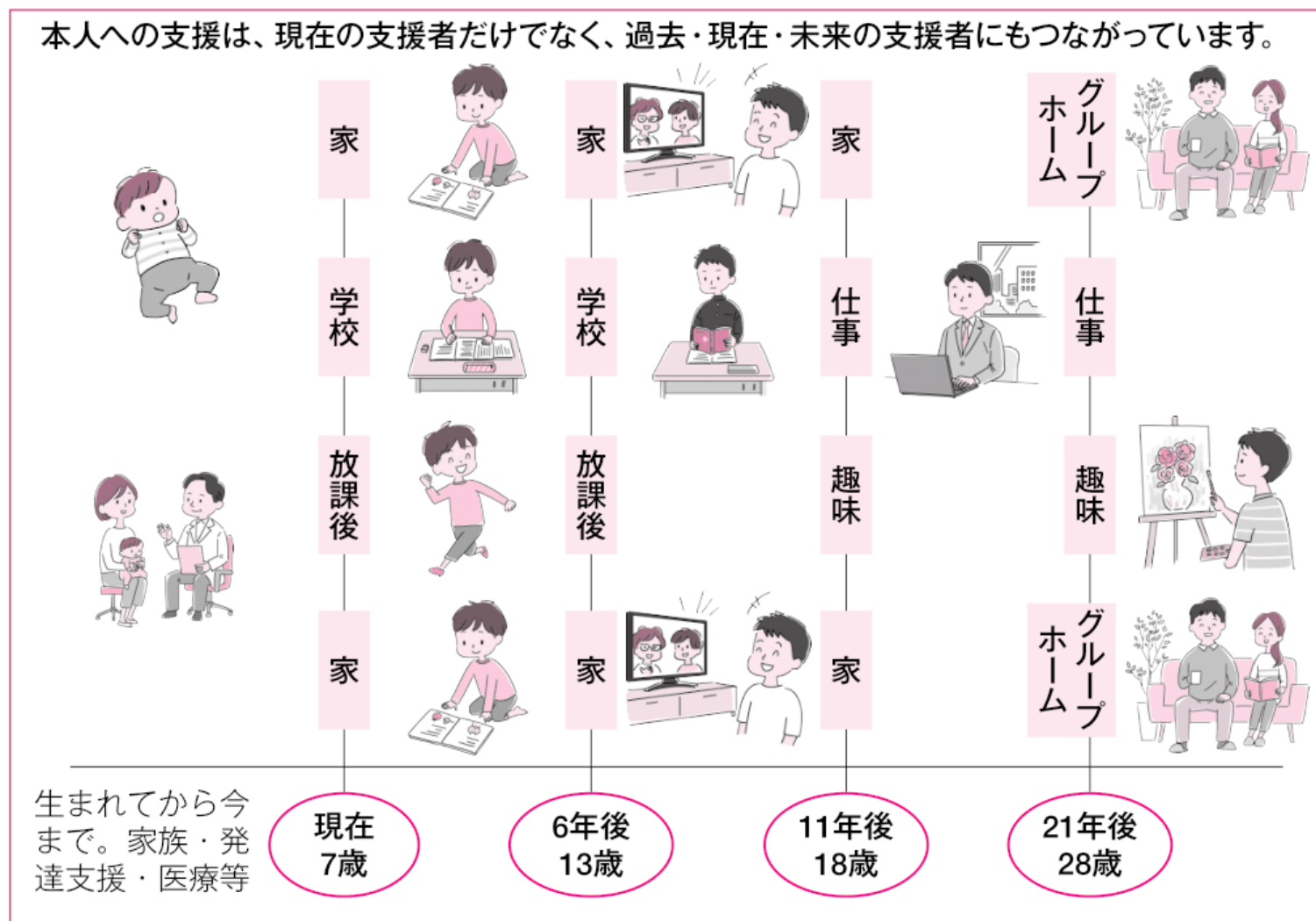
田中さんのライフステージ



乳幼児期から成人期まで、様々なライフステージがあり、それぞれに事業所や支援者が関わる

ライフステージ

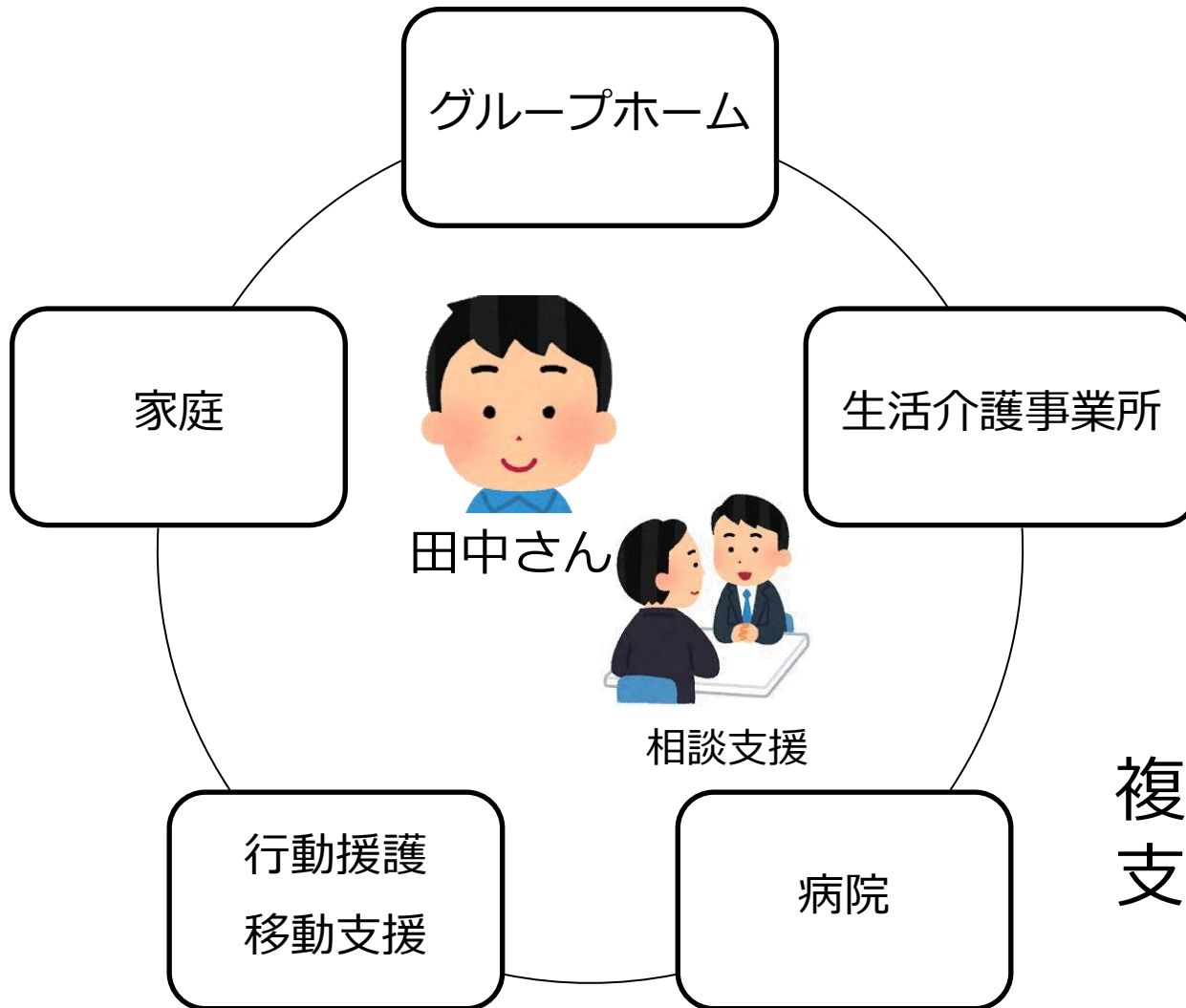
本人への支援は、現在の支援者だけでなく、過去・現在・未来の支援者にもつながっています。



本人の現在の生活は、
さまざまな関係者で支えられています。

支援チームをつくる

田中さんの生活



複数の事業所や
支援機関が関わる

事業所の中でも、
複数の職員が本人に関わります。

グループホーム



田中さん

グループホーム
管理者

世話人Aさん

世話人Bさん

世話人Cさん

複数の支援者が関わる

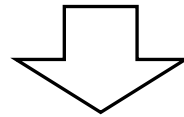
- I その人の特性や人生のニーズを把握する
- II その人の特性に配慮した支援を考える
- III その人の人生のニーズに沿った計画と実践、評価や改善のサイクル（PDCAサイクル）で、よりよい人生へと向かう

※PDCAサイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。支援を考える際もこのサイクルを重視します。

- IV 支援が停滞したり強度行動障害の様相が現れたりしたときには、改めて支援を見直し、支援の補整や補強をする

関係者が必要な支援や特性を共有することが重要

それぞれの関係者が、本人の特性に関係なく、
思い思いのやり方で接してしまうと・・・



本人が混乱してしまう。

それぞれの場面やライフステージにおける関係者が、
本人を支えるチームのメンバーとして、
本人の特性や配慮すべきことについて共通の認識を持ち、
同じ方針に沿った統一した支援をしていくことが大切。

②統一した支援をするために

チームにおける情報共有や連携の方法

- 日頃からお互いに頻繁なやりとり（情報共有）をする
- 個別の支援会議（ケース会議）を開催する
- サービス等利用計画
- 個別支援計画
- 支援手順書

日頃からお互いに 頻繁なやりとり（情報共有）をする

- 体調
- 生活リズム（睡眠や食事、排泄など）の変化
- 日課などの環境の変化
- 強度行動障害などの課題となる行動の有無

個別の支援会議（ケース会議）を開催する



- 情報の共有
- 記録方法
- うまくいかない時の対応

③サービス等利用計画・
個別支援計画・
支援手順書

本人ニーズに基づく支援計画

「本人ニーズ」

夢や目標、支援してほしいこと、困っていること

- ・ コミュニケーションの苦手さを補う支援
- ・ 困りごとの背景にある障害特性や環境要因を知る
- ・ 自己決定のための本人にあった情報提供

本人ニーズに基づく支援計画を考えるためには、
特性の理解とアセスメントの視点が欠かせない

サービス等利用計画

本人の望む生活に対し、支援機関がそれぞれどのような役割を果たしチームで支えていくことを示したもの

ご本人の望む生活や目標

サービス等利用計画



グループホーム



日中活動や就労の支援

全体の計画



相談支援

サービス等利用計画

利用者氏名(児童氏名)	田中正則さん	障害支援区分	区分6	相談支援事業者名	〇〇相談支援事業所
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	〇〇〇〇
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画作成日	〇年△月□日	モニタリング期間(開始年月)	3ヶ月(次回:〇年□月)	利用者同意署名欄	
-------	--------	----------------	--------------	----------	--

利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)	グループホームで暮らしながら、自分の望む生活を送りたい。 週末は、外出をして好きなところでかけたり、公園で遊んだり、買い物をしたいと思っています。				
総合的な援助の方針	本人が落ち着いて活動できるように、環境を整えながら自分から積極的に活動できるように手伝います。				
長期目標	自分で予定を理解し、グループホームで自分らしい生活がおくれるようになる。				
短期目標	気になることがあるとずっと続けてしまったり、思うように活動できないとパニックになってしまうので、落ち着いて活動できるようになりたい。				

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)			
1	平日、毎日通い安定した生活リズムを維持しながら、仕事をがんばりたい。	無理すぎない程度に仕事を設定して、1日の日中の活動リズムを組み立て生活する。	6ヶ月	生活介護 -8日/月 10:00-16:00 軽作業、余暇活動など	〇〇生活介護 担当:Aさん 電話:〇〇-△△△△	決めた日程に沿って活動し、落ち着いて過ごせるようなリズムを整えていく。	3ヶ月	落ち着かない時は、原因を分析しながら、本人がわかりやすい環境などを整えてください。
2	不安な気持ちを和らげ穏やかに生活を送りたい。	落ち着いて活動できるような環境を作りながら、安心して暮らせるようになる。	3ヶ月	生活介護 -8日/月 共同生活援助	〇〇生活介護 担当:Aさん グループホーム△△ 担当Bさん	不穏になった時に、何が原因なのか表現できるように環境や道具を揃えていく。	3ヶ月	不安なことを伝えられない様子がありましたら、環境設定をお願いします。
3	休みの日は、外に出かけて、楽しく過ごしたい。	休日で天気の良い日は、外出し好きなところに遊びに行く。	6ヶ月	行動援護 40時間/月 (週休2日のうち、どちらか)	ヘルパーステーション □□□ 担当:Cさん	遊びたい事などを、順番や時間を決めて、楽しめるようになる。	3ヶ月	好きな事はやり続けてしまうことがあるので、気をつけながら楽しく過ごせるように支援をお願いします。
4	困ったことがあって、普段関わる人に相談しづらい時に相談したい。	自分では解決できない悩みや疑問を気軽に相談できるように。	6ヶ月	計画相談	〇〇相談支援事業所	定期的に訪問してもらった時などに、不安な事があったら相談する。	6ヶ月	定期訪問以外の時に話したいような訴えがあった場合は、職員を通じて連絡をください。

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名（児童氏名）	田中さん	障害程度区分	区分6	相談支援事業者名	〇〇相談支援事業所
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0円	計画作成担当者	〇〇〇〇
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	〇年〇月
--------	------

	月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
6.00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	日中は、グループホームから少し離れた生活介護に通いながら、軽作業や余暇活動に取り組んでいる。
	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	
8.00	朝食・トイレ・準備	朝食・トイレ・準備	朝食・トイレ・準備	朝食・トイレ・準備	朝食・トイレ・準備	朝食・トイレ	朝食・トイレ	週末は、主に土曜日は行動支援を使いヘルパーと一緒に外出し、日曜日は実家に帰省し家族と過ごしている。
	送迎	送迎	送迎	送迎	送迎			
10.00	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	生活介護	TV	実家に帰省	以前キッカケがあり入浴できなくなってしまった事があるので、決まった時間に入るように予定を設定している。
12.00						昼食		
14.00						外出など		
16.00	送迎	送迎	送迎	送迎	送迎			週単位以外のサービス
18.00	帰宅・おやつ	帰宅・おやつ	帰宅・おやつ	帰宅・おやつ	帰宅・おやつ	部屋の掃除	帰宅・おやつ	通院：生活介護で対応（2ヶ月に1回）
	入浴	リビングで過ごす	入浴	リビングで過ごす	入浴		入浴	
	洗濯		洗濯		洗濯		洗濯	
	夕飯	夕飯	夕飯	夕飯	夕飯		夕飯	
20.00	歯磨き	歯磨き	歯磨き	歯磨き	歯磨き	歯磨き	歯磨き	
22.00	TV	TV	TV	TV	TV	TV	TV	
0.00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	
2.00								
4.00								

サービス提供によって実現する生活の全体像	ちょっとしたキッカケで、行動が乱れることがあり、今まで出来ていた行動が突然できなくなることがあります。 崩れてしまった時は、無理強いせず環境の配慮などを本人と相談しながら調整・決定し試していくことで自分で決定し困らないように自分の予定などを組み立てていく能力を身に付けていくことができます。 また、現在グループホームで生活していますが、一人でできることが増えてきたところでは、暮らしなどの評価も受けつつ、目標設定をしていくことで、高齢の家族に頼りすぎることなく日常生活を送れるようになる。
----------------------	--

個別支援計画

サービス等利用計画で示された役割を基に、支援機関ではどのような目標をもち、何に配慮して支援をするのか、具体的な目標と支援内容を記入した計画



個別支援計画

利用者氏名：田中正則さん

○年○月○日

サービス等利用計画の総合的な援助の方針	本人が落ち着いて活動できるように、環境を整えながら自分から積極的に活動できるように手伝います。
利用者及び家族の希望・ニーズ	休みの日は、外に出かけて、楽しく過ごしたい。
総合的な援助の方針	外出の時に、混乱しないよう環境を整えたり、わかりやすく予定や時間の提示を行い楽しめるように手伝います。
長期目標	好きなことを楽しみながら、自分で活動を管理できるようになる。
短期目標	理解できる予定などを活用して、一つひとつの活動を楽しめるようになる

具体的な到達目標及び支援計画等

具体的な到達目標	本人の役割	支援内容 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	担当者	優先順位
公園で好きな遊びを楽しみたい。	ブランコなどは回数、水遊びは時間を決めて楽しむ	好きな遊びを途中で止めると自傷行為などが始まるため、終わりを提示し次の活動にスムーズに切り替えられるようにする。	公園などで、好きな活動を行う場合	ヘルパー	1
活動の合間に、適度な休憩をとり水分補給などを行う。	一旦活動をやめ、水分補給と休憩をし、次の活動に移る	「休憩」もしくは「おちゃ」のカードを提示して休憩を促し、休める場所に誘導してください。			
外食を楽しみたい。	食べたいものを選択して、おいしく食事を楽しむ	食事のメニューで混乱する場合は、メニューを事前に提示もしくは、選択肢をある程度絞り込んだ上で選択してもらい、食べたいものをスムーズに頼めるようにしてください。 行きなれたお店では、注文するものも本人が決める事ができるため、見守りがかまいません。 食事中は、基本的には見守りがかまいません。	外食をする場合	ヘルパー	2
移動中の安全確認などを行う。	危険な場所や交差点などでは安全を確認しながら行動する	突然走り出してしまうことがあるため、安全に注意を図りながら、交差点などでは一旦停止して安全を確認するよう支援し促していく。	移動中	ヘルパー	1

本人への説明

年 月 日

利用者氏名

サービス提供責任者名

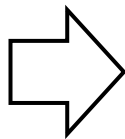
支援手順書

個別支援計画の内容から、具体的な活動とその工程・必要な配慮の方法などをその人に合わせて詳細に記入したもの



グループホーム

個別支援計画



具体的な活動の例



(工程確認)

支援手順書



(お風呂掃除)

支援手順書

具体的な活動や必要な配慮

支援手順書（例）

支援手順書/記録用紙

日付け	20〇〇年〇月×日	氏名	田中さん	記入者	支援員B
工程	本人の動き	支援者の動き・留意点		本人の様子(記録)	
事前準備		スケジュールに活動カードをセット。 お茶をカバンに入れる。			
スケジュール確認	出発前に支援者と一緒にスケジュール確認	田中さんに見えるようにスケジュールを示し、活動カードを1つ1つ指差して予定を最後まで確認する。 最後まで確認できたらカバンを渡して出発するように促す。			
散歩	公園に向かって歩く	田中さんの横を歩き、通行人や車をぶつからない様に注意する。 ぶつかりそうな時は田中さんの前に出てジェスチャーで止まる様に促す。 公園に近づくと走り出すことがあるので、横断歩道の前で本人の前に出て身体の前 hands を出すジェスチャーで止まる様に促し、支援者が安全確認する。			
公園	公園の入り口でスケジュール確認 ブランコで遊ぶ お茶を飲む	公園の入り口でスケジュール確認(活動カードを外す)。 ブランコに移動、本人が満足するまで遊んでもらう。 満足して動き出したら、次のスケジュールを示しベンチに移動。 ベンチでスケジュール確認(活動カードを外す)、お茶を飲む。 終わったら次の活動を伝える。 * 田中さんが水遊びを始めた時は、タイマーを3分にセットし、田中さんに見える様にセットし、「3分でおしまい」と声かけ。 タイマーがなったら田中さんが水道を止めるので、次の活動を促す。			
外食	飲食店に行き食事をする	お店の前で走り出すことがあるので、本人の前に出てジェスチャーで止まってもらい支援者が安全確認。 店前でスケジュール確認(活動カードを外す)。 メニュー表を見せると、食べたいものを指差すので、支援者が注文、購入する。 食事は見守りする。 食べ終わったら次の予定を伝える。			
帰宅	自宅に戻る	スケジュール確認(活動カードを外す)。 家族に田中さんの様子を伝える。			

* スケジュール確認の手順

- ・スケジュールカードを指差し、次の活動を単語で伝える
- ・活動場所に着くとカードを外しポケットに入れる
- ・次の活動を伝える際はスケジュールカードを指差し、単語で伝える

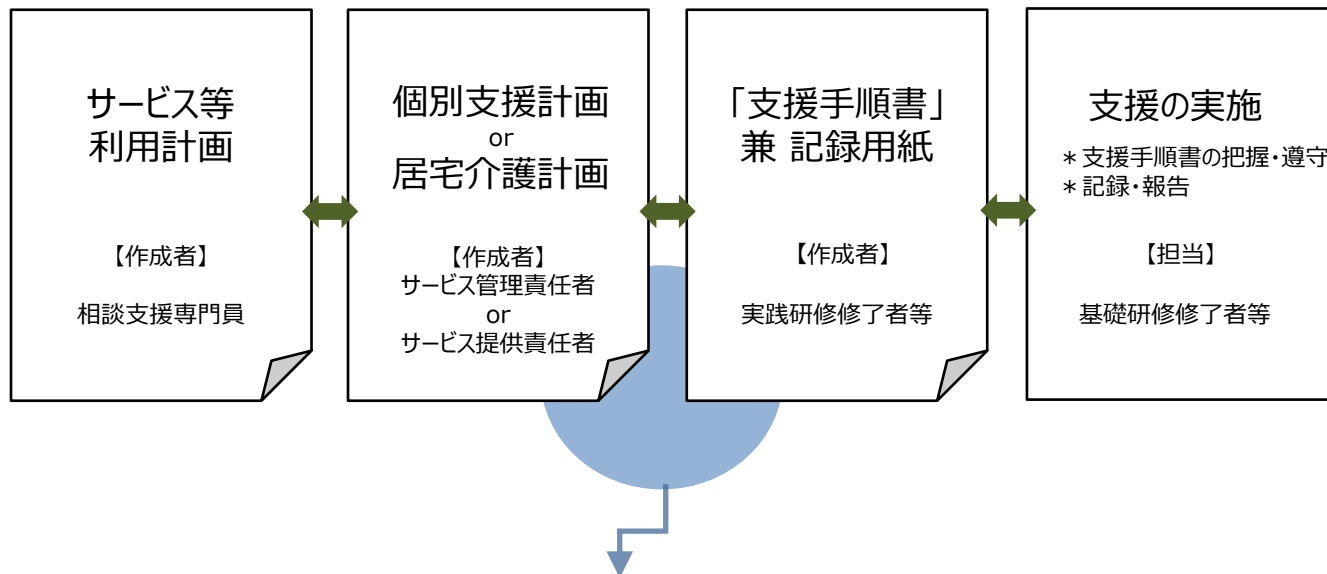
* 本人と関わる際の注意点

- ・声かけは最小限にする(声かけが多くなると混乱しやすいため)
- ・公園やお店の近くでは目的に向かって急に走り出すことあり
- ・事前にジェスチャーで止まる様に促し支援者が安全確認する

現場で支援を実施するときには、
支援手順書に沿って支援することが大切

= 本人の特性に合わせた統一した支援

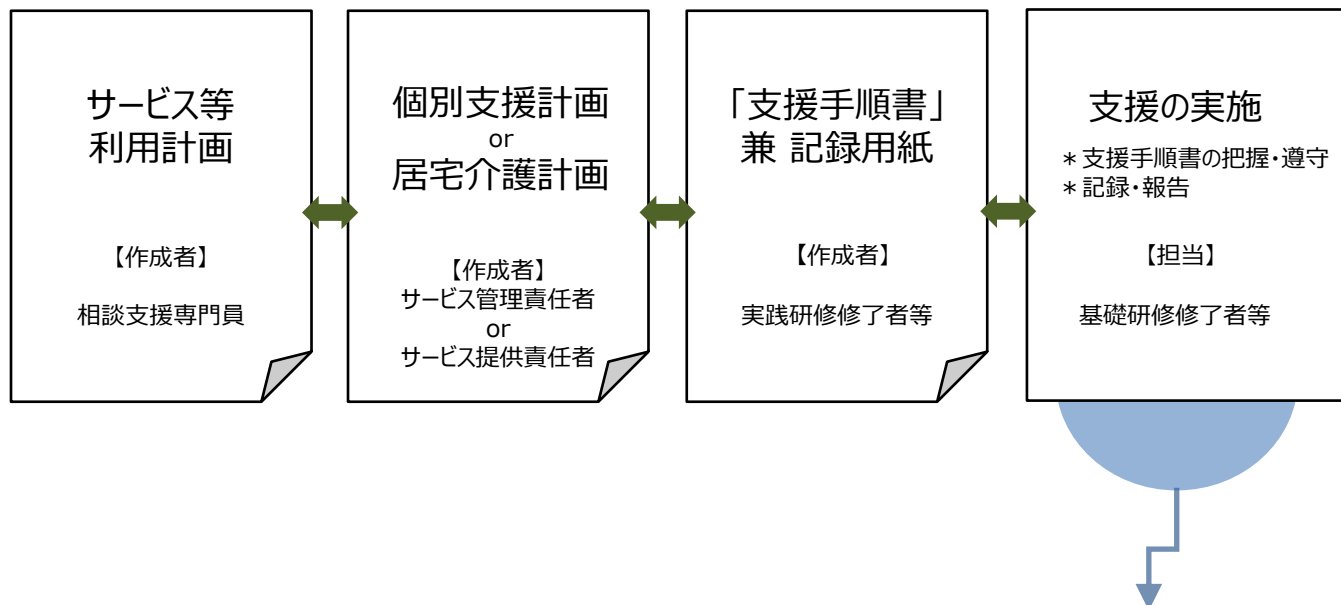
個別支援計画と支援手順書の関係



強度行動障害の支援においては、個別支援計画や居宅支援計画といった大まかな支援内容では、適切な支援を行うことが難しい。障害特性に配慮した留意点を整理し、日々の日課や各活動の詳細を決め、時間単位で各活動をどのような流れで行っていくかを詳細に記した「支援手順書」が必要となる。

④支援の実施と記録

支援の実施と記録



実際の支援に入る時には、支援手順書に沿って支援をすること、支援時の本人の様子などを記録しておくことが大切。

支援手順書に従って記録する際の留意点

事前に確認しておくポイント

事前準備	支援ツールの準備など、事前の準備ができているか
支援手順書の内容	支援者が支援手順書の内容を理解できているか、内容に変更がないか
その日の状況	体調（睡眠、排便、てんかん発作などのリズムなど）やその日の状況（自宅でいつものこだわりができなかったので、落ち着かない様子など）にも影響を受けやすいので記録しておく

⑤客観的な記録

記録の重要性

正しい状態像をつかむ

チームで情報を共有する

支援の効果を確認する

支援のベース

正しい状態像をつかむ

- ・ 大変な人？ 大人しい人？・・・など印象では具体的な状態像がわからない
- ・ いつ、どこで、どのような行動をとっているかなど、具体的な情報から正しい状態像を知る
- ・ 正しい状態像を知ることによってその人にあった支援につながる

情報共有の重要性

- ・ チームで支援したり、対応を考えていく上で情報共有は重要
- ・ 直接の関わりで得られた情報をチームで共有する

情報共有のベースとなる記録

例

今日は大変
だった

何が？ 誰が？
状況がわかりにくい

田中さんの水遊びを止
めたら、頬を叩く自傷
があった。
支援者も対応に困った。

具体的に記述

具体的な状況が
共有できる

情報共有のベースとなる記録

- ・ 具体的な状況を記録する
- ・ 支援者の主観と具体的な状況をわけて記録する
- ・ 「いつ・どこで・誰が・どのように」を意識する
- ・ 読み手を意識する

→具体的な状況を共有することで、支援者の共通認識を持ちやすい

情報共有のベースとなる記録

好ましくない記録の書き方（一例）

支援手順書/記録用紙

日付け	20〇〇年〇月×日	氏名	田中さん	記入者	支援員B
工 程	本人の動き	支援者の動き・留意点	本人の様子(記録)		
外食	飲食店に行き食事を する	お店の前で走り出すことがあるので、本人の前に出てジェスチャーで止まってもらい支援者が安全確認。 店の前でスケジュール確認(活動カードを外す)。 メニュー表を見せると、食べたいものを指差すので、支援者が注文、購入する 食事は見守りする。 食べ終わったら次の予定を伝える。	今日は、とても調子が良くて、ニコニコ笑顔を見せながら一緒に歩くことができ、危険なことはありませんでした。 ご飯を食べに行くことを本人もよくわかっているので、とてもスムーズで注文もできました。 食べ終わってから、すぐ席を立ちでかけました。		



Q この記録のどこに課題がありますか？

A 支援手順書に記載されている
支援の結果がわからない

情報共有のベースとなる記録

好ましい記録の書き方（一例）

支援手順書/記録用紙

日付け	20〇〇年〇月×日	氏名	田中さん	記入者	支援員B
工程	本人の動き	支援者の動き・留意点	本人の様子(記録)		
外食	飲食店に行き食事を する	お店の前で走り出すことがあるので、本人の 前に出てジェスチャーで止まってもらい支援 者が安全確認。 店前でスケジュール確認(活動カードを外 す)。 メニュー表を見せると、食べたいものを指差 すので、支援者が注文、購入する 食事は見守りする。 食べ終わったら次の予定を伝える。	・お店が見える少し前に目の 前に出て止まってもらうように 促したが、振り切り走りだして しまう。 ・店の前で予定の確認はでき ず、そのまま店内へ入る。 ・店内に入り食べたいものをメ ニュー表から落ち着いて選ぶ ことができた。 ・食べ終わり次に行く前に次 の予定カードを見せたところ ですぐに移動した。		
次の支援					
外食	飲食店に行き食事を する	お店の前で走り出すことがあるので、本人の 前に出てジェスチャーで止まってもらい支援 者が安全確認。 店前でスケジュール確認(活動カードを外 す)。 メニュー表を見せると、食べたいものを指差 すので、支援者が注文、購入する 食事は見守りする。 食べ終わったら次の予定を伝える。	・お店が見える前の角から前 に出て止まってもらうジェス チャーをしたところ一緒に止ま ることができた。 ・店の前で予定を確認、メ ニューも落ち着いて選ぶこと ができました。 ・食べ終わったあと、次の活動 のカードを確認し移動した。		

次の支援

手順書に記載されている支援の結果を、簡素に記録する。



⑥強度行動障害の状態にある方 の記録のとり方

20〇〇年度 利用者名 Aさん

日付	様子	記入者
〇月1日	夜間起き出すことが多い	支援員A
〇月2日	明け方、廊下をウロウロ歩いていた	支援員B
〇月3日	夜間起き出すことが多い	支援員A
〇月4日	よく寝ているが、明け方廊下を徘徊	支援員C
〇月5日	よく寝ている	支援員D
〇月6日	夜間に利用者Bさんとトイレで一緒になり、引っかけたのか傷がある	支援員B

- ・ 夜間の様子について、支援員の観察に基づき記録する記録表
- ・ 自由に書きやすいが記入者の主観でまとめられやすい
- ・ 具体的な記述が少ない場合、正しい状態を掴みにくい

20〇〇年度 利用者名 Aさん

日付／時間	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6
〇月1日		△	夜間起き出すことが多い						△	
〇月2日			明け方、廊下をウロウロ歩いていた						△	
〇月3日		△	夜間起き出すことが多い						△	
〇月4日			よく寝ているが、明け方廊下を徘徊							△
〇月5日			よく寝ている							
〇月6日		△	夜間に利用者Bさんとトイレで一緒になり、引っかかれたのか傷がある							

■…就寝 △…トイレ

- ・ 夜間の様子について時間軸で一覧表にした記録表
- ・ 眠っている時間は塗りつぶし、起きている時間は空白で記録している
- ・ 眠っている時間が具体的に記録できるので詳細な状況が把握しやすい
- ・ △のマークでトイレに行ったタイミングも記録している

2000年度 利用者名 Aさん

日付	夜間の睡眠	夜間トイレの有無 (トイレに行ったら○)	考察／備考
○月 1 日	☐ 4 時間未満 ☐ 4 ～ 6 時間 ☒ 7 ～ 9 時間	○	夜間 2 度トイレに行く
○月 2 日	☐ 4 時間未満 ☐ 4 ～ 6 時間 ☒ 7 ～ 9 時間	○	トイレは明け方 トイレに起きるまではぐっすり 眠っている
○月 3 日	☐ 4 時間未満 ☐ 4 ～ 6 時間 ☒ 7 ～ 9 時間	○	夜間 2 度トイレに行く
○月 4 日	☐ 4 時間未満 ☐ 4 ～ 6 時間 ☒ 7 ～ 9 時間	○	明け方トイレに起きるまでぐっすり 眠れていた

- ・ 記録するポイントをまとめた記録表
- ・ どの部分を観察して記録するのかわかりやすい
- ・ ポイントが整理されているので振り返りもしやすい
- ・ ポイントとして示した部分以外のことがらが書きにくいので、考察／備考欄を作って記入できるようにしている

⑦課題となる行動の記録と仮説の 検証・振り返りの重要性



行動記録表 利用者名 Bさん

課題となる行動：「支援員を叩く行動」

記録の仕方：課題となる行動があれば都度○をつける
支援者を一度に複数回叩く場合は◎をつける

記録の期間 □月 1 日～□月 5 日

日付／時間	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	記入者
□月 1 日			○○				支援者A
□月 2 日			◎	○	○		支援者B
□月 3 日		○	○○				支援者A
□月 4 日							支援者A
□月 5 日			◎		○	○	支援者C

- ・課題となる行動を定め、時系列の記録表に記録
- ・課題となる行動がどの時間（活動時）に起こっているのか分析する
- ・上記の例だと昼食に起きることが多いので、その時間帯に行動のきっかけになるような環境要因があると考えられる
- ・また、強い行動（◎の行動）があったときには、その後も続きやすいので注意が必要なことなどが読み取れる

行動記録表 利用者名 Bさん

日付	課題となる行動	事前の様子	対応／事後の様子	記入者
○月 1 日	12:30 支援員を叩く	食事を食べ終わって いすに座っている	作業をうながすと落ち 着く	支援員A
○月 4 日	12:20 支援員を叩く	いすに座って食事を 待っている	食事をうながすと落ち 着く	支援員B
○月 5 日	11:30 支援員を叩く	作業が終わっていす に座っている	いったん距離を空け、 食事をうながす	支援員C

- ・「支援員を叩く」という課題となる行動についての記録表
- ・「支援員を叩く」という行動を記録のターゲットに定めて、その行動が起こった際の「事前の様子」と「対応／事後の様子」もあわせて記録している
- ・事前の様子からは行動の起こるきっかけを探っていく
- ・事後の様子からは、Bさんがその行動の結果、獲得したことや支援者の対応がどう影響をあたえたのか探っていく

- ・ 支援手順書に基づいて支援したが上手くいかなかったなので自分の時は対応を変えている

→バラバラの支援に

緊急時は除く

- ・ うまくいかなかった時は上司に相談したりチームで共有する
- ・ チームで共有し支援手順書を改定していく
- ・ 日々の「報告・連絡・相談」が大切 

支援の効果を確認する

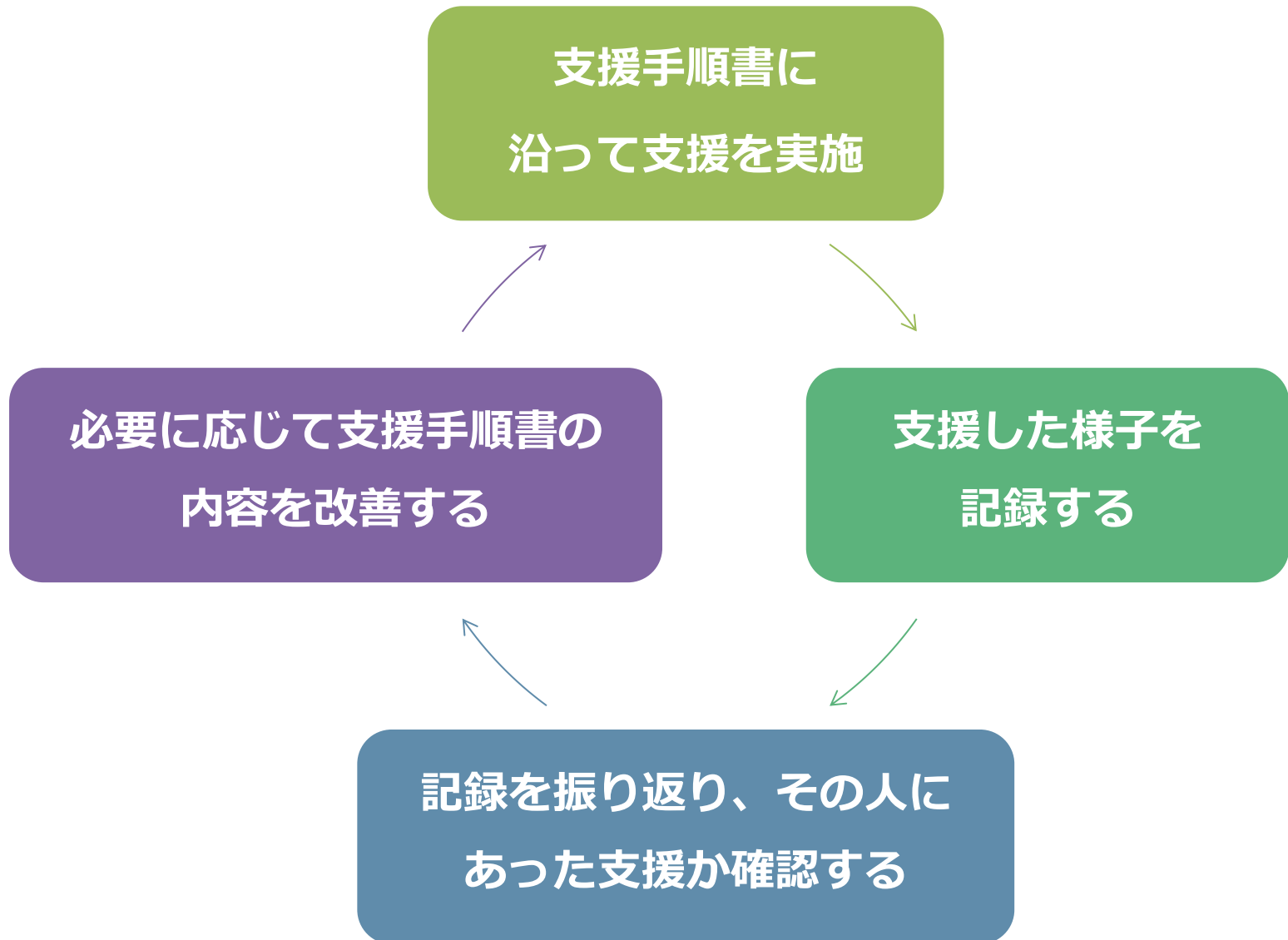
- 支援に取り組んだ結果が記録として残っていると振り返りしやすい
- 支援の結果を振り返りながら、その支援が適切かどうか？改善点があるか？を確認していく

計画の見直し

- ・ 記録をもとに
- ・ 上手くいった支援は継続・発展させる
- ・ 上手くいかなかった支援は見直しする

= 見直しを繰り返しより本人にあった
支援手順書に

支援の実施



⑪ **【演習】 チームプレイの基本**
— 支援手順書に基づく支援と記録の方法

184

チームプレイの基本

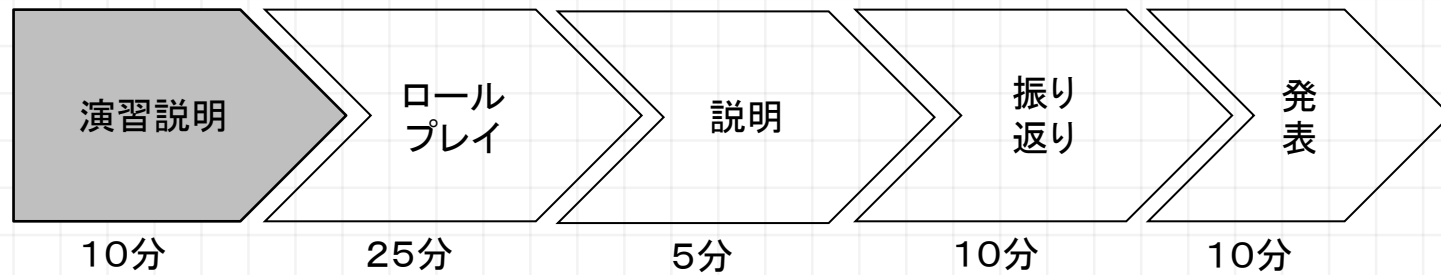
- 支援手順に基づく支援の体験 -



この時間で学ぶこと

- 01_ 同じ支援に関わる支援員全員が**統一された支援**を提供することで、本人が落ち着いて活動することができることを学びます。
- 02_ 支援の様子を、的確に記録し反映することで、**次につながる支援**を記録を残すことを学びます。
- 03_ 行った支援を**的確に引き継ぎ**、同じ質を担保しながら、さらに良い支援を組み立てていくため、職場内の連携を学びます。
- 04_ 支援手順書や環境調整のアイデア、目で見てわかりやすい手がかりの使い方を体験します。

演習のながれ



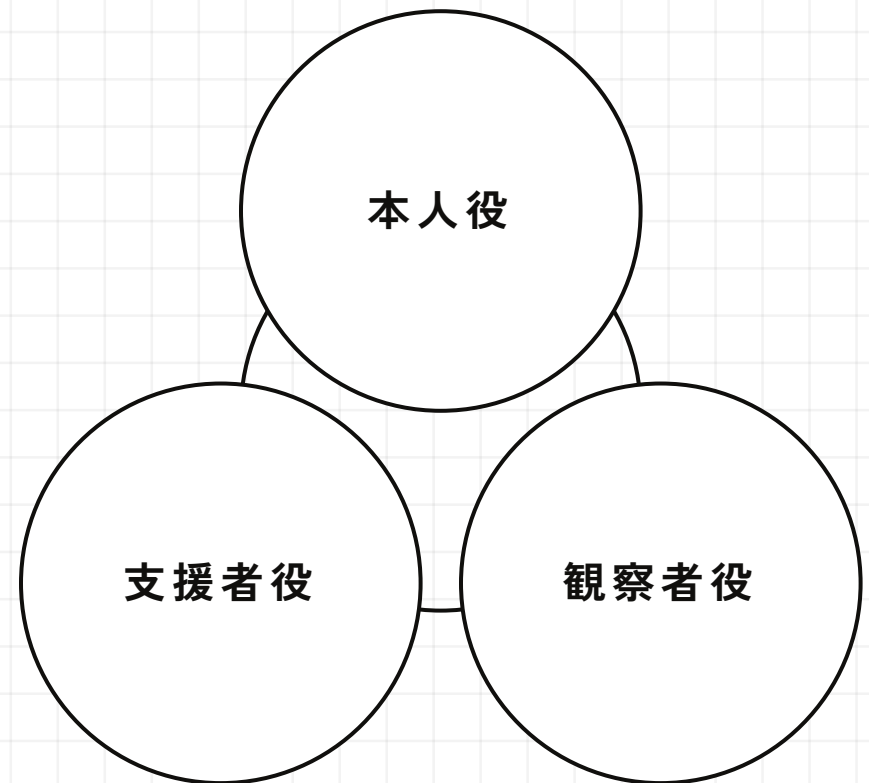
準備物

- 外出の支援手順書 ... A4
- 観察者記録シート ... A4
- スケジュール台紙

ロールプレイのながれ

田中さんの外出の場面を
モデルにロールプレイします

- 4 人一組で行います。
- 配役は「本人役」→「支援者」→「観察者」→「見学」の順番で行います。
- 記録はロールプレイが終わってから書く時間を作ります。



それぞれの役割



本人役

自閉症で重度の知的障害の
田中さんの役をします。

※参考資料

- ・ 特性確認シート
- ・ 氷山モデルシート参照



支援者役

支援手順書の内容をしっかりと確認し、それに沿って
田中さんの支援を行う。



観察者役

チェックシートを確認して
、演習の様子を支援手順書
に記入する



見学者

全体の様子を観察する。

田中さんの行動と背景の特性・支援のアイデア

行動	背景の特性	支援のアイデア	田中さんを支援するためのアイデア
• 支援者の声かけにはエコラリア（反響言語）で答える。	【コミュニケーション】 7) 話し言葉の理解が難しい 10) 話し言葉で伝えることが難しい 11) どのようにして伝えたらいいかわからない	D) 本人が理解できる見える情報（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）で伝える（やりとりの視点・見え方の視点） E) 本人が発信しやすいツールを（文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など）提供する（やりとりの視点・見え方の視点）	絵カード（写真、絵、文字）などを活用し、言葉でのやりとりはしない
• 公園を見ると走り出す	【想像力】 19) 先の予測をすることが難しい 22) 興味関心が狭くて強い	G) 本人に分かりやすく予定や変更を伝える（時間の視点）	事前に次の活動を伝える
• ブランコに乗るのが好き • 水を触るのが好き	【感覚】 26) 視覚の過敏や鈍麻がある 27) 触覚の過敏や鈍麻がある 30) 前庭覚の特有の感覚がある	L) 好きな刺激、必要な刺激は保障する（場所の視点）	好きな活動を取り入れ、楽しさを提供する

田中さんの行動と背景の特性・支援のアイデア

行動	背景の特性	支援のアイデア	田中さんを支援するためのアイデア
- 水を触り始めると、時間を忘れて触っていたくなる - タイマーが鳴ると水を触ることをやめる	【想像力】 16) 段取りを適切に組むことが難しい 18) 今やることを自分で判断することが難しい	H) 始まりや終わりを分かりやすいようにする (時間の視点・場所の視点)	タイマーで終わりを伝える
絵で示した活動スケジュールを見て行動する	【社会性】 6) 見えないものの理解が難しい →見えるものは得意 【コミュニケーション】 7) 話し言葉の理解が難しい 9) 抽象的であいまいな表現の理解が難しい 【想像力】 17) なんとなく、だいたいなどのイメージを持ちにくい →具体的な提示は理解できる	G)本人に分かりやすく予定や変更を伝える (時間の視点) D)本人が理解できる見える情報(文章、単語、絵、写真、シンボル、具体物など)で伝える(やりとりの視点・見え方の視点)	スケジュールを提示する
騒がしいところでは耳ふさぎをする	【感覚】 25) 聴覚の過敏や鈍麻がある	K) 苦手な刺激を少なくするための配慮をする (場所の視点)	声かけを最小限にする



日付け	2000年〇月〇日	氏名	田中さん	記入者	支援員B
-----	-----------	----	------	-----	------

工程	本人の動き	支援者の動き・留意点	本人の様子(記録)
事前準備		スケジュールに活動カードをセット。 お茶をカバンに入れる。	
スケジュール確認	出発前に支援者と一緒にスケジュール確認	田中さんに見えるようにスケジュールを示し、活動カードを1つ1つ指差して予定を最後まで確認する。 最後まで確認できたらカバンを渡して出発するように促す。	
散歩	公園に向かって歩く	田中さんの横を歩き、通行人や車にぶつからないように注意する。 ぶつかりそうな時は田中さんの前に出てジェスチャーで止まるように促す。 公園に近づくと走り出すことがあるので、横断歩道の前で本人の前に出て身体の前に出すジェスチャーで止まるように促し、支援者が安全確認する。	今回は記入しません。
公園	公園の入り口でスケジュール確認(活動カードを外す) ブランコで遊ぶ お茶を飲む	公園の入り口でスケジュール確認(活動カードを外す)。 ブランコに移動、本人が満足するまで遊んでもらう。 満足して動き出したら、次のスケジュールを示しベンチに移動。 ベンチでスケジュール確認(活動カードを外す)、お茶を飲む。 終わったら次の活動を伝える。 *田中さんが水遊びを始めた時は、タイマーを3分にセットし、田中さんに見えるようにセットし、「3分でおしまい」と声かけ。 タイマーがなったら田中さんが水道を止めるので、次の活動を促す。	
外食	飲食店に行き食事をする	お店の前で走り出すことがあるので、本人の前に出てジェスチャーで止まってもらい支援者が安全確認。 店前でスケジュール確認(活動カードを外す)。 メニュー表を見せると、食べたいものを指差すので、支援者が注文、購入する。 食事は見守りする。 食べ終わったら次の予定を伝える。	今回は記入しません。
帰宅	自宅に戻る	スケジュール確認(活動カードを外す)。 家族に田中さんの様子を伝える。	今回は記入しません。

*スケジュール確認の手順

- ・スケジュールカードを指差し、次の活動を単語で伝える
- ・活動場所に着くとカードを外しポケットに入れる
- ・次の活動を伝える際はスケジュールカードを指差し、単語で伝える

*本人と関わる際の注意点

・声かけは最小限にする(声かけが多くなると混乱しやすい)

支援手順書(例)



支援者役

ロールプレイでは支援者役が本人の様子、支援の改善点などを記入

- 本人の様子(記録)の部分に記入してください

- 今回は、工程の「事前準備」から「公園」までのロールプレイを行います。

観察者用記録シート

グループ	配役	本人役	支援者役	観察者役
チェック項目			評価	
			✓	コメント
理解度	支援者は手順書を理解し、その通りに行っているか			
	視覚的な手がかりの意味を理解して関わっているか			
関わり方	視覚的な手がかりに注目させているか			
	過度な声かけは控えているか			
	指示は1つずつ伝えているか			
	田中さんのペースに合わせて関わっているか？			
その他に気づいたこと				

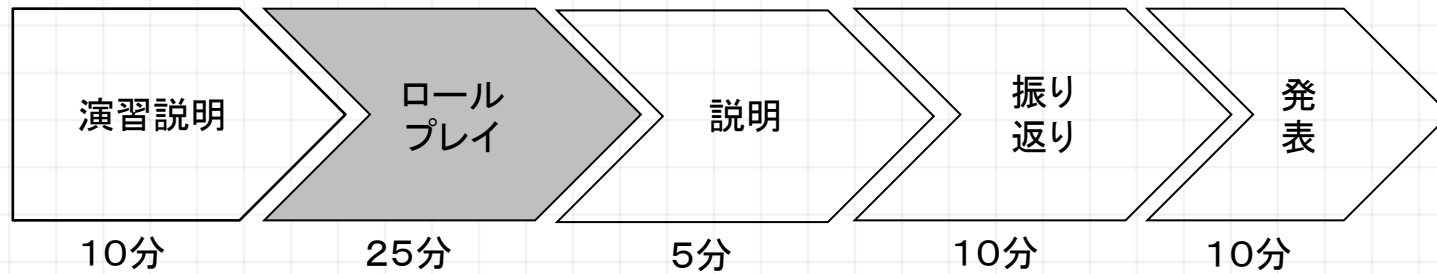
観察者用記録シート



観察者役

支援者役の方の行動を評価してもらいます。

- ✓欄には、チェック項目が出来ていない場合は✓を入れる
- コメント欄には、出来ない部分を説明する
- それ以外に気づいたことがあれば、「その他気づいたこと」に記入する

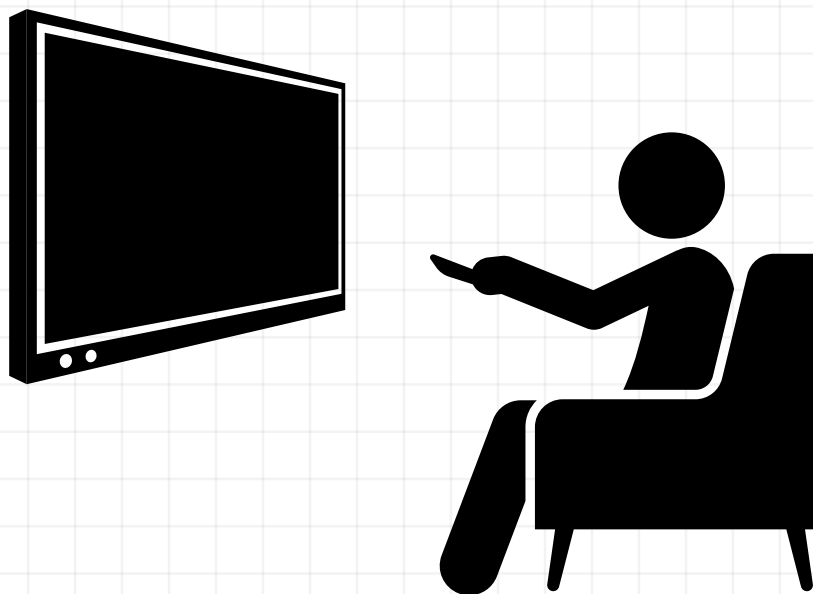


ロールプレイ

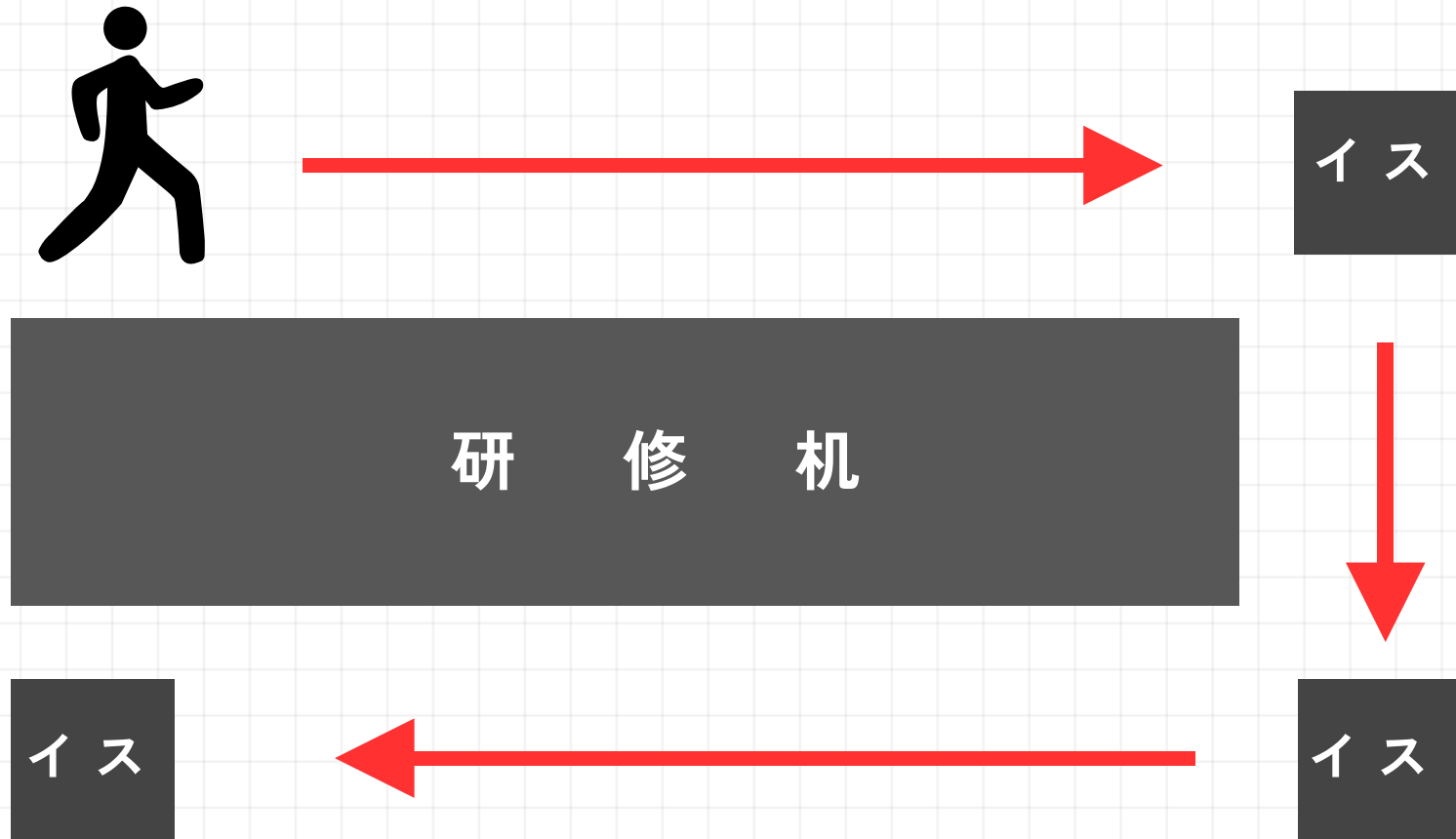
ロールプレイで取り込むのは、グループホームを出て、公園でお茶を飲むところまで

デモンストレーション

- 実際にロールプレイをしている様子を見てみましょう！！



配置について



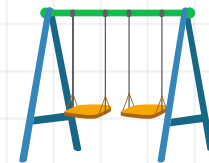
田中さんの動き



① 公園が近づくと走りだす

② 公園入り口でスケジュールを確認後、ブランコへ進む。

イス



ブランコ

研 修 机



ベンチ

イス

イス



水道

④ ベンチに座ってお茶を飲む

③ 水道が見えると近づき水を触る。タイマーになると水を止め、ベンチに向かう

※演習のためブランコ・水を触る時間は10秒に設定しています

田中さんの行動と背景の特性・支援のアイデア

場面	行動
スケジュール確認	・ 出発前にスケジュール確認では目線に合わせスケジュール見せ指差しされた活動カードを見ることができる
全ての場面	・ 支援者の声かけにはエコラリア（反響言語）で答える
全ての場面	・ 声かけが続く、2語文以上の声かけがあると動かない
公園の場面	・ 公園に近づくと走り出す、言葉での制止には反応しない ・ ジェスチャーでの制止には理解し止まる
公園の場面	・ ブランコは10秒ぐらい乗っている
水道で水を触る場面	・ 水道には自分から近寄り水を触る ・ 言葉での制止には反応しない ・ タイマーがなったら「終わり」は理解している
お茶を飲む場面	・ カバンからお茶を取り出し、ペットボトルのキャップを開け飲むことはできる

支援者の動き



①

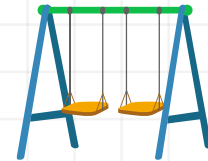
公園に向かって走り出す前に田中さんの前に出て止まってもらい安全確認

②

公園入り口でスケジュールを確認（活動カード外す）後、ブランコへ田中さんは自分で動き出すまで待つ動き出したらスケジュールで次の活動を確認



イス



ブランコ

研 修 机

イス



水道



③

水を触り出した時は、タイマーを10秒にセット田中さんに見せ「10秒で終わり」と伝えるタイマーが鳴るまで見守り鳴って田中さんが水道を止めた時点でスケジュールを見せ次の活動を伝える

イス



ベンチ

④

スケジュール確認（活動カードを外す）田中さんがお茶を飲み終わった時点で次の活動を示す

記録をつけましょう

ロープレ終了後に ...



支援者役

支援手順書に

自分が行った支援の様子を支援手順書の記録欄に
記録し、改善点などあったら一緒に記録しましょう



観察者役

観察者記録シートに

支援者役の人の行動をチェックしましょう。支援
者の理解度や関わり方を評価してください

観察者役の注意して見守って欲しい点

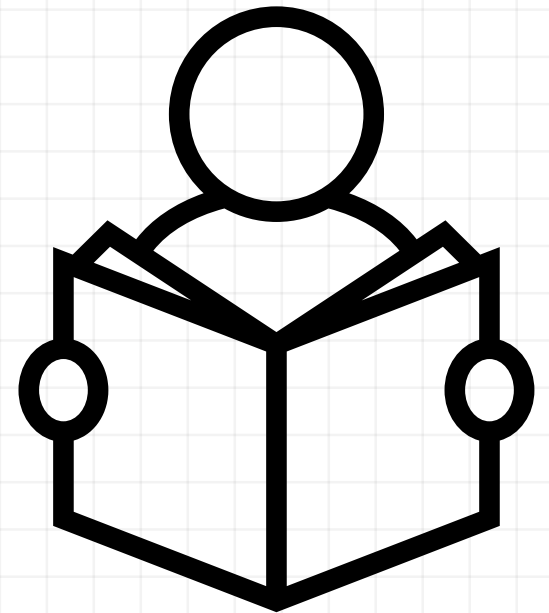
チェック項目

支援者の理解	支援手順書を理解し、その通りに関わっている
	視覚的な手がかりの意味を理解して関わっている
支援者の 関わり方	視覚的な手がかりに注目させている
	過度な声かけは控えている
	指示は一つずつ伝えている (声かけとジェスチャーは同時にしないなど)
	田中さんのペースに合わせて関わっている

読み込み時間

- 各自で資料を読み込みましょう
 - ロープレのながれの確認
 - それぞれの役割の確認

5 分間

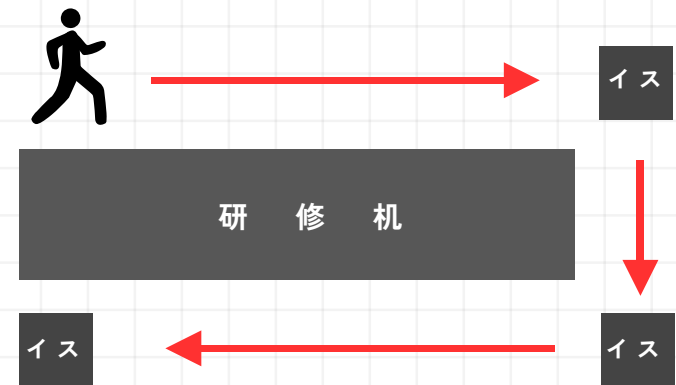


ロールプレイの準備をします



- 準備すること

- ロープレの舞台を作る
- 役割を決めましょう
 - 「本人役」
 - 「支援者」
 - 「観察者」



※ 2回目以降は、本人→支援者→観察者の順で交代

※ 4人チームの場合は

本人→支援者→観察者→見学の順

ロールプレイ



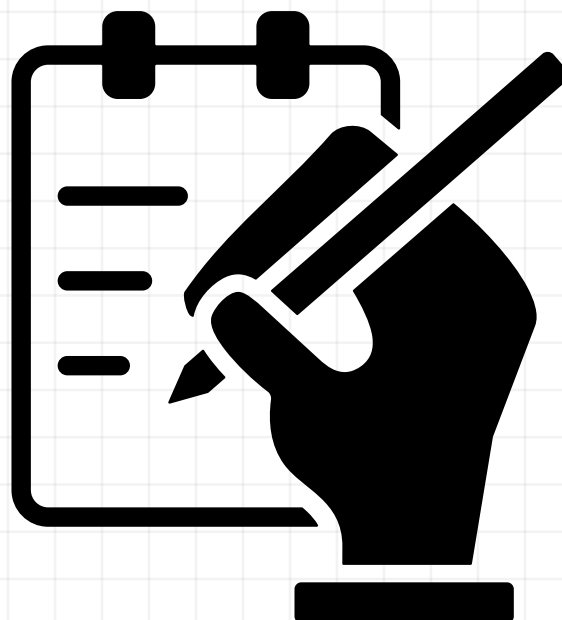
- 役割の確認をしてください
- 準備物の確認
- ロールプレイ終了後に、記録の時間があります

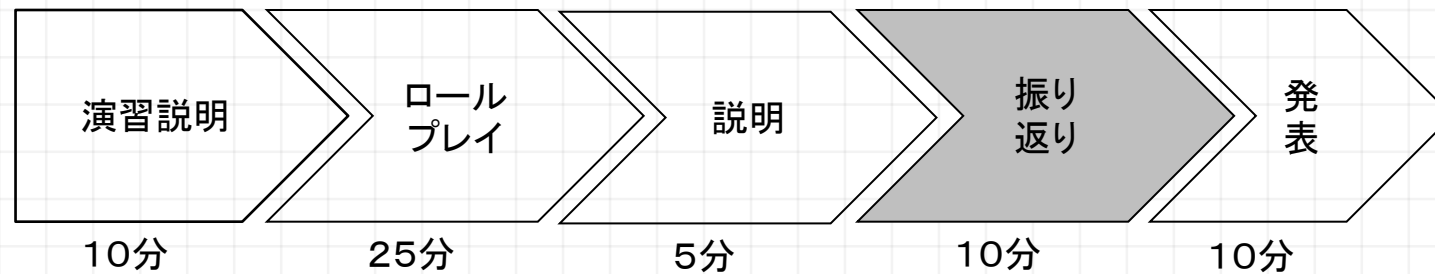


記録の時間



- 支援者役...支援手順書に記入
- 観察者役...観察者記録シートに記入

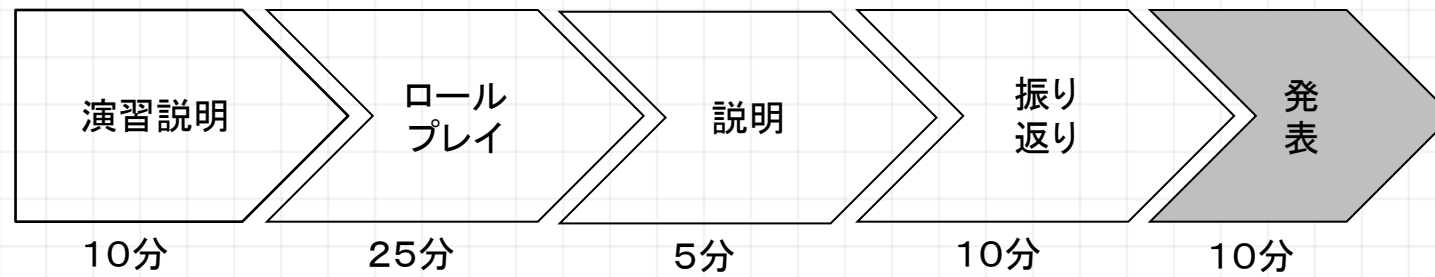




振り返り

「振り返りで話し合う内容」

- 本人役、支援者役、観察者役それぞれロールプレイの感想を話す
- 支援者役：支援手順書どおりに取り組めたか？
- 支援者役：手順書の内容が理解できたか？記録を書いてみて気づいたこと
- 本人役：支援者役の指示の仕方や支援ツールについて見やすかったか？
- 観察者役：外から見て、適切な関わり方ができていたか、声かけや指示は多すぎなかったか？
- 全体：チームで統一した支援を進めるためどうした工夫が必要か



発表

振り返りで話し合った内容を他のグループとも共有をしましょう。



まとめ

1. 支援手順書に従って関わることが重要
→対応の統一、安定した支援につなげる
2. 支援した結果を記録に確実に残す
→記録を残すことで、次の支援にスムーズに取り組むことができ、課題行動がいつから起きたのかを振り返ることができるようになり、地域との連携をする際、貴重な情報として活用することができる。
3. 的確に引き継ぐことで、良い支援を提供する
→引き継ぎを行い情報共有することにより、人が変わっても質を担保しながら、より良い支援を提供することができる。